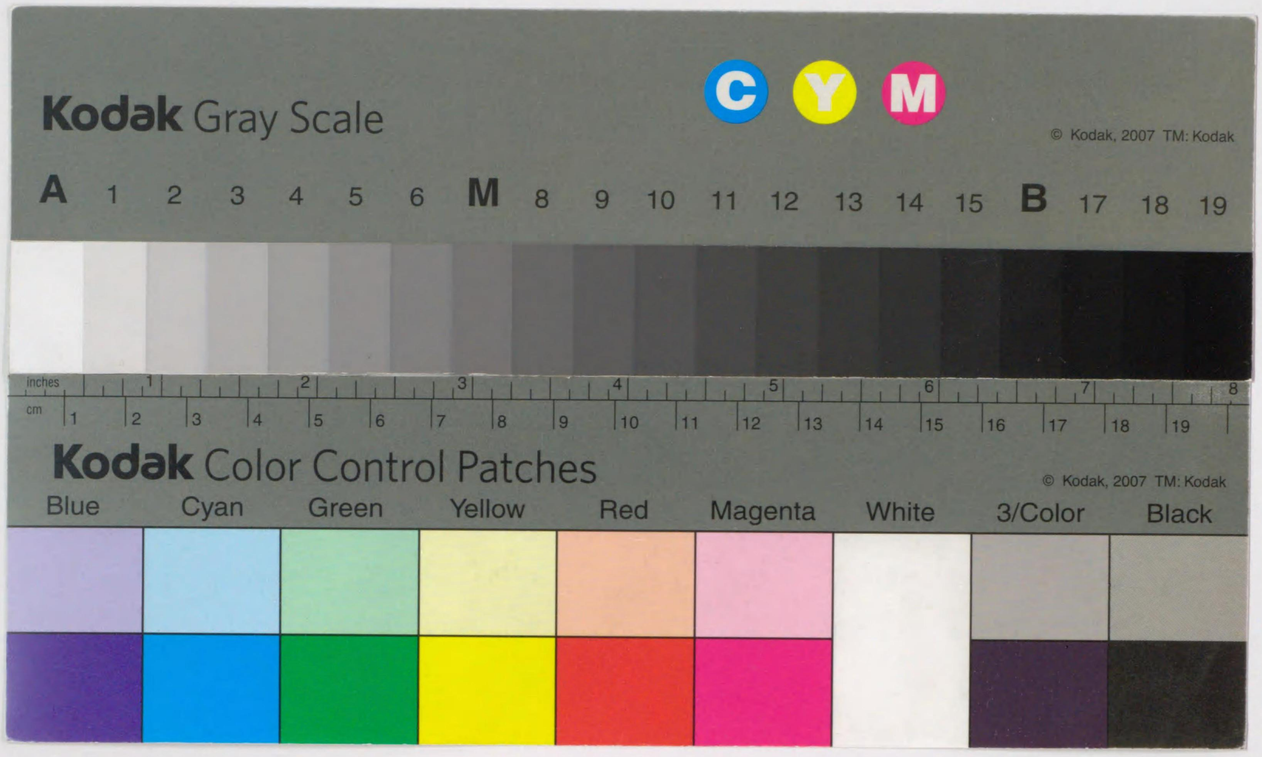

748 33
748-33
12005015934 43

127

正誤表

頁數	行數	正	誤
二	七	Juniperus	Juniperus
	一〇	ビヤクシン	ビククシン
	一九	サイハヒゲサ	サキハヒゲサ
三	五	Sieb.	Sied.
	七	Chamaecyparis	Chamaecgparis
四	一〇	有す。	有する、
	九	亦頗る	又頗る
	一〇	Boehm	Bohem
	一五	枝條短形、密簇	枝狀短形、密族
五	脚註	濱邊金	渡邊金
一〇	四	Chamaecypariisii	Cham aecypariisii
	表三行	鳥川	鳥川（二ヶ所）
	表七行	明治	昭和
一二	第二表	$\frac{Kg}{cm^2}$	cm^2 Kg
一五	一二	分析	分折
一六	一四	着色	着手
二七	一一	水槽	水漕
	一七	削ル	栫
三〇	高倉山	宮山	
三三	一三	thyoides	thioides
	六	C. nootkatensis Spach.	C. Nootkatensis parl.
三五	六	Chamaecyparis	Chamaecyporis
三六	一四	芳香	放香
三七	五	扁柏	扁柏
	六	線形葉	線葉形
三九	三	Port Orford	port Orford
三九	四〇	Match-wood	match-wood
	一四	Port Orford Cedar	Port Orford cedar
	五	暖帶北部	暖帶化部
	九	Chamaecyparis	Chamaecyporis
	一〇	Ch. n. Spach	Ch. n. Sargent
	三	坑木	杭木（一ヶ所）
	三	烟煤	煤烟
	五六	眞木立（マキタツ）	直木立（ナオキタツ）
	六二	甲加	甲賀
	一三一	頻々	瀕々
	一三二	群馬	郡馬
	一三三	西諸縣	西諸方
	表二行	飽託	飽飩
	〃三行	林緣	林緣
	備考欄四行	彎曲	灣曲
	一四六	腐朽	腐朽
	〃六	擇伐後他ノ	擇伐後地ノ
	〃二九	複枝	復枝
	〃三一	分體	分休
	〃三四	築上郡	築城郡
	〃三八	求菩提	求管提
	二表一一	事業區	事業乙
	〃一三	ヨリ	ヨル
	六表二	瀬	瀛
	〃備考六	枝ハ概シテ直	枝ハ概シテ直材
	一五〇	ツガ	ツギ
	七表一	長曾我部	長貧我
	末行	德川氏の臣	德川氏臣
	一五二	末ヨリ二	末ヨリ一
	〃	〃	〃
	一五九	〃	〃
一五九	末行	小祠	小詞
一七四	頭註五	群生	郡生
一七九	末ヨリ七	交へ	交る
一九一	一五	礪波郡	礪波郡
一九五	一四	鳥川	鳥川
一九六	一二	榛原郡	椿原郡
二〇五	末ヨリ九	所謂	言謂
二〇六	二	高倉山	宮山
	六	椹一六本	椹一・六本
二二五	頭註一	森林家必携	森林家携
二二六	四	社木	社本
二二七	第一表	混淆樹種	稱淆樹種
二二八	一六	棚倉	柵倉
二三五	表	植栽	植裁
二三六	一七	西磐井郡	西盤井郡
二三九	表	植栽	植裁
	末ヨリ五	奈良	奈色
二四六	圖版	群馬	郡馬
二四七	表	植栽	植裁
二四八	末ヨリ八	一〇萬 m^3	九萬 m^3
二四九	四	に於てヲ削ル（臺灣を除く）	寒冷地方に於ては（領土を含む）
	七	削ル	備考欄ノ記載
二五〇	第二表	癸亥年	發亥年
二五八	一	御用記書拔	御用記書秡
二六五	一五	阿波年表	阿淡年表
二八〇	一一	拔書	秡書
二八五	一五	飛翩	飛彈
二八八	一一		

七

ノキ分布考

帝室林野局寄贈本

ノキ分布考

帝室林野局寄贈本

正誤表

頁數	行數	正	誤	頁數	行數	正	誤
二	七	Juniperus	Juniprers	三九	四	Match-wood	match-wood
	一〇	ビヤクシン	ビククシン		一四	Port Orford Cedar	Port Orford cedar
	一九	サイハヒゲサ	サキハヒゲサ		五	暖帶北部	暖帶化部
三	五	Sieb.	Sied.		一七	Chamaecyparis	Chamaecyporis
	七	Chamaecyparis	Chamaecgparis		一九	Ch. n. Spach	Ch. n. Sargent
	一〇	有す。	有する、		一九	杭木	杭木（一ヶ所）
	九	赤顯る	又顯る		二〇	煤烟	煤烟
四	一〇	Boehm	Bohem		二〇	直木立（マキタツ）	直木立（マキタツ）
	一五	枝條短形、密簇	枝狀短形、密族		二〇	甲賀	甲加
		濱邊金	渡邊金		二〇	瀬々	頻々
五					二〇	郡馬	群馬
腦註					二二	西諸方	西諸縣
一〇	四	Chamaecyparisii	Cham aecyparisii		二二	飽純	飽託
表三行		鳥川	鳥川（二ヶ所）		二二	林緣	林緣
表七行		明治	昭和		二三	灣曲	彎曲
第二表		Kg cm²	cm² Kg		二三	腐朽	腐朽
一二					二三	擇伐後地ノ	擇伐後他ノ
一五		分析	分折		二四	復枝	複枝
一二					二四	分休	分體
一四		着色	着手		二四	築城郡	築上郡
一一		水槽	水漕		二四	求菩提	求菩提
一六					二四	事業乙	事業區
二七		削ル	櫛		二五	ヨル	ヨリ
一七		高倉山	宮山		二五	菅瀬	萱瀬
一三					二五	枝ハ概シテ直材	枝ハ概シテ直
三〇					二六	ツギ	ツガ
三三		C. Noottkatensis	C. Nootkatensis		二八	長曾我部	長貫我部
		Spach.	Spach.		二八	徳川氏臣	徳川氏の臣
		Chamaecyparis	Chamaecyporis		二八		
		放香	放香		末行	小祠	小詞
		扁柏	扁柏		頭註五	群生	郡生
		線形葉	線形葉		末ヨリ七	交へ	交る
		Port Orford	port Orford		一五	磯波郡	磯波郡
					一四	鳥川	鳥川
					一二	榛原郡	椿原郡
					末ヨリ九	所謂	言謂
					二	高倉山	宮山
					六	楠一六本	樹一・六本
					頭註一	森林家必携	森林家携
					四	社本	社本
					第一表	混淆樹種	稀淆樹種
					一六	棚倉	柵倉
					表	植栽	植裁
					一七	西磐井郡	西盤井郡
					表	植栽	植裁
					末ヨリ五	奈良	奈色
					圖版	群馬	郡馬
					表	植栽	植裁
					末ヨリ八	一〇萬m³	九萬m³
					四	に於てヲ削ル（臺灣を除く）	寒冷地方に於ては（領土を含む）
					七		
					第二表	削ル	備考欄ノ記載
					一	癸亥年	發亥年
					一五	御用記書拔	御用記書秡
					二八〇	阿波年表	阿波年表
					一一五	拔書	秡書
					二八五		飛彈

748
334

はしがき

檜は日本特有の林木でありその材の色澤國民性に適合し性質亦强靱にして高級建築用途として我國木材中の王である。

之を以て其の林木の我國に於ける分布を知る事は經濟上甚だ必要なことであり又古き時代の分布をも知る事は造林上至大の參考となるのみならず我國の文化歴史を調査する上に於ても亦等閑に出來ぬのである。

御料林は我國中最も多く檜の天然生林を有し年々の出材量も亦多く旁々檜の市價を誘導して居る狀況であるのみならず伊勢神宮の御遷宮用材を廿年毎に代採供給する史的慣例を有し或意味に於ける檜の權威であるから御料林經營五十年を紀念として檜の分布調査を行ひ一般の參考に供せんとしたのである。

分布調査の範圍は古今を通じ左の如く時代毎に區別して之を調査することゝした。

1、江戸時代以前の分布
2、江戸時代の分布
3、現代の分布

江戸時代及び其の以前のものは建築、彫刻、文藝、繪畫、林政史等廣く文献によるの必要があるので夫々專門の權威者に調査を委囑し現時代のものに付ては本局に於て之に當つた。

囑託者

江戸時代以前の分布　農學博士　柴田常惠氏
江戸時代の分布　岩間太郎氏　遠藤安太郎氏

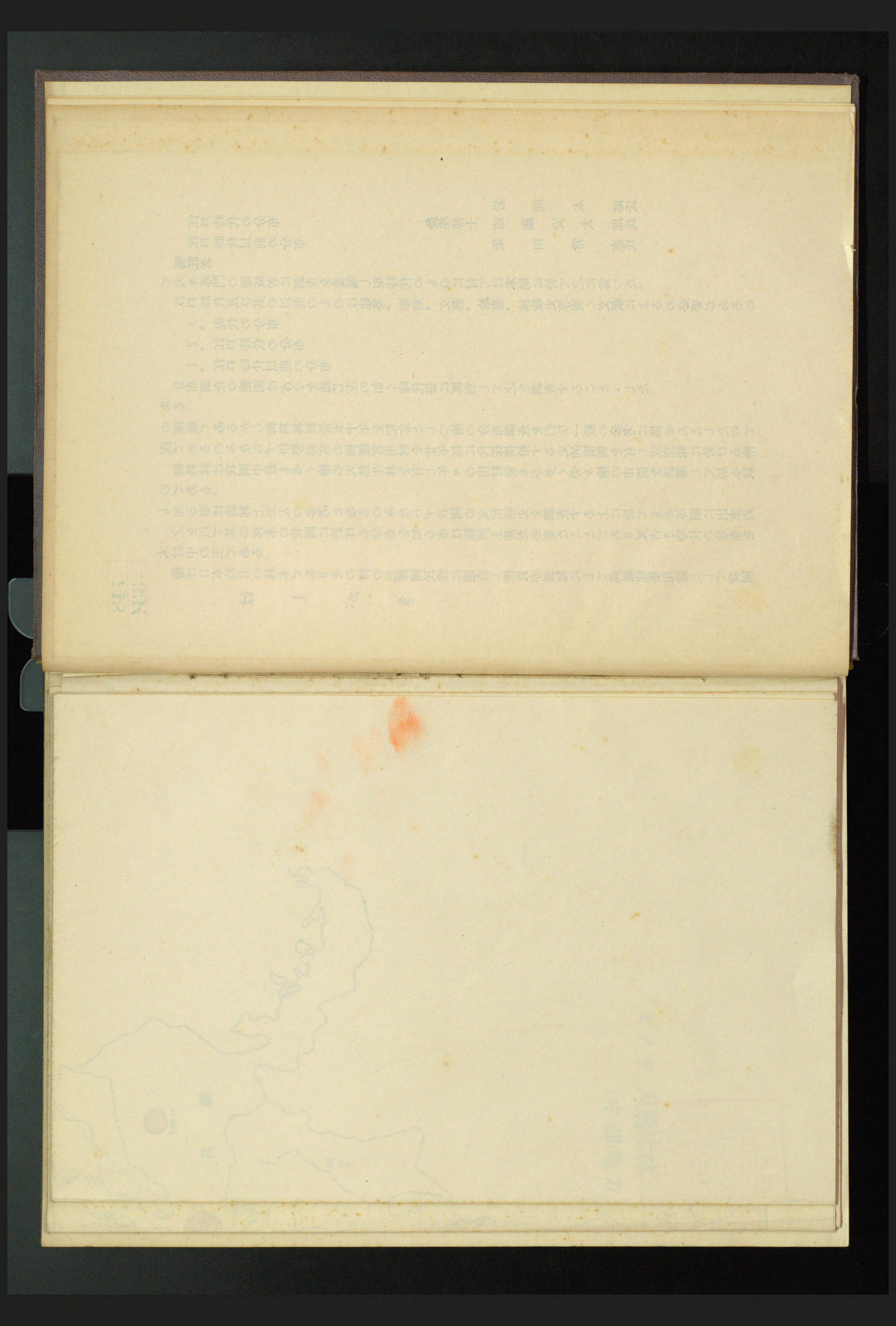

折り込み部分

未撮影

「ヒノキ」天然生林・蓄積・大樹分布略圖
（九州地方）1:1000000

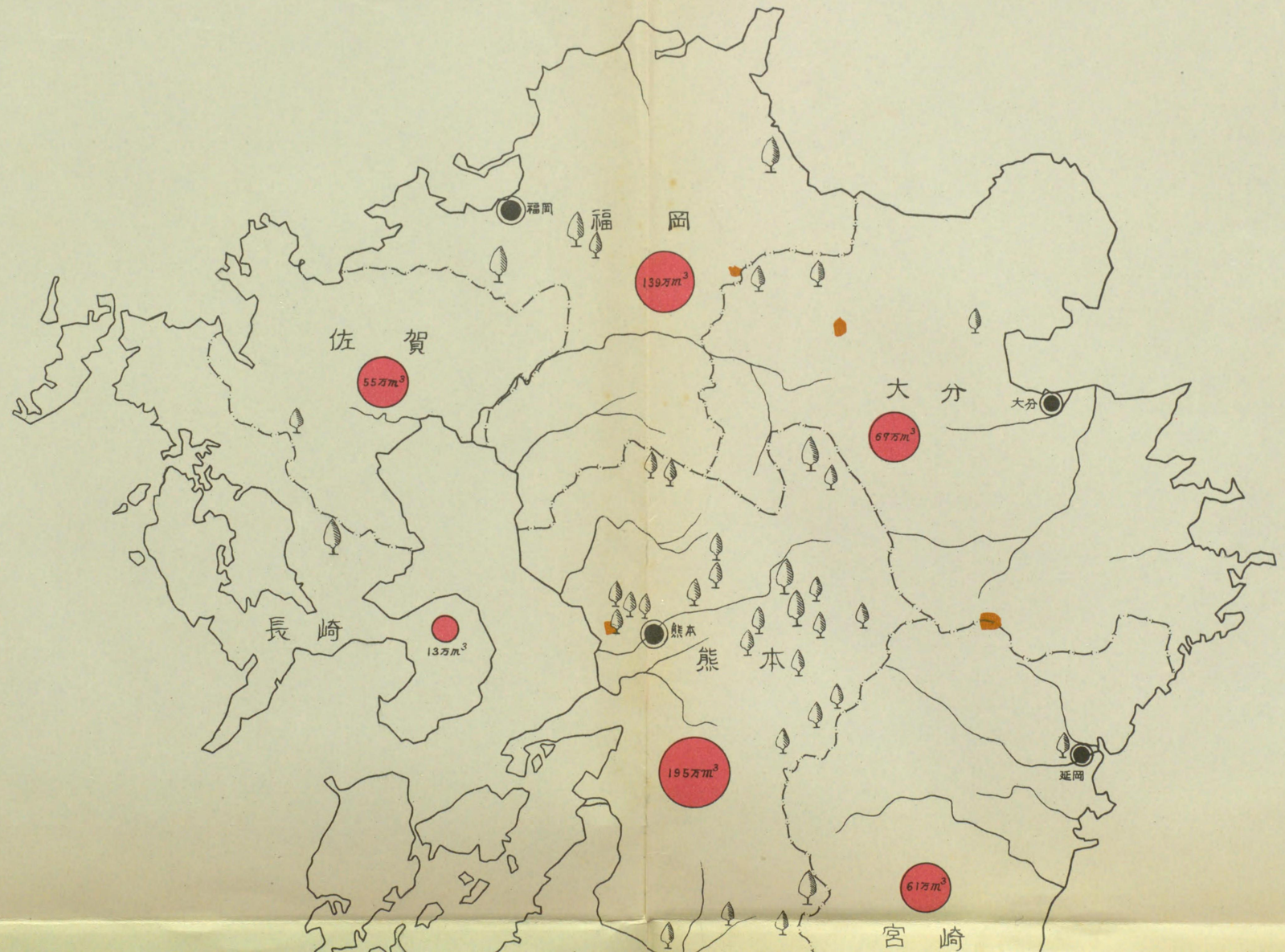

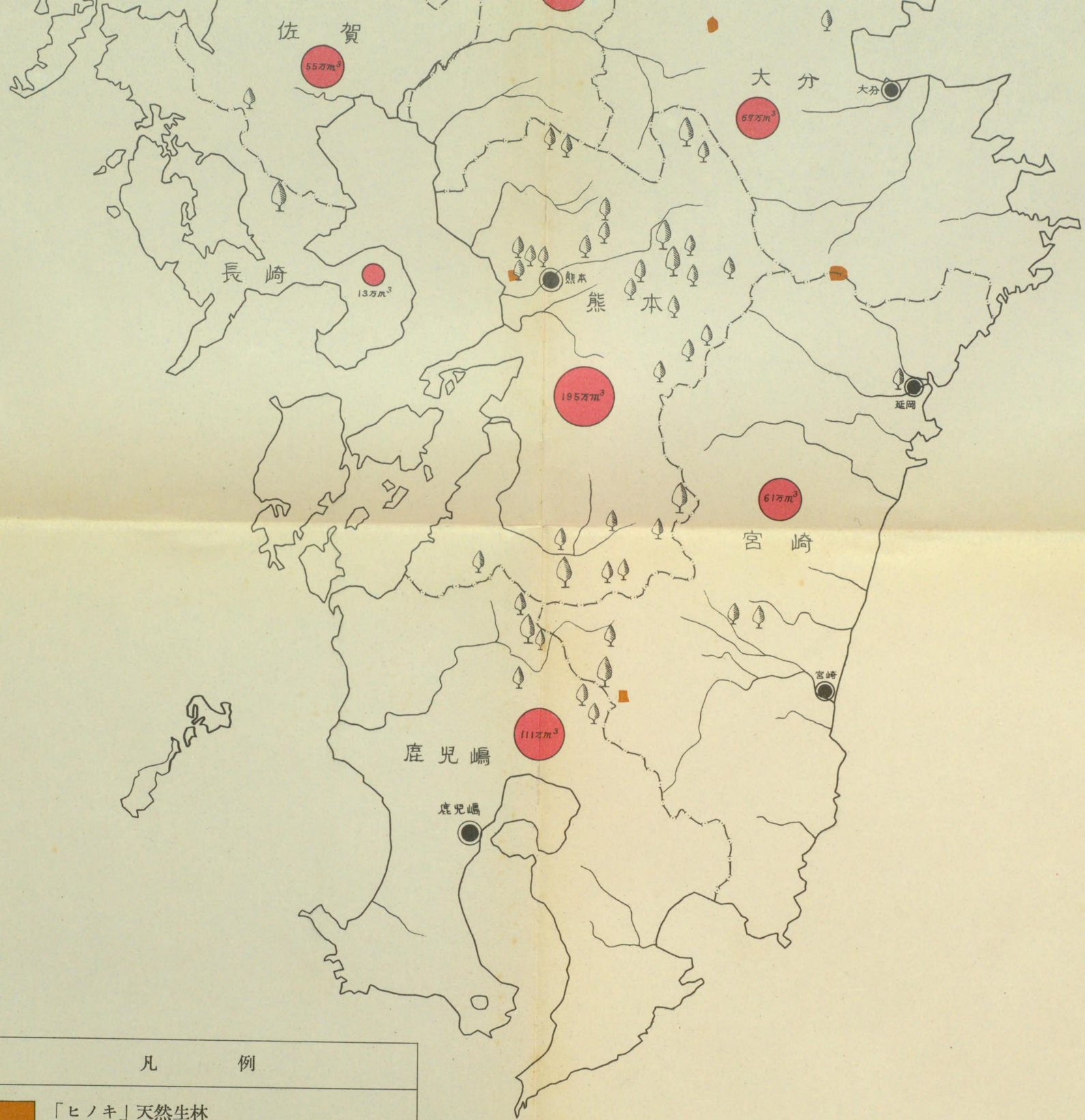

凡例

「ヒノキ」天然生林
帝室林野局技師三好東一　昭和七年調査原圖ニ據ル

「ヒノキ」蓄積

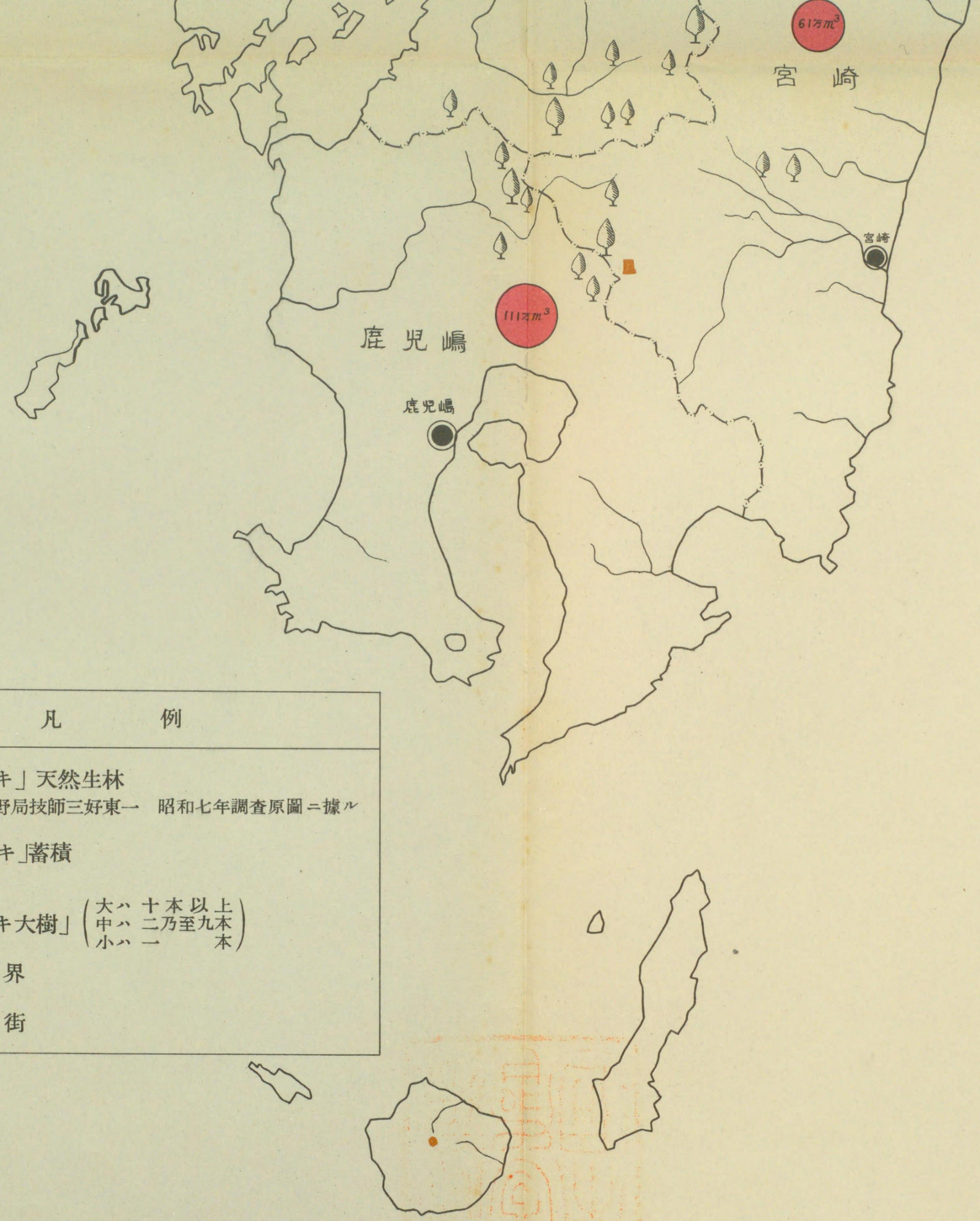

凡　例

「ヒノキ」天然生林
帝室林野局技師三好東一　昭和七年調査原圖ニ據ル

「ヒノキ」蓄積

「ヒノキ大樹」（大ハ十本以上／中ハ二乃至九本／小ハ一本）

縣　界

市　街

「ヒノキ」天然生林・蓄積・大樹分布略圖
（東北地方）1:1000000

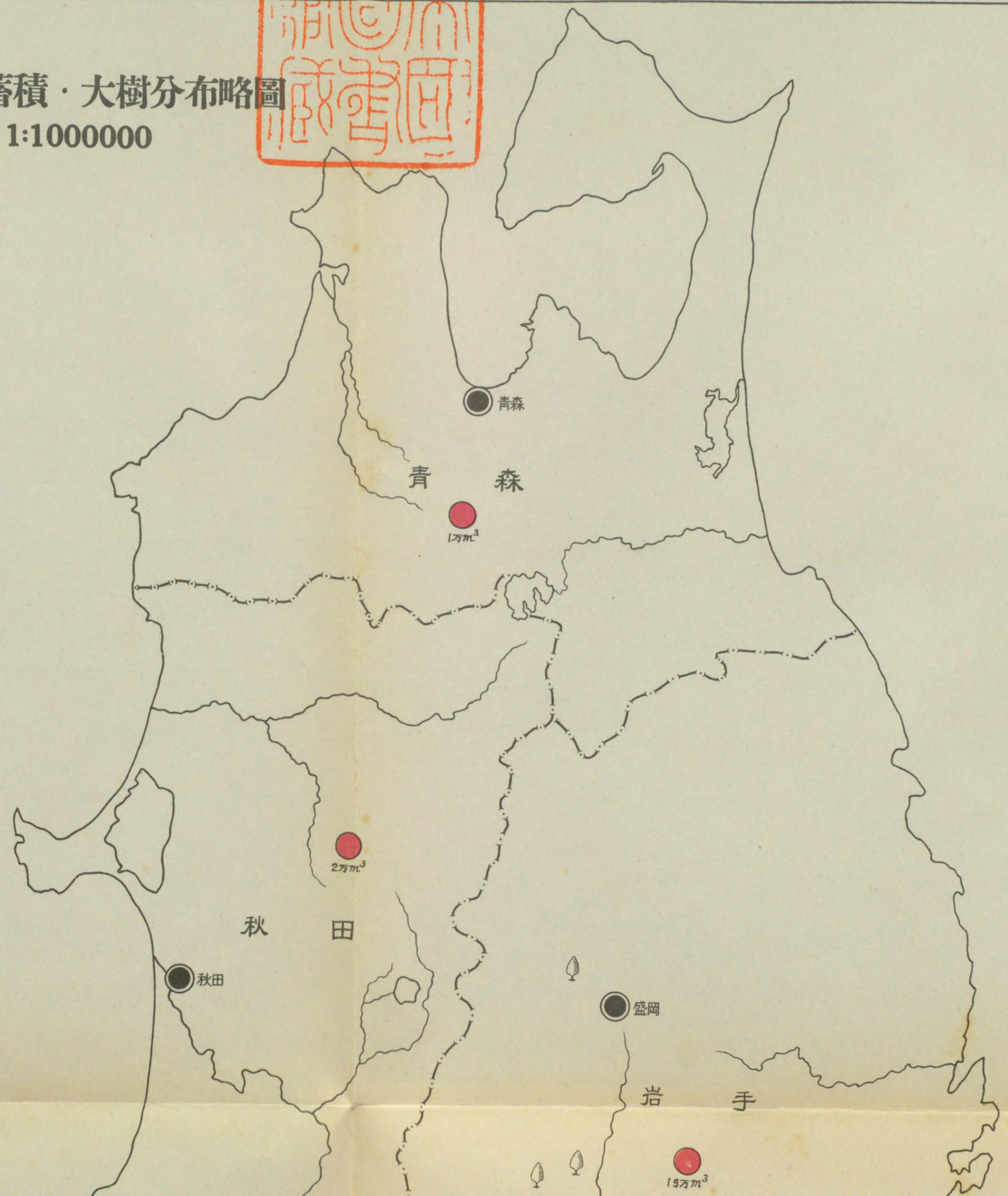

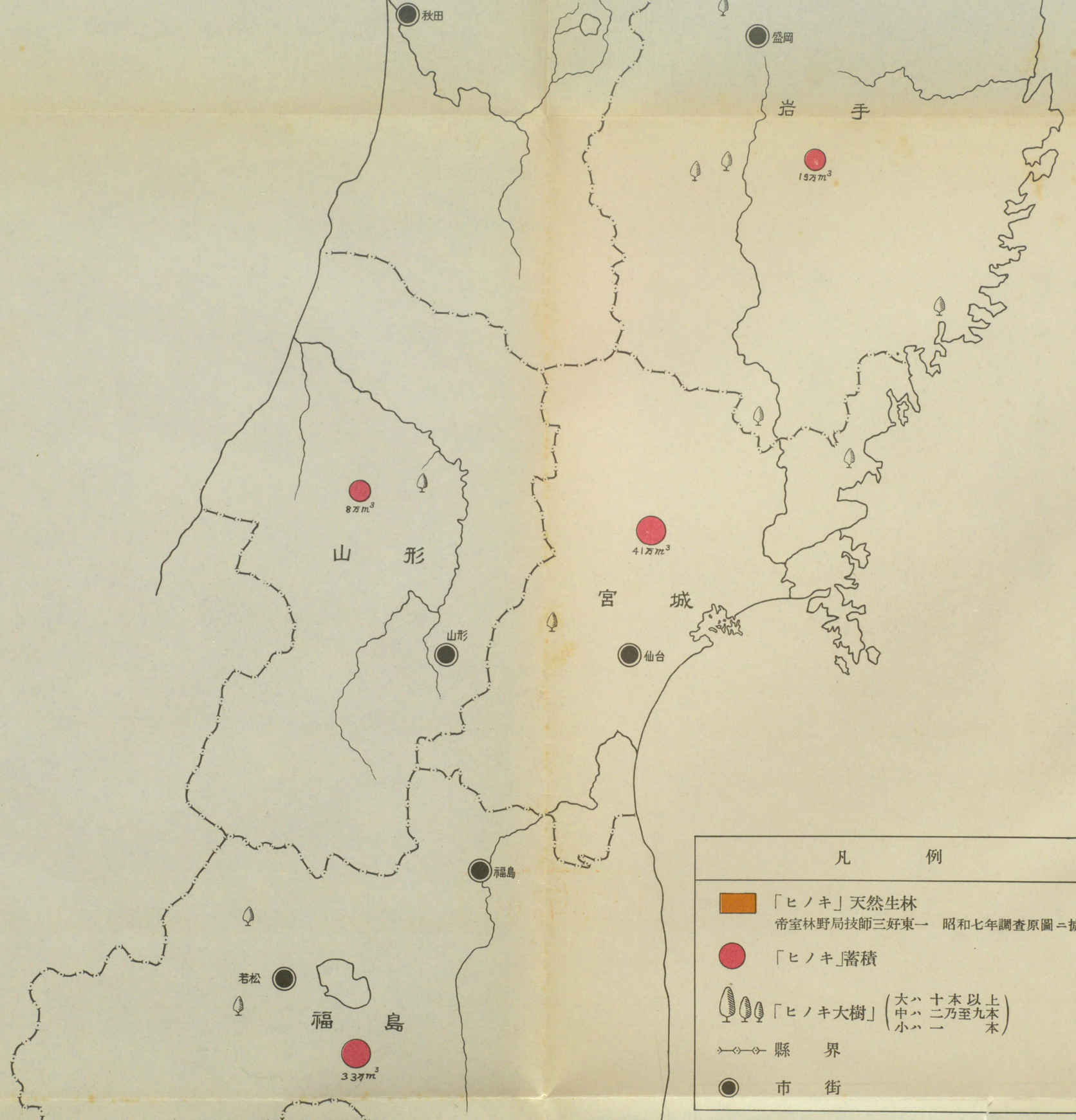
秋田
盛岡
岩手
19万m³
8万m³
山形
41万m³
宮城
山形
仙台
福島
若松
福島
33万m³
凡例
「ヒノキ」天然生林
帝室林野局技師三好東一 昭和七年調査原圖ニ據ル
「ヒノキ」蓄積
「ヒノキ大樹」
大ハ 十本以上
中ハ 二乃至九本
小ハ 一本
縣界
市街

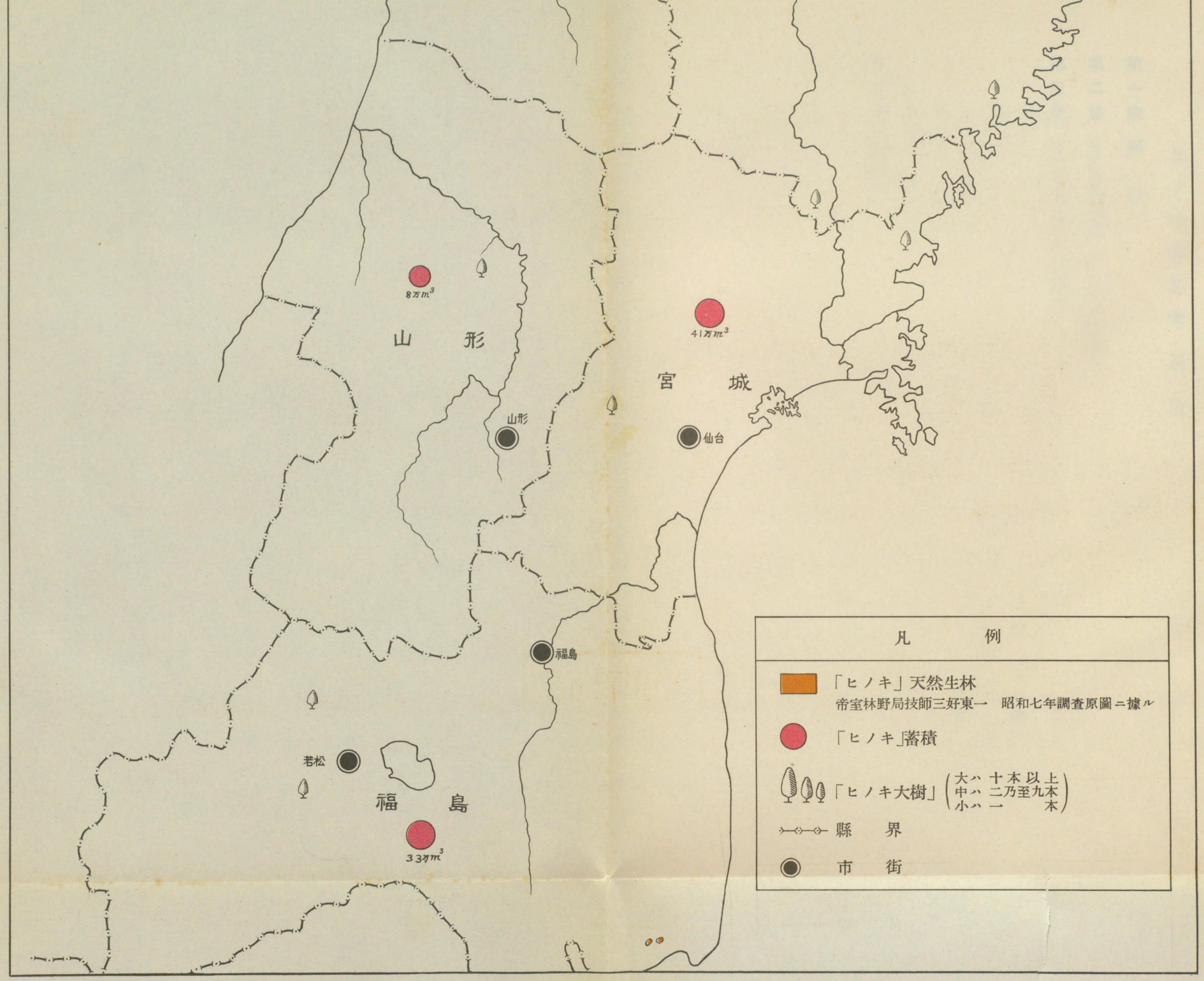
8万m³
山形
山形
41万m³
宮城
仙台
福島
若松
福島
33万m³
凡例
「ヒノキ」天然生林
帝室林野局技師三好東一 昭和七年調査原圖ニ據ル
「ヒノキ」蓄積
「ヒノキ大樹」
大ハ 十本以上
中ハ 二乃至九本
小ハ 一本
縣界
市街

ヒノキ分布考　目次

第一章　總說

第二章　ヒノキ屬概說—特に分布に就て

第三章　太古より安土桃山時代迄

概說……四三

第一項　上代……四六

第二項　飛鳥・奈良時代……五三

第三項　平安時代……六五

第四項　鎌倉—桃山時代……七六

第四章　江戸時代

概說……八五

第一款　九州……八八

第二款　四國……九四

第三款　中國……九八

第四款　近畿……一〇三

第五款　中部……一一二

第六款　關東……一三一
第七款　東北……一三五
附圖

第五章　現代

概說……一三一
第一款　九州……一三一
1、天然生林……一三三
2、蓄積……一三三
3、斫伐及造林……一三三
4、老大樹……一四〇
附圖……一四三
第二款　四國……一五〇
1、天然生林……一五〇
2、蓄積……一五〇
3、斫伐及造林……一五三
4、老大樹……一五六
附圖……一五八
第三款　中國……一六六

1、天然生林……一六六
2、蓄積……一六八
3、斫伐及造林……一七一
4、老大樹……一七三
附圖……一七三
第四款　近畿……一七三
1、天然生林……一七三
2、蓄積……一七四
3、斫伐及造林……一七九
4、老大樹……一八一
附圖
第五款　中部……一八四
1、天然生林……一八四
2、蓄積……一九七
3、斫伐及造林……二〇五
4、老大樹……二一〇
附圖
第六款　關東……二一七
1、天然生林……二一七

2、蓄積……二二八
3、斫伐及造林……二二三
4、老大樹……二二五
附圖
第七款　東北……二二七
1、天然生林……二二七
2、蓄積……二二七
3、斫伐及造林……二二四
4、老大樹……二二六
附圖
第八款　北海道、朝鮮及臺灣……二二九
第九款　全國總括……二二三
1、天然生林……二二三
2、蓄積……二二五
3、斫伐及造林……二四七
4、老大樹……二五〇
附圖
第六章　引用文獻……二五五
附錄　參考文獻集……一一七

ヒノキ分布考

第一章　總說

名稱

ヒノキは火の木に起因せるものである。卽ち貝原益軒の大和本草に據れば是を錐にて捫めば火を生ず故に火の木と云ふと。又岩崎灌園の大和本經に據れば此木暫く鑽合する時は火出燎るなり因りて火の木と云ふと、其他和漢三才圖會にも檜（音膾和名非、言火乃木也、幸種、倭俗左木久佐）とあり、狩谷棭齋は箋注倭名類聚抄に鑽二是木一得レ火故爲レ名、仙覺の萬葉集抄には古語にヒといひしは、ヨシといふ詞也、その瑞宮を造るべき良材なるをもてヒノキと云ふと見え、また新井白石の東雅[2]には或人の說として太古に火を生じぬるを待ちてのち、ヒの名あるべしとも思はれず、ましてやまさしく檜は可二以爲一瑞宮之材一とは國史に見えし所なるものをやとあり、ヒノキは火の木にあらずして善き木の意なりと解して居る。然れども此木を鑽つて火を造るは太古以來のことにて、其の遺風は今に出雲大社などの由來ある古社に傳へられ居る程とて其の名起るに至りしと見るべきで、東雅に云へる如きは理由となすに足らざれば、諸家何れも火の木の義と解して居る。されば言海にも火の義、此木にて鑽れば火を得、故に名とすと說いて居る。

漢字

漢字では扁柏、檜と書くが支那にはヒノキがないから、從つて本來の漢字はないと見る可きである。前述大和本經に據れば「ヒノキは俗に檜の字を用ふ、檜とはビヤクシンなり、ヒノキは扁

1. 箋注倭名類聚抄卷十。
2. 東雅卷十六。

柏本草纂言と書すべし」とあり、[1]和漢三才圖會には檜は「葉與身皆曲以曲會名檜」とある。言泉には扁柏は檜の漢字とあるが、言未だ足らざるものがあり、アテ字と見るのが至當である。

東雅には古より云ひつきし如くにヒノキと云ふものに、檜の字を借り用ひたらむ、卽是我國の方言也、あながちに、漢人近世の說に依り從ふべき事とも思はれずと云へるは、要を得て隨ふべきである。

抑々「柏」を我邦にて「カシワ」と訓ずるも柏は支那にては恰かも英語の Cedar が植物分類學的に云へば Libocedrus, Juniperus, Cupressus 等の樹木の總稱に用ゐられて居るのと同樣である。卽ち彼に在つては柏なるものが多數ある故に之を區別するため頭字に各異なれる形容詞を附けたるもので、例令は扁柏、側柏は柏にして其の葉の扁平なるものを云ひ又松柏は柏にして其の葉が松の如く尖りたるものを云ふのである。檜・檜柏は支那にては「ビククシン」のことであつて、從來我國に於て檜を「ヒノキ」と訓じたのは支那になきものとて文字もなければ、偶々檜の字を假用したに過ぎぬ。隨つて單に檜の文字の上より支那の文獻に基いて解釋すれば、何等の關係なき樹種を指すことゝ爲る。又、扁柏を「ヒノキ」に當てたるは檜に比し比較的新しいことであるが是亦誤謬にして扁柏は側柏と同物にて「コノテガシハ」のことであるまいか。

地方によりホンヒ（上野・下野・肥後・豐後）、イシツビ（常陸）、チユウジロ（肥後）、カミヒ（肥前）、ナロスギ（肥前）、マキハダ（上野・下野）、アカヒ（肥後）、アツハダ（房總）、サクラヒ（肥後）、キソヒノキ（陸奥）、シロヒ（肥後）、ヒバ（陸前、陸中、東京）、其他ヘンバク、カミヒノキ、キンヒバ、サハラ、センバク、コバヒノキ、ヒバヒ、ヒヌキ、アサカベ、バリバリノキ、サキハヒグサ（幸草）、富草、三ツ葉草、三ツ間草、四ツ間草等と呼ばれ、木曾地方ではサハラ、ネズコ、ヒバ、カウヤマキと共に五木と稱せられる。これら方言の由來は一部後述する如く形態上

1. 和漢三才圖會卷第八十二。

或は材質上の特徵によるもの多く、又林制に由來してゐるものもある。東北地方に於ては一般にヒバ（羅漢柏）をヒノキと稱するから注意を要する。

古名　古くはヒ（和名類聚抄）、マキ（日本書紀、萬葉集）、マヒ（吉蘇志）、サキクサ（仙覺萬葉集抄）と呼ばれ、色葉字類抄にはヒノキと書かれ、類聚名義抄はヒとヒノキの兩者を擧げて居る。

學名　[1]ヒノキの學名は Retinispora obtusa, Sied. et Zucc. と稱せられ分類學上マツ科（Pinaceae）に屬せられたが、Endlicher, Synopsis Coniferarum 1847. pp. 63—64 に從ひヒノキ科（Cupressaceae）Chamaecyparis obtusa, Endlicher. と稱すべきである。

形態　常綠の喬木で、樹冠は鈍圓錐狀をなし、樹皮は赤褐、縱裂にして葉は鱗狀、交互對生し、裏面に白色Y字型氣孔線があり、頂端は鈍角をなしてゐる。毬果は稍球形、濃褐色を呈し熟期は十月にして徑一cm、種鱗八—九、中心に臍點あり、種子は卵狀兩凸狀形。長三mm、左右に翼を有する。

品種　林業上形態的特徵によつて高野[2]系（太枝種）と京都系（細枝種）の區別があり、高知縣のヒノキは前者に、木曾の其れは後者に屬するといふ說をなすものあり。田中波慈女氏は高知營林局管內ヒノキ林木を「A. 太枝種（高野系、又は土佐物）心材は赤褐色又は深紅色を呈す。B. 細枝種（京都系、又は尾州物）心材は薄き桃色又は黃色を呈す。C. 中間種、前二者の特徵を組合せたる性質を有す。」等の三種に區別してゐる。

材質的特徵によつて區別せらるゝものも亦甚だ多い。尾州物、本木（ホンボク）と稱せられる木曾材特に王瀧、及上松產のものは材質特に優れ淡黃白色を呈し、色澤特に美麗であるが、一般に暖帶地帶に生育せるものは赤褐色材を生ずる傾向あり木曾材には及ばない。

[4]熊本縣八代郡、阿蘇郡地方の俗稱「サクラヒ」は材色赤褐色を呈し普通「シロヒ」と差別せられ、又茨城、富山、靜岡、岡山各縣地方にて俗稱する「ホンピ」は赤褐色材にして「ヌカツピ」

1. 工藤祐興、日本有用樹木分類學、昭和5年。
Chamaecyparis obtusa Sieb. et Zucc., apud Endl. Syn. Conif. p. 63 (1847)
= Retinispora obtusa Sieb. et Zucc., Flora Japonica. 11. p. 38, t. 121 (1844)
= Chamaegparis obtusa Zucc., ex Gord. Pinet. Suppl. p. 93, pro syn. (1862)
= Retinispora Fushinoki Zucc., ex Gord. Pinet. Suppl. p. 93, pro syn. (1862)
= Cupressus obtusak. koch. Dendr. 11. 2. p. 168 (1873)
= Thuja obtusa Mast.. in Journ. Linn. Soc. Bot. XVIII. p. 491, f. 4. (1881)
2. 寺崎渡博士の分類に據る。
3. 4. 帝室林野局林業試驗報告第二卷第一號。

と對稱せられてゐる。

[1]千葉縣山武郡地方では花柏を檜と稱し，在來種の扁柏は俗に之を石檜（イシヒ）と稱する。後者は葉形一見花柏に類し，材質不良，加工困難なるを以て嫌厭せられてゐる。

其の他地ヒノキ，櫻ヒノキの品種があり前者は後者に比し挿木としてよく活着すると云はる。

樹皮による特徴により區別せられたるものに[2]クリハダヒノキあり，樹皮白く外觀恰かもクリの肌に似たものである。

右の如くヒノキ林木の生育せし環境による形態的，品質的差異は認められるが，これを遺傳的因子と關聯してみればこれを地方的品種とは認められない。[3]

園藝變種又頗る多く，一括列擧すれば次の如くである。

○[4]以下同斷ホウワウヒバ（ヒリヨウヒバ）var. ericoides Bohem.

樹容稍球形，葉線形，碧灰色にして上面に綠線あり。庭園樹。

○[5]カマクラヒバ（チヤボヒバ，カマクラヒノキ）var. breviramea Mast.

樹容狹尖塔形，枝條短形，小枝密簇す。庭園樹。

○クジヤクヒバ var. filisoides Mast.

矮木。枝狀短形，密族，葉狀。庭園樹。

○スキリユウヒバ（シダレヒバ，ヒリヨウヒバ，カナミヒバ）var. pendula Mast.

枝條延長，絲狀懸垂，小枝多數離在す。庭園樹。

○リヨウメンヒノキ var. semilofacifera Makino.

枝條密生，扁平。葉は兩面同樣。

○シヤモヒバ（カナアミヒバ）var. lycopodioides Carr.

1. 本邦代表的優良林業第二輯。
2. 御料林第五十五號 1932 年 12 月　異樣の檜寫眞（2圖）。
3. 長谷川孝三、野原勇太，稚苗より觀たるヒノキの樹相問題（豫報）林學會雜誌　第 13 卷第 6 號。
4. 森林家必携。
5. 神宮神地の植物調査。

矮木。枝條强剛肥厚，稍方柱狀，暗綠色。庭園樹。

○[1]以下同斷var. Keteleerii Parl.

喬木，常綠材質はヒノキに類す。庭園樹。

○var. nana Carr.

灌木，常綠，材質はヒノキに類す。庭園樹。

○var. pygmaea Carr.

灌木，常綠，材質はヒノキに類す。庭園樹。

其の他エンビヒバ，クジヤクヒバ，チリメンヒバ，タヾシチヒバ，シノブヒバと稱せられるものがある。

ヒノキは火山灰性の土壤を好み，スギに比すればかなり陰性で，ヒバ，カウヤマキ，カヤに次ぐ陰樹である。土壤に對する適應力に富み，土壤は淺くても相當に育ち特に乾燥に堪へ得ることが著しい。卽ち天然に好んで尾根に生育するのみでなく，中腹以上に於ける人工造林の成績も亦良好である。

人工造林には播種造林，一年生造林は不適當で，植樹造林としては二―四年生の苗木が使用せられる。植栽本數は一ha三，〇〇〇本を普通とするが時には一〇，〇〇〇本迄植栽せられ，伐期は三〇―一二〇年である。

ヒノキには寒・風の害が特に幼齡期に多いため，かゝる環境に於てはカラマツ又はアカマツを前植しヒノキ幼齡期の保護樹とし造林に成功する例が多い。

ヒノキの天然更新に關する研究は御料林に於ては主として木曾の天然生林を對稱として行はれ，

1. 淺澄金、世界樹木字彙（改訂版）昭和十一年。

現在の森林の成立に關する史的、考證的考察並に更生狀態の觀察と稚樹發生に必要なる環境の科學的研究が行はれた。

即ち現[1]在一齊林型を呈せる木曾地方の天然生林は過去に於て相當强度（四〇—七〇％）の伐採が行はれ、現在觀察される更生狀況より見れば植生遷移の法則によつて伐採後先ず陽性の灌木乃至落葉濶葉樹の侵入を見、然る後陰性の針葉樹が侵入し優占種となり同時に人爲の影響もかなり加つて成立したものであらうと考へられる。尙ほヒノキを主とする極盛群叢の自然の更生は立地によつて一齊的の更生をなす場合もあると同時に點狀的更生を爲す場合もあると考へられる。

然らば天然更新には技術上幾何の疎開を要するかは、一般に環境の諸關係因子（特に土壤の肥瘠、地床植物及氣溫）によつて著しい相違があるから、ヒノキの分布區域を一括して天然更新に適當なる環境因子を確定數字を以て指示することは不可能であるが、地方的及場所的には一定の適度が存在する。即ち木曾地方に於けるヒノキ天然更新に就いて[2]中村賢一郎氏は

「木曾御料林が藩政時代に、保殘木的强度の擇伐により成立した事實、現在の老令天然林内に稚苗稚樹を見る事少く、稚苗稚樹の發生個所は、往時の伐採跡地又は林内に於て可なり著しく蔚閉の破られたる個所に限らるゝ事實及淺川帝室林野局林業試驗場附近に於て試みられた、ヒノキ天然更新に關する諸種の實驗的事實を基とし綜合的に觀察すれば、木曾地方に於ける（七月頃、日照時間七、八時間の位置）陽光量標準として樹冠のみを以てすれば最初の伐採に於て全陽光の三〇％以上（輻射エネルギー）蔚閉度に於て〇・五よりも强き疎開を要するもゝ如くである。」

と結論せられた。

一般にヒノキの天然更新には[3]林冠を比較的强く疎開し、一方落葉濶葉樹若しくは雜草、灌木、

1. 荻野久一郎、天然生林に於ける擇伐作業法に關する一考察、御料林、第100號、昭和十一年九月。
2. 中村賢一郎、扁柏天然更新に就て、御料林、第45—46號（昭和七年二—三月）。
3. 中村賢太郎、育林學原論昭和十年。

1 木曾支局管内
高知營林局管内

種子

蒴芽等を以て地表を適當に蔽ひ乾燥の害を防ぐ必要がある。兎に角ヒノキの天然更新に關してはこれを有望視してゐる學者多く、作業種も主として天然更新を對稱とする擇伐[1]作業が漸次採用せられる樣になつた。

優良なる造林は種子、母樹、產地の三要素とも優良にして且つ造林すべき地方の氣候、風土に最も適當したものでなければならぬ。此の關係を考へて昭和九年度農林省に於てはヒノキ種子の配給區域を次の三區に分ち、採取地方と配給區域の關係は別表によつて實行して居る。

第一區、元來ヒノキの天然生全くなきか又は極めて少き地域
第二區、木曾及關東を中心とし、ヒノキ多くネズコ、サハラを伴ふ地域
第三區、ヒノキ多くモミ、ツガ、スギ竝に常綠濶葉樹を伴ふ地域

種子採取區域		配給區域
第一區	青森縣（一圓）・岩手縣（一圓）・宮城縣（一圓）・秋田縣（一圓）・山形縣（一圓）・福島縣（石城郡を除く）・新潟縣（一圓）・長野縣（長野市、上水内郡、上高井郡、更級郡、埴科郡、下水内郡、下高井郡、北安曇郡）・富山縣（一圓）・石川縣（一圓）・福井縣（三方郡、遠敷郡、大飯郡を除く）	第一區及第二區
第二區	福島縣（石城郡）・茨城縣（一圓）・栃木縣（一圓）・群馬縣（一圓）・埼玉縣（一圓）・千葉縣（一圓）・東京府（一圓）・神奈川縣（一圓）・山梨縣（一圓）・長野縣（上田市、松本市、小縣郡、北佐久郡南佐久郡、東筑摩郡、西筑摩郡、南安曇郡、下閉伊郡、上閉伊郡、諏訪郡）・靜岡縣（一圓）・愛知縣（一圓）・岐阜縣（一圓）	第二區

第三區	福井縣（三方郡、遠敷郡、大飯郡）・滋賀縣（一圓）・三重縣（一圓）・京都府（一圓）・大阪府（一圓）・奈良縣（一圓）・和歌山縣（一圓）・兵庫縣（一圓）・鳥取縣（一圓）・島根縣（一圓）・岡山縣（一圓）・廣島縣（一圓）・山口縣（一圓）・香川縣（一圓）・愛媛縣（一圓）・德島縣（一圓）・高知縣（一圓）・福岡縣（一圓）・佐賀縣（一圓）・長崎縣（一圓）・大分縣（一圓）・熊本縣（一圓）・宮崎縣（一圓）・鹿兒島縣（一圓）
第二區及第三區	

ヒノキの結實狀況は年に依り著しい豐凶作がある。今大正二年より昭和六年に至る十九ヶ年間のヒノキ種子の結實豐凶狀況と農林省林業試驗場に於て年々鑑定したる種子の發芽率の平均値とを表示すれば次の如くである。

結實と豐凶と種子の品質（農林省林業試驗場統計資料に依る）

年度	豐凶	發芽率(%)
大正二年	◎	四二・九
大正三年	○	四〇・八
大正四年	○	三二・二
大正五年	△	二六・三
大正六年	△	一六・九
大正七年	◎	三四・八
大正八年	△	一一・八
大正九年	○	二二・六
大正十年	○	一九・三
大正十一年	△	一〇・七
大正十二年	◎	三五・三
大正十三年	△	八・八
大正十四年	◎	四一・〇
大正十五年	△	一六・一
昭和二年	○	一九・七
昭和三年	△	一九・六
昭和四年	△	九・三
昭和五年	◎	三五・八
昭和六年	△	一四・二

△は凶作　○は平年作　◎は豐作又は大豐作

種子の理學的性質竝に生理學的性質は次の如くである。

(1)種子の實重及容積

統計的見地から實重と種粒の大さ（一〇〇〇〇粒の容積を用ゆ）との間には＋0.861±0.008の相關係數があり、粒の大なる種子ほど、その實重も亦重い。

ヒノキ種子の實重、粒數等につき諸種の關係を表示すれば次の如くである。

ヒノキ種子の數量單位

種別	實重(種子1,000粒の重量)gr. 平均	最小	最大	備考
ヒノキ	二・二五	一・四三	三・三〇	農林省林業試驗場統計資料に依る

種別	單位容積當量(1kg) 容量 c.c.	粒數	單位容積當積(1L) 重量 gr.	粒數
ヒノキ	三,四九二	四〇九,九〇〇	三〇三	一三二,〇〇〇
	二,八七五	三七二,〇〇〇	二七一	七〇,〇〇〇
	四,二九三	四七二,九〇〇	三六四	一六〇,〇〇〇
	同	昭和五年四月長谷川孝三氏、育苗雜記、御料林、第二十三號、		農林省林業試驗場統計資料に依る。長谷川孝三氏、林分種子の自給と其注意、帝室林野局林業試驗報告第一卷第三號

樹種

樹種	脫離種子量の毬實數量に對する百分率 容量割合%	重量割合%	選良種子量の毬實數量に對する百分率 容量割合%	重量割合%	備考
ヒノキ	二一	一三	一〇—一八	七—一二	長谷川孝三・林分種子の自給と其の注意・帝室林野局林業試驗報告第一卷第三號

（註）右成績は結實の豐凶に依り著しく相違を來すのみでなく精選法其の他の取扱によつて亦一樣でないが、試驗の結果を取纏め大體の標準と見做したものである。

(2)ヒノキの收實數量の關係は次の如くである。

種子含有水分量

「ホツフマン」水分定量器に依りて測定したる含水量の概數は一〇・九%である。

種子發芽溫度

大正十二年秋季採集種子を同十三年二月より翌年四月に至る十五ヶ月間の貯藏期間中に於ける原重量に對する水分の減少割合の測定の結果は僅かに七%に過ぎない。

ヒノキ種子發芽溫度は小山光男氏に依れば最低溫度八—九度（攝氏）、最適溫度二六—三〇度

1. 長谷川孝三、林木種子の自給と其注意、林業試驗報告第一卷第三號。

（攝氏）、最高溫度三五—三六度（攝氏）である。

ヒノキ造林地は雜草の害は比較的輕微であるが、寒害を受け易く、蔓莖類の害、野鼠、兎害は相當著しい。立地によつては根肥りとなり、病害としては葉フルヒ病（病原 Lophodermium Cham aeeyparisii Shiai et Hara. の寄生）、子苗立枯病（Phithium debaryamum Hesse. の寄生）、紫紋羽病（Hericobacidium Mompa Tanaka. の寄生）、德利病（病原菌未定）、漏脂病（病原菌未定）等がある。

苗圃には根切虫の害がある。

ヒノキ植栽林につき現在迄に發表せられたるヒノキ收穫表は次の如くである。

番號	地方的收穫表	調製年度	調製者	文獻
1	宮城縣利府地方ヒノキ林收穫表	明治37年	林學士 田中由十郎	仙臺事業區施業案說明書參照
2	關東地方ヒノキ林收穫表	明治35年	林學士 武井鈴男	
3	長野縣島川地方ヒノキ林收穫表	明治41年	林學士 中村篤房	島川事業區施業案說明書參照
4	阿寺事業區ヒノキ林收穫表	昭和10年	農學士 和田武男	
5	本曾（南部）地方ヒノキ林收穫表	昭和11年	農學士 和田武男	御料林第93號參照
6	闇刈御料地ヒノキ植栽林收穫表	昭和9年	齊藤一通	藩事業區施業案第三次檢訂案參照
7	三重縣尾鷲地方ヒノキ林收穫表（尺貫法、メートル法）	昭和37年	林學博士本多靜六、林學博士堀田正逸、本郷高德共査	資敵事業區第二次檢訂案參照
8	四國地方ヒノキ林收穫豫想表	昭和7年	林學士 田中波慈女	第五回內國勸業博覽會審査報告第二部卷二參照
9	愛媛縣別子地方ヒノキ林收穫表（貫尺法、メートル法）	大正15年	農學士 猿谷嘉吉	
10	廣島縣水內地方ヒノキ林收穫表	明治35年	林學士 中島綱太郎	惠下谷山事業區施業案說明書參照

地位中庸なる場合伐期收穫の二、三を摘錄すれば次の通である。

1. 1—3. 7—10 早尾丑麿、日本主要樹種林分收穫表　昭和8年。
2. 4—6. 帝室林野局調査。

地方別	年齡	本數	材積 m^3	連年生長量 m^3	平均生長量 m^3	備考
木曾南部	一二〇	四一五	六一五	自二三年至二〇年 四・〇	五・一	伐期一二〇年の例
愛知縣闇刈御料地	八〇	八七七	三四三・二	自七五年至八〇年 二・一四	四・二九	伐期八〇年の例
三重縣尾鷲	四五	二、〇五一	四九一・六	自四〇年至四五年 八・七六	一〇・九二	民有林の例

ヒノキ材の識別上肉眼的の特徴は次の如くである。即ち材色、邊材は白色、心材は淡黃褐色、又は桃色を呈し、兩者の境界は不明瞭である。光澤は絹光を發し美麗にして、材は特種の香氣を有し樹脂溝を有しないことである。顯微鏡的には仮導管及木質柔細胞より成る材にして、髓線細胞の切線方向の壁は平滑なるも水平的壁は平滑でないことである。

材質は木地の美を鑑賞する我國民性に適合し、緻密で、强靱であり、木理通直、工作容易で、反張及折裂少く狂ひが極めて少で、芳香を有し耐久力があり、負擔力も强く、且つ纖維に粘り氣があつてサヽクレを生じない、從つて薄片に割つて用ふることも出來る。即ち木材性質全般に渉り多くの優良性を具備してゐる。

附、天然生林中には稀にヒノキとサハラの二株が幹の下部にて自然に接生せるもの即ち二つの組織が眞の癒合をなして接着せるものが見られる。この材をヒノキとサハラの連理材と稱せられてゐる。

材質比較試驗の結果を擧ぐれば左の如くである。

一、「狂ひ」についての試驗結果、帝室林野局林業試驗場調査

樹種	年輪密度（一糎間）	氣乾比重（百倍）	絶乾時に對する氣乾時の伸縮率% 巾（半徑方向）	厚（切線方向）	高さ（纖維方向）
木曾檜	八・〇	四二・二	一・七七	三・七一	〇・一二
米檜	四・二	四八・〇	四・六六	八・八四	〇・一三
木曾椹	一六・八	三八・〇	〇・七四	三・五二	〇・二五
米杉	六・一	五〇・〇	一・七二	三・五一	〇・三八

是に依れば柾目、板目、共に椹が比較的收縮が少ないが、長さの方向では檜が最も少い。

二、「強さ」の比較試驗 農林省林業試驗場試驗[1]

樹種	年輪密度（一糎間）	含水量%	比重（百倍）	抗壓試驗 縱壓 cm² kg	抗壓試驗 橫壓 cm² kg	負擔強試驗 負擔強 cm² kg	負擔強試驗 彈性系數 cm² kg	負擔強試驗 彈性限界迄ノ仕事量 cm kg/cm³	硬度 kg
木曾檜	九・〇	一九・四	四四・六	三五六・九	三五・七	七六四・〇	九三、三二	〇・一三	三四六・五
内地杉	二・六	一八・二	三七・一	三〇〇・〇	一六・七	四八七・六	五六、〇七五	〇・〇九	三〇四・二

右表に示す三方向の力を見れば、我國固有の林木で最も多く用ひられてゐる杉に比して、遙に丈夫なことを知るに足る。

三、纖維の長さは次の如くで、木材パルプ原料としても有用樹種であることが分る。

纖維の長さの樹令に依る變化，單位 m.m. 帝室林野局調査[2]

樹種＼樹令	トドマツ	ヒノキ
1〜2	1.70	1.40
5	2.35	1.88
10	2.66	2.14
15	2.92	—
20	3.06	2.56
30	3.23	2.89
40	3.25	3.09
50	3.62	3.27
60	3.82	3.37
70	4.15	3.50
80	4.31	3.43
90	4.47	3.44
100	4.55	3.49
110	4.61	3.45
120	4.74	3.53
130		3.47
140		3.48
150		3.64
160		3.60
170		3.67
180		3.62
190		3.60
200		3.51

1. 林業試驗彙報第9號。 2. 帝室林野局林業試驗報告第3卷第1號。

四、檜材にして容易に供給し難い優良大材又は急需に應ずるための優良材を備蓄するため當局では東京市深川區猿江貯木場に於て水中貯藏をなしてゐる。是等は元内匠寮所管であつたが、最も古きは明治三〇年度貯藏のもので既に昭和十二年度に於て四〇年を經過してゐる。當局林業試驗場に於て是等水中貯藏材に就き調査せる結果は次表の如くであつて、其の供試本數少量にて確たる斷定は與へ難いが、水中貯藏二五年以上に及んで初めて抗壓强（縱壓）、抗張强、抗彎强等多少低下するを伺はれるのみである。

木材强弱及收縮試驗成績一覽表（水中貯藏材 Ⅲ. Ⅳ. Ⅴ. Ⅶ）

種目	年輪方向	供試本數	檜Ⅰ.	檜Ⅱ.	檜Ⅲ.	檜Ⅳ.	檜Ⅴ.	椹Ⅵ.	椹Ⅶ.	椹Ⅷ.	椹Ⅸ.	米檜Ⅹ.	米杉Ⅺ.	米椹Ⅻ.
强 壓 ↓		五	四〇・一		四五・一	五一・五	五四・二	二・七		三六・三	四七・七	四一・六	五六・四	五七・七
强 壓 ↓		五	三五・九		三八・二	四四・七	四一・四	二・一		三七・六	四四・九	四七・六	八六・六	四九・一
强 壓 ↓		五	四〇・七		四三・三	四九・九	五四・七	二・六		二八・一	五五・六	四四・八	二四・〇	五五・〇
强 横 ↓		五	三三・一		三一・六	三八・三	四七・六			二九・〇	三二・八	三七・五		三三・七

強	抗	彎		強			抗	張	強	抗			壓	
										縱	壓			
	平均						平均			平均			平均	
三—六		四—六	四—六	三—五	三—五	三—五		六—一〇	六—一〇		五	五		五
三九•〇	二九•八	二六•九	三八•一	三〇•七	二七•一	三一•〇	三六三•五	三五一•八	三七五•一	二五八•九	二六三•二	二五四•五	三七•二	三六•〇
	三四•六	三二•八	三三•二	三一•七	三八•二	三七•二	三五二•七	三五八•五	三四六•九					
四三•一	二八•七	二八•〇	二八•〇	二八•三	三〇•八	二八•二	三八〇•八	三七三•〇	三八八•五	二四五•九	二三三•〇	二五八•八	三七•八	三一•〇
四五•四	三一•八	三一•六	三〇•九	三三•五	三一•六	三一•八	三九六•六	四一八•一	三七五•〇	二六五•〇	二七三•〇	二五六•九	四五•七	四四•二
四五•四	二七•六	二三•四	二六•三	三〇•〇	三〇•一	二八•三	三四五•二	三五五•〇	三三五•三	二二六•三	二二七•三	二二五•三	四七•五	三九•七
三九•四	二七•七	二五•四	二六•七	二八•七	二八•九	二八•九	二六五•〇	三〇一•四	二二八•五	一九七•八	二〇八•五	一八七•〇	二〇•二	一六•六
	二八•五	二七•六	二五•四	三二•八	二八•九	二七•八	二三四•九	二二四•一	二四五•七					
	一九•三	一八•八	一九•一	一八•二	二〇•五	二〇•〇	二七八•九	二七二•六	二八五•二	二五四•二	二五〇•六	二五七•八	三四•七	三二•四
四九•七	三五•一	三四•四	三五•一	三五•七	三二•五	三七•七	五〇二•三	五〇五•二	四九九•三	二五九•一	二四五•八	二七二•三	四三•〇	三三•九
四七•〇	三五•二	三三•三	三四•九	三六•三	三四•七	三六•七	四五一•〇	四三八•九	四六三•〇	三三五•四	三三七•五	三三三•三	四二•九	
四五•八	三四•一	三三•九	三三•一	四〇•〇	三一•六	三二•七	三三二•四	三四六•七	三一八•〇	三七九•六	三三一•二	四二七•九	五〇•一	二八•〇
五一•六	三八•四	三八•三	三五•三	三七•三	四〇•三	四〇•九	四四一•三	四八五•六	三九六•九	三〇六•一	三一〇•四	三〇一•七	四六•七	三八•二

收縮率% 厚サ	幅	長サ	割裂強	抗剪 平均		
二	二	二	五		五—一七	三—一六
四•〇九	一•八七	〇•一七	一三•三	四八•三	五〇•一	五五•九
			一六•五			
三•六五	一•七二	〇•一四	一〇•四	四三•四	四二•四	四四•七
三•五四	一•七七	〇•〇九	一〇•三	五一•七	五三•四	五六•三
三•五六	一•七〇	〇•〇六	一二•九	四七•一	四七•三	四八•五
三•五六	〇•六九	〇•三四	八•一	四五•〇	五二•六	四三•一
			九•三			
三•四八	〇•七八	〇•一六	九•二	二九•六	三四•六	二四•五
五•二五	二•六二	〇•一〇	一三•三	五三•五	五七•四	五三•三
八•八四	四•六六	〇•一三	一三•二	五二•九	六二•八	四八•九
三•五一	一•七三	〇•三八	一六•七	四九•八	五六•九	四六•六
六•二六	二•三九	〇•一一	二一•六	五五•三	五九•七	五四•六

備考、一糎平方ニ對スル強度　單位キログラム

水中貯藏年度　Ⅲ.五年間　Ⅳ.拾五年間　Ⅴ.貳拾五年間　Ⅷ.貳拾貳年間

一、ヒノキ[1]材の化學的成分。

原料木材の一部を粉碎機によりて細粉となし〇・五m.m.目篩を通過し、〇・二五m.m.目篩に止まりたる部分を分析試料に供し、分析方法は主として Schorger 法に依りたるもので概要は次の如くである。

「エーテル、アルコール、ベンゼンアルコール抽出物は試料約一・五kgを Soxhlet 浸出器に入れ八時間抽出せしめたる後、溶媒を蒸發し去り殘渣を一〇五°Cにて一五時間乾燥秤量せしものなり。アルコール抽出物に用ひたる試料はエーテル抽出後の試料にしてベンゼンアルコールの混合比は68•32なり。冷水可溶物は試料一gを Beaker に取り水三〇〇c.c.を加へ時々攪拌しつゝ四八時間室溫に放置し、濾過、洗滌して乾燥一二時間後秤量し減量を知る。

1. 帝室林野局林業試驗報告第三卷第一號。

溫水可溶物は試料一g.を三角フラスコに入れ水一〇〇c.c.を加へ逆流冷却器を附して三時間煮沸水中に置き、濾過、洗滌し乾燥一二時間後秤量す。一%NaOH可溶物は試料一g.を三角フラスコにとり一%のNaOH一〇〇c.c.を加へ、冷却器を附し煮沸水中に一時間放置したる後濾過し、溫水、醋酸稀釋液、次に水を以て洗滌し一二時間乾燥し秤量す。リグニンは硫酸法により定量せしものにして即ち脂肪試料一g.をBeakerに取り七二%硫酸三〇c.c.を加へよく攪拌し一八時間室溫に放置したる後、一・五ℓの三角フラスコに移し、一二〇〇c.c.に稀釋す。フラスコは逆流冷却器を附し、三時間緩に煮沸せしめ、然る後濾過し充分洗滌し、乾燥一二時間の後秤量す。灰分は試料二g.を磁製坩堝に取り强熱灰化して秤量す。纖維素はNorman, Jenkins,本多眞一氏に係る簡易定量法を採用す。脂肪試料一g.をBeakerに取り、四%のNa_2SO_3五〇c.c.を加へ、更に水を加へて一〇〇c.c.となし煮沸水中に一五分間放置したる後、濾別し溫水を以て洗滌す。次に之を再びBeakerに移し三三%漂白粉液五c.c.を加へ水を添加して一〇〇c.c.となし一〇分間放置し、後水洗す。

以上のNa_2SO_3處理、及び漂白粉溶液處理を二回繰り返し、更にNa_2SO_3處理をなしたる後、三三%漂白粉液五c.c.及び二〇%硫酸二c.c.を加へ尙水を加へて一〇〇c.c.となし一〇分間放置す。次に又四%のNa_2SO_3處理を行ふ。此の酸性漂白粉液處理及びNa_2SO_3處理の操作を反復すること約六—七回にして最早Na_2SO_3により着手せざるに至りたる後、乾燥秤量して纖維素とせり。」

右に依る化學的成分の調査成績は次の如くである。

ヒノキ スギ材の化學的成分（無水物%）

樹種＼成分	エーテル抽出物	アルコール抽出物	ベンゼンアルコール抽出物	冷水可溶物	溫水可溶物	1% NaOH可溶物	纖維素	リグニン	灰分
ヒノキ	一・四六	一・九〇	四・〇九	三・四六	四・七七	一三・四六	五三・六一	三二・一八	〇・一六
スギ	四・〇六	二・四〇	四・九七	三・五五	四・三五	一三・二二	五〇・八九	三三・一八	〇・七九

二、苗木鑛物質成分

[1]三年生苗木にして十月採取に係る鑛物質成分は次の如くである。

苗木の種類	水分	固形物	固形物百分中の		固形物一〇〇分中の灰分		灰分百分中の	
			PO	K	Ca	PO	K	Ca
ヒノキ	六〇・〇	三九・六	〇・三〇〇	〇・四九〇	一・五八〇	三・五二%	八・六〇七	四五・二八
スギ	六〇・〇	四〇・〇	〇・二三三	〇・五五〇	〇・八七〇	二・六九%	八・二七三	三〇・二三二	三二・七〇〇

三、ヒノキ材の燃燒性

[2]田中勝吉氏に依る電氣爐に於ける木材の發火點は次の如くである。

樹種	産地	心邊別	發火點（攝氏）			驗體數	備考
			最高	最低	平均		
ヒノキ	長野縣	心	二五八	二四八	二五三	九	
スギ	秋田縣	心	二五二	二三二	二四〇	一二	
サハラ	愛知縣	邊	二五八	二五六	二五七	六	

木曾檜は當局では大部分東京支局豐住出張所及名古屋支局熱田、大阪兩出張所に於て丸太の儘で賣拂つてゐる。

熱田出張所に於ける明治二十三年以降の賣拂平均單價及び指數（指數は明治三十三年を一〇〇とす）は次の如くである。

1. 農林省林業試驗場報告、同試驗場調査。 2. 田中勝吉、有用木材の性質及用途、昭和四年。

年度	単價（石）	指數	備考
明治二三年	圓 一・五一	二八	
〃 二四〃	一・三八	二六	濃尾震災
〃 二五〃	二・〇五	三八	
〃 二六〃	一・二八	二四	
〃 二七〃	一・五二	三九	日清戰役
〃 二八〃	二・四五	四六	
〃 二九〃	六・九七	一三一	
〃 三〇〃	五・六七	一〇六	
〃 三一〃	五・五五	一〇四	
〃 三二〃	四・七九	九〇	
〃 三三〃	五・三三	一〇〇	m³當り 一九・一五圓
〃 三四〃	五・七一	一〇七	
〃 三五〃	五・九九	一一二	
〃 三六〃	五・一一	九六	
〃 三七〃	四・八〇	九〇	日露戰役
〃 三八〃	五・三二	一〇〇	
〃 三九〃	三・九二	七四	
〃 四〇〃	四・四一	八三	
〃 四一〃	四・九三	九二	
〃 四二〃	五・二〇	九八	
〃 四三〃	五・一八	九七	

年度	単價（石）	指數	備考
明治四四〃	圓 五・四八	一〇三	
〃 四五〃	六・二七	一二八	
大正二年	六・四三	一三一	
〃 三〃	五・七二	一〇七	日獨戰役
〃 四〃	五・二九	九九	
〃 五〃	五・七〇	一〇七	
〃 六〃	九・〇三	一七〇	金禁輸
〃 七〃	一六・一一	三〇二	
〃 八〃	一八・七一	三五一	
〃 九〃	二二・九四	四二〇	
〃 一〇〃	二一・五四	四〇四	
〃 一一〃	二〇・一七	三七八	
〃 一二〃	一九・四五	三六五	東京大震火災
〃 一三〃	一八・八八	三五四	
〃 一四〃	一六・九〇	三一七	
〃 一五〃	一五・五七	二九二	
昭和二年	一二・六八	二三八	
〃 三〃	一二・六六	二三八	
〃 四〃	一三・三六	二五一	金解禁
〃 五〃	九・一七	一七二	
〃 六〃	八・一七	一五三	

年度	単價（石）	指數	備考
昭和七年	八・〇〇	一五〇	
〃 八〃	九・四二	一七七	
昭和九年	一〇・五七	二〇八	m³當り 三九・八九圓
〃 一〇〃	一一・二八	二一三	四〇・五四

檜材の規格

（一）當局材

當局で定めて居る丸太の規格につき左に其の大要を記載しよう。尚市場で製作せられて居る挽材の寸法は別項記載の通りである。

切判　伐出箇所と年度とを表はす爲丸太には次の符號が彫刻される。

（イ）伐出地を表はすもの

支局	出張所	伐出地	切判形
木曾	野尻	阿寺	ノ
〃	三殿	柿其	ト
〃	野尻	殿	ノ一
〃	上松	小川	上
〃	妻籠	蘭	ツ
〃	湯舟澤	田立	タ
〃	王滝	湯舟澤	ミ
〃	三浦	三浦	ウ

支局	出張所	伐出地	切判形
木曾	藪原	小木曾	ヤ
〃	三殿	與川	キ
〃	奈良井	楢川	ラ
〃	福島	三岳	フ
名古屋	小坂	小坂	コ
〃	付知	裏木曾	ナ
〃	下呂	三川原	ケ
〃	高山	阿多野	ア

備考　切判形のクは宮内省の意なり

（ロ）伐出年度を表すもの

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
切判形	丄	二	＼	ト	×	丁	く	イ	ハ	＋

以上十年毎に回歸する。

丸太の長さ

丸太の長さは左の長さを以て定尺として居るが、注文に依りては定尺以外の長さに造材もする。

尚丸太の長さを大別して五・五米以上の長さの材を「長材」と云ひ、三・一米以下の材を「長短材」と云ふ。

尚丸太には定尺以外に延寸を付してある。その延寸は兜巾代其の他を除き六米未満の材は十糎以内、六米以上の材は二十糎以内を付することになつてゐる。

定尺	（尺換算）	定尺	（尺換算）
一・〇米	三・三尺	四・六米	一五・二尺
一・九	六・三	五・五	一八・二
二・二	七・三	六・三	二〇・八
二・四	七・九	七・三	二四・一
三・一	一〇・二	八・二	二七・一
三・七	一二・二	九・一	三〇・〇
四・〇	一三・二		

現在最も多く造材されて居る定尺は四米六即ち十五尺材である。

丸太の直徑

丸太の太さは檢尺徑を以て表はす。檢尺徑は長さ六米未滿の丸太では最小部即ち末口を測定し、長さ六米以上の丸太では中央部の最小部を測り、二糎止めにし二糎未滿は切捨てる。但し檢尺部に於ける最大、最小兩直徑の差が最小徑の二〇％以上のときはその平均直徑に依る。

尚木曾材の直徑の階級は前述の通り米突法に依つて居るが今尚次の様に呼ばれてゐる。

六以下　直徑六寸以下各材　（二十糎未滿）

中目　直徑自七寸至一尺各材　（二十糎以上三十二糎未滿）

一上　直徑自一尺一寸至一尺四寸各材　（三十二糎以上四十六糎未滿）

五上　直徑一尺五寸以上各材　（四十六糎以上）

丸太の材積計算

材積の單位は立方米を以てする。材積の計算法は長さ六米未滿の丸太は檢尺徑即ち末口の最小徑に次表の定數を加へたものゝ自乘の八割に長さを乘じて算出する。長さ六米以上の丸太は檢尺徑即ち中央直徑の自乘の八割に長さを乘じて計算す。

材長	二米未滿	三米未滿	四米未滿	五米未滿	六米未滿
定數	二・〇	二・五	三・〇	三・五	四・〇

品位

檜材の品位は節及曲り等に依り左表の通り上、中、並、下の四等に區分してゐる。

節＼曲	直材	小曲材	大曲材	重曲材
無節	上	上	並	並
三方無節 二同方無節	上	中	並	下
一一方大小節 二一方小節	中	並	並	下
一方無節 二方無節	並	並	並	下
三方大小節	並	並	下	下
四方小節 三方小節	並	並	下	下
一方大節	並	並	下	下
三方大節	並	並	下	下
四方大節	下	下	下	下

節を定める標準は次に據る。

イ、直徑二十糎未滿の材は長徑一糎半以内の節を小節とす

ロ、直徑三十糎未滿の材は長徑二糎以内の節を小節とす

ハ、直徑六十糎未滿の材は長徑二糎半以内の節を小節とす

ニ、直徑六十糎以上の材は長徑三糎以内の節を小節とす

曲りは次の標準に依り直材、小曲材、大曲材、重曲材に分けて居る。曲りは根張を含まない内曲面の最大矢高が最小徑に對する百分率を以て之を表はして居る。

イ、直　材　五％以下は曲りなきものと看做す

ロ、小曲材　二五％以下

ハ、大曲材　二五％を超ゆるもの

ニ、重曲材　二方面に五％を超ゆるもの

但し小曲材の重曲材は大曲材と看做して居る。

尙品位を決めるに當り直材にして節三箇以内のものは品位一等を上し、左記各項のものは品等を下すことあり。

イ、直徑二十糎未滿の小曲材は相等級より一等、大曲材又は重曲材は二等以内

ロ、腐朽、アテ、胴打又は突割材は腐朽、損傷等缺點の程度に應じて三等以内

ハ、目廻材は目廻の程度に應じ二等以内

ニ、木口割材又は引拔材にして深さ材長の十分の一以上に及ぶものは一等

ホ、顯著なる入皮、空洞、捩、虫喰、干割材又は之に準ずる缺點あるときは其程度に應じて二等以内

但し品等を下したる爲品位「下」以下なるものは「次品」と呼んでゐる。

(二)　市場に於ける木曾檜材の挽材規格

東京市場に於ける木曾檜の製材規格は次の如くである。

一、檜角（柱、土臺）

イ、心持材と心去材に分れるが、心去材と云ふのは極く少なく既製品は心持材が多い

ロ、長さは、丈五、丈三、一丈、七尺等

ハ、角は五寸、四五、四寸、三五等が既製品として多く、註文に依ては八寸、七寸、六寸角なども ある。

ニ、品位は四方無地、三方無地、曲折二方無地、赤一等、白一、二、三等がある。白は白太付である。四方無地、三方無地は極く少ない。

二、縁甲板

イ、長さは十二尺、九尺、六尺

ロ、幅、正四寸

ハ、厚、正六分

ニ、品位は上無節、上小、並小、上並などがある

三、板割

イ、長さは十二尺

ロ、幅、尺、九、八、七、六寸位

ハ、厚、正六分

ニ、品位は上無節、上小節、上並

四、長押

イ、長さは十二尺、十五尺、註文に依ては十八尺それ以上もある

ロ、大さは幅四寸、底一寸五分、上五分で、云ふまでもなく柾無節のみである

五、鴨居

イ、長さは十二尺、十五尺、特別材として十八尺もある

ロ、幅は四寸、厚さ一寸八分

ハ、品位は見付柾無地、上小節

六、敷居

イ、長さ十二尺、十五尺、十八尺

ロ、幅は四寸、厚さ一寸八分

ハ、品位は鴨居に同じ

七、平割

イ、長さ六尺、九尺

ロ、厚さ一寸二分

ハ、品位は上無節、上小節、並小節、上並

八、吋板

イ、長さ十二尺、幅は尺、九、八寸、厚は一吋

ロ、品位は無節、並小節、上並

次に檜用途の代表的なものを次の三つに區分して述べることゝする。

一、建築用材

普通建築、高級建築、神社佛閣建築より、洋室に至る迄其用途は最も廣い。普通建築材としてヒノキ材の使用される範圍は別記の通りであるが、特に高級建築には絲柾の長押、四方柾無節の柱等が用ひられる。神社佛閣には古來よりヒノキ材が多く使用せられたことは後述の如くである。右の外日本建築は勿論西洋建築に於てもドアー、窓框及其他の材料として他材の追隨を許さない

が、尙木曾檜を寄木張として洋室の腰羽目、天井、床（フロアー）、ドアーの鏡板（パネル）等に施工され和洋折衷の落ち着いた優雅高尙の氣品を發揮してゐる。

一　般　建　築　用　材

棟梁、屋柱、桁、母屋、棟木、樽、垂木、廣小舞、束、大引、根太、足固め、鴨居、敷居、床板、長押、天井板、天井竿縁、天井廻縁、床柱（角床柱）、縁框、縁甲板、切目縁板、通し縁板、縁側、戸、障子、襖、建具、階段、下見板、外廻、戸袋、屋根板（小羽板）、土臺、門柱、門扉、湯殿、板塀、建具材（雨戸、格子戸、硝子戸、障子、襖）

二、建築材以外の用途

イ、森嚴又は莊重の感じを起さしむる用途

神具、庭園小宮、箱宮、札箱、島臺、木具膳、三方

ロ、狂ひと伸縮の少なき點を主とする用途

度量衡器：測器（測板、測桿、製圖板、尺度）

量器（桝）

器械臺、寫眞器、文具用材

家具（長持、戸棚、衣箱、書箱、裁物板、洋風家具）

器具（匣箱、机案類、火鉢、煙草盆、桶、樽類、曲物）

樂器（和樂器、洋樂器）

漆器（膳、椀、盆重箱類。文庫。硯箱。佛壇、佛具）

木型（鑄物用木型）

ハ、强靱性と狂ひ少なき點を主とする用途

飛行機用材

車輛材（車體、內部裝飾）

諸器械附屬木部

ニ、强靱性と水濕耐久性を主とする用途

橋梁用材（橋杭、橋桁、橋板）

土工用材（鐵道枕木、電柱、鑛坑支柱）

船舶用材（船體、檣）、ボート用材

ホ、水濕耐久性を主とする用途

水工用材

箱風呂、水漕、標杭、水道柱、井戸桁、井戸側

水門、流し、水道、暗渠、水路の堰、水道木管

ヘ、强靱性を主とする用途

把柄用材（農具及農具の柄）、天秤棒

ト、美觀と工作の容易なるを主とする用途

彫刻（人物像、模型、假面、置物、欄間、破風、懸魚）

玩具、櫛、箸、杖、洋傘の柄、木象嵌

經節臺、看板、門札、高札、標柱

チ、其の他の用途

鏃作用材

室内娯樂具

運動具（梁木、横木、跳下臺、跳越臺、鐵棒架臺）

俎、額緣、包裝箱、燐寸（軸木、箱）、刷毛

三、特殊の用途

製紙—當局に於て簡易曹達木材パルプ製造法の開始に伴ひパルプ原料として有用なるものとなつた。

製繩—檜繩は一名スクリ又はハシクリといひ頗る强靱なるを以て諸般の用に供せられ、就中和船の錨綱、筏綱及び釣瓶綱等とし又倒木の曳起し等にも使用せられる和歌山縣東牟婁郡、奈良縣吉野郡十津川村等より多く產する。

經木—製品の主なるものは經木眞田である。檜しごきは檜織物の原料である。

檜笠—檜笠は古來木曾の特產で、昭和十年度長野縣の生產高は五六、八三五箇價格二、九五八圓である。

樹皮—檜皮は主として屋根葺用に供せられ、其上等品は茶席、數寄屋の天井、壁其他襖に用ひられる。

繩索—檜皮繩は筋、まいはだ、又はまきはだと稱せられ、桶類、舟艇等の罅漏を塡塞するに使用される。

藥用—ヒノキの枝條を乾餾して油を採り更に之を分溜精製せしものは藥用に供せられる。

其の他—葉を香油の原料とする。

燃燒し易きを以て既往に於ては引火用卽ち附木用材として使用せられた。

以上ヒノキ用途の大略を述べたが、既往建造物を觀ても古來我が國民は何事も淸淨を好み色彩に於ても自ら質素を尙ぶの風ある爲め神社建築には多く檜の材面無疵にして組織平等なる良材が重用せられて居る。特に木曾產檜の特質は此の種の建築には最も適材と認められて居ることは以下記載の事項によつて明かであらう。

日本書紀神代卷に「杉者可以爲浮寶　檜者可以爲瑞宮之材」とあり、往時より檜は最上の建築材たることが明かになつて居る。今を距る千三百餘年飛鳥時代の建築と云はれ我國木造建築の最古で恐らくは世界最古のものである法隆寺の金堂、五重塔、中門は其の柱、扉板の如き主としてヒノキ材を用ひて居るのである。續いて千二百餘年前奈良時代の建築である同寺中の西院、經藏、東大門、傳法堂其の他藤原時代、鎌倉時代、室町時代の建造に係る同寺中各種の建物も、亦多くはヒノキを用ひて居る由である。又我國の最大建築物、否世界最大の木造建築物たる奈良東大寺大佛殿の如きも、大柱は其の數八十四本で、口徑三尺五寸、長さ推定百尺を超えたる檜材を使用した由である。又一千二百餘年前天平時代の建築に係る奈良正倉院を始め、今に遺存する當時の古建築も亦大部は檜材を用ひて今に依然として保存されて居る。

是等木材は江州方面にて伐採し、宇治川を下して更に木津川を遡航し、木津から陸運で奈良へ運搬したもの、如くである。元より大和方面にも相當に大材があつたものと推定せられるが、奈良時代は宮殿佛閣の建築頻繁で、附近山林は濫伐せられ、宇治附近より漸時宇治川の上流に及び、江州迄も伐採が及んで來たのである。尤も大佛殿は火災に罹つて、七百五十餘年前の文治年間と、二百五十餘年前の貞享年間とに再建して居り、文治年間の再建には俊乘坊重源が、周防國よりヒ

ノキを伐り出し其の間四ヶ年を費して漸く母屋柱二本を建てたと云ふことである。又貞享年間には公慶上人が再建に盡力し、徑二尺五寸乃至三尺五寸の眞柱、其の他二本繼の側柱を使用せる由で、之れ亦主要材は檜の由である。

一般に室町時代に至り重力のかゝる柱或は土臺の一部に欅を使用せるもその他の大部分は檜材にて造られて居る。尙江戸時代に至り欅材を盛に使用するに至つたがその狂ひの點竝に耐久力に至つては檜に及ばない。されば今日國寶保存會が國寶建造物の修理に當り再び檜材を使用し、尙欅其他の材料にて造られて居る部分でも努めて檜材にて修理するそうである。之を以て見るも如何に檜が此種の建築に適當して居るかを窺ふに足るであらう。

伊勢神宮の二十年毎に行はるゝ式年御遷宮は、其の由來頗る古く、今を距ること凡そ一千二百五十年前、天武天皇の御宇に制定せられ、創めて、御遷宮を行はせられたるは、持統天皇の御卽位第四年庚寅の歲であつた。中世戰國時代には兵亂の爲め此の事久しく中斷されて居つたが、永祿四年卽ち紀元二二二三年に舊制を復興せられ今日に及んで居る。

此の御造營用材は伊勢の神路山、宮山より伐採せられたのであるが、時の事情により他の山から伐つたこともあるもゝ如くである。其の記錄の明らかなものは、紀元一六七九年、後一條天皇の御代に、志摩國答志郡より伐採せるを最古とし、爾來三重縣下の阿曾山、江馬山、愛知縣下の設樂山の外常勝寺山（所在不明）等に採り、更に岐阜縣の美濃山、三重縣の大杉山に之を求め、二百三十年程前の寶永六年の式年御遷宮より木曾湯舟澤、蘭の兩山より伐採してゐる。

明治以降二年、廿二年、卅二年（臨時御遷宮）、四十二年、昭和四年の御遷宮に際し、每に木曾御料林より伐採せられて居る。

將來も木曾御料林より供進する見込を以て、其の管理官廳である帝室林野局に於ては、精密に檜の大木の分布狀態を調査し、氣候風土が檜に適し且つ大木を養成し得る箇所を選び、約八千ha を神宮備林とし、備林型擇伐作業なる特殊の施業を施してゐる。

以上の外既往に於て檜材が一般建築材にも勿論重用されたこと、想像されるのである。

是等に關しては年代を追ふて以下各章に於て詳述するであらう。

第二章　ヒノキ屬概說—特に分布に就て

ヒノキ屬は舊日本、臺灣、北米の共通屬で、其の他の區域に見出されない。卽ちヒノキ屬の世界に存するものは總て七種であつて、內我國內地にはヒノキ (Chamaecyparis obtusa Endlicher) サハラ (C. pisifera Endlicher) の二種を產し、臺灣にはタイワンヒノキ (C. taiwanensis Masamune et Suzuki) ベニヒ (C. formosensis Matsumura) の二種を產する。北米に產するものはスフエロイド檜 (C. thioides Britton) 米槪 (C. Nootkatensis Parl.) 米檜 (C. Lawsoniana Parl.) の三種である。

ヒノキは植物地理學上東亞區に屬する九州、四國、本州に分布し、其の狀況は後章に記載する如くである。臺灣[1]は植物地理學上元馬來區に編入せられたが佐々木舜一氏[2]の調査によればヒリツピンとは全然關係なく東亞區に編入せられた。

乍然舊日本との關係は甚だ薄弱であつて臺灣は支那大陸系のものであると論じてゐる。卽ち金平亮三氏[3]の調査に依れば針葉樹に就きては舊日本と臺灣との共通固有屬は一つもないのみならず共通種としてヒノキの一種あるに過ぎない。卽ち Chamaecyparis obtusa Endlicher は舊日本及び臺灣との共通固有樹種であると述べられた。乍然臺灣產ヒノキを全然別種に取扱へば共通種もなくなるわけである。ヒノキの分布は後章にも述ぶる如く、本州、四國、九州であつて、其の他の區域である北海道、朝鮮、臺灣に於けるものは全部植栽に係るものである。

支那には本屬[4]の天然生分布を見ないが、山東省[5]にはヒノキ、サハラが植栽されて居るものゝ如

1. 早田文藏、臺灣松柏科植物の分布 1905 年。 2. 佐々木舜一、東洋に於ける松柏類の地理的分布。 3. 金平亮三、增補改版臺灣樹木誌 昭和十一年。 4. 鍾心煊著、中國木本植物目錄、中國科學社研究叢刊、第一卷第一篇。李順卿著、Forest Botany of China, 1935 年。 5. 靑島植物豫察調査報告書、南滿洲鐵道株式會社、大正八年。植物學大辭典：上海商務印書館發行。田中長三郎：東亞大陸針葉樹綜覽：臺灣の山林、昭和十二年九月。

くである。

次にこれらヒノキ屬の各種につき其の概要を述べることゝする。

一、タイワンヒノキ（臺灣檜）

學名　タイワンヒノキは內地のヒノキと同一と看做してゐる學者もあり、或はこれをヒノキの品種卽ち Chamaecyparis obtusa Sieb. et Zucc. forma formosana. Hayata として取扱つてゐたものもあつたが、近時一般に之を C. taiwanensis, Masamune et Suzuki として別種に認めてゐる。

方言　臺灣名を厚殼（カワカ）と云ひ蕃名はカバロン（タイヤル挿天山）、ヴアニヘル（濁水蕃）といふ。

形態　巨大なる樹幹を有し、樹皮は赤黑色で片裂する。枝極少く枝下高くして、最大の記錄は徑三米に至る。樹皮は纖維質、淺き縱列あり、葉は鱗片狀三列、覆瓦狀に密生し、ヒノキに酷似し殆んど識別し難いが、鱗片は三角形、先端は鈍角でヒノキに比し稍々少である。雄花雌花共にヒノキと異らず、毬果は球形、徑一〇—一一粍、實片は八—一〇個、楯形、二個宛の種子を有し、種子に翅を有し徑凡四粍である。

材質　材は內地產ヒノキに比して稍々黃色が强く、比重は〇・五四にして木曾檜より幾分重い。臺灣檜と尾州檜との物理的性狀の比較對照を見るに材の色澤、芳香に於て前者は到底後者の比でなく又總督府中央研究所林業部に揭げたる數字によれば次の如く强度に於ても尾州檜が優位である。

樹種＼强度	抗壓强	負擔强
臺灣ヒノキ	四、二八六	七、二八六
尾州ヒノキ	四、七二二	七、三四四

（平方吋封度）

1. 鈴木重量、タンワンヒノキミベニヒの種苗發生に關する一考察、シルビヤ第4卷第一號（Feb 1933）、pp 57—59. table I. & II. chamaecyparis Taiwanensis Masamune et Suzuki. in Silvia IV (1933) 59=C. obtusa (non S et Z) Kanehira, Formosan Trees. (1917) 596.

用途　乍然大徑材に富むため大小共に芯去材を得らるゝ點に於て到底內地檜の及ばざる特徵を有し、美的要素を有し優美なる建築材として他に比類を見ず、殊に含有「クレオソート」分豐富で木質堅緻、白蟻其の他の害蟲に侵さるゝことなく內地產檜に比し遙に耐久力を有してゐることが證明されて居り、內地市場に「臺檜」として紹介されて居る。

右[1]の外臺檜は木色清楚、木香高雅、木理整然として國民的精神の欲求に合致し、特に長大材又は幅廣物が得られる點に於て社寺用材として使用せられてゐる。

明治神宮、橿原神宮、靖[2]國神社神門、宮地嶽神社、筥崎八幡、湊川神社、乃木神社、春日神社、朝鮮神社、高野山金剛寺、東福寺、永平寺、相國寺等の建築の一部にも用ひられてあり、尙久邇宮御常御殿にも御使用あらせられたる趣である。

其他枕木、橋梁、車輛、船舶、棺材、器具用材及飛行機用材として賞用せられ、殊に艦船用材として內地各海軍工廠に年々多量に供給せられる。

其他の事項に就ては第五章第八款に讓る。

二、ベニヒ（紅檜）一名タイワンサハラ（臺灣花柏）

學名　Chamaecyporis formosensis Matsum.[3]

方言　臺灣名を薄皮（ボベ）と云ふ。

分布　分布は本島固有にして、タイワンヒノキ林の下部に接して純林をなすか又は混生する。海拔最

1. 臺灣材、臺灣總督府營林所。黑澤戒三、臺灣の林業、御料林、第 23 號。2. 中內清重、靖國神社神門建築、臺灣の山林、第 139 號。3. Cnamaecyparis formossensis Matsum. in Tokyo Bot. Mag. XV (1901) 137; Kanehira Formosan Trees (1917) 597.

も低きは北挿天山（一〇五〇m）に於けるものである。

形態　タイワンヒノキは枝葉密生し樹冠稍々綠色を呈するが、ベニヒは枝葉疎にして樹冠稍々黃綠色を呈するので容易に識別せられる。森林中で兩者を區別するにはヒノキは樹皮粗にして厚く、葉は綠色、材を嚙めば辛味あり、反之ベニヒの樹皮は稍々平滑にして薄く、葉は淺綠色、材に辛味が無い。本島人が前者を厚殼、後者を薄皮と稱して區別する所以もこゝにあるのである。

葉の鱗片は先端鋭形、毬果は隋圓形にして、徑八—九粍、實片の數は一〇—一三である。

材質　[1]タイワンヒノキとベニヒとの實生の狀態に於ける識別法に就ては本屬は種子が發生して、最初に子葉が現はれ、其の次に中間葉が生じ、最後に成木に見る所謂鱗葉を生ずるのであるが、この中間葉の出現法に依りてタイワンヒノキとベニヒとを簡明に識別し得るものとせらる。即ち中間葉が主軸にのみ限りて生ずるものはタイワンヒノキで主軸並に第一分岐枝に生ずるものはベニヒである。

生木はタイワンヒノキより重き氣乾比重は〇・五〇にしてタイワンヒノキよりも輕い。尙タイワンヒノキに比し、赤味多く輕軟、負擔力は少なり、濕氣に對する保存期及び耐蟻性はタイワンヒノキよりも大にして、割裂すること少である。材に放香がある。

用途　材は建築橋梁、棺、土工、水管用に使用せられる。

三、サハラ　花柏、椹、弱檜

學名　[2]Chamaecyparis pisifera Endlicher.

分布　分布は本州溫帶、殊に木曾地方に多く、暖帶一部にも植栽されてゐる。一般に濕地に好んで生育する。

1. 鈴木重良、タイワンヒノキとベニヒとの種苗發生に關する一考察、シルビヤ、第四卷第一號。2. 工藤祐興、訂正日本有用樹木分類學、昭和5年 C. pisifera S. et Z., apud Endl. Syn. Conif. p. 64 (1847) = Retinispora pisifera S. et Z., Fl. Jap. 11. p. 39, t. 122 (1844). = Cupressus pisifera K. Koch, Dendr. 11. p. 170 (1873). = Thuja pisifera Mast., in Jour. Linn. Soc. Bot, XVIII. p. 489, f,1 (1881)。

形態　常綠喬木にして、樹皮は赤褐色に灰色を帶び縱裂する。葉は小形で鱗片狀をなして交互對生し、莖に密着し裏面にW字形の白色孔線を有し頂端鋭角をなしてゐる。即ちヒノキに稍々酷似するも樹冠はヒノキより鋭圓錐形を呈し、鱗葉の先端ヒノキより鋭く葉裏の白色も亦ヒノキより著しい。

ヒノキとサハラとの稚苗の狀態に於ける識別法は、子葉ヒノキは普通二本稀に三本サハラは普通二本であるが、その大小によりて容易に區別せられ、尙扁柏は入梅期に於て、鱗葉を生ずるも、サハラは土用季に於ても尙鱗葉を生ぜざること、又綠葉形階段數前者は三—四、後者は五—一五であつて而もヒノキに於ては最初の枝より上には生じないが、サハラに於ては枝が出來てからも尙其の枝にも又主幹にも生ずることによつて容易に識別せられる。

變種、品種　[1]サハラの葉は綠形、鋭尖頭にして、先端針をなし、基部は少しく狹きのみにして、葉は表面綠色、裏面は淡綠色なるも、白粉に被はれて白く見える。肉眼にては表面平、(但ルーペにて窺へば、凸凹があつて平ではない) 裏面は主脈部高く、兩緣又高く、其の間凹條をなすを以て、恰も二條の白線がある樣に見えるのが特徵である。

尙サハラの變種品種は甚だ多い。

材質　邊材は黃白色、心材帶紅黃色にして、輕軟、木理通直にして割裂自在である。比重〇・三一にして甚だ輕く、伸縮少にして、工作容易である。水濕に耐ゆること、樹脂少きこともその主なる特徵である。

但し脆弱にして負擔力は比較的弱い。

用途　椹材の用途は次の如くである

イ、建築材としての用途

1. 柳田由藏、森林樹木の稚苗圖說、林學會雜誌第十三卷第九號 p. 657. Table 1. 岩田利治、寫眞による森林樹木の形態的識別（三）御料林 昭和八年三月。

天井板、其の他の板類、廻縁、長押、板戸、下見板、雨戸、屋根木羽、野根板、板塀、襖骨、障子組子、屏風骨

ロ、建築以外の用途

材の輕きを主とする用途

車用材（箱車等）、　簞笥（底板、側板等）、　長持

一閑張　　提灯底　　金具（團扇立、茶盆等）

小鳥籠（箱）　　張板　　樽栓

下駄材

狂ひの少なき點を主とする用途

漆器（佛壇、經凡、唐櫃、箱類其他）、　彫刻（欄間、模型、置物等）、

戸棚、　書箱、　小器具類等、

箱宮、　活字ケース、　指物、

曲物、　樂器材（洋太鼓の胴及撥）　機械材（量器）

割り易き點と水濕に耐ゆる性質を主とする用途

飯櫃、　手桶、　風呂桶、　辨當箱、

盥、　船舶材、　曲輪、　曲物木地、

唎木（キヽ）、　栓口、　蒲鋒板其他、

其の他の用途

附木材、製紙原料、樹は庭園樹並に生垣等に適す。

四、米檜　ラウソンヒノキ

學名　Chamaecyparis Lawsoniana Parl.

呼稱　(port Orford Cedar, Ginger Pine, ❶ Lawson's Cypress, ❷ match-wood, Oregon Cedar, ❸ Port Orford cedar, ❹ White Cedar ❺)

分布　❻ 北米カリフォルニヤ西部及びオレゴン西南部に產する。

形態　常綠喬木で樹高六〇米、周圍一二米に達する。樹皮は深縱裂、暗赤褐色にして、枝條は地平に擴張し通常懸垂する。

葉は至つて小さく卵形にして密接壓扁してゐる。熟期一〇—一五年生、結實年度殆んど毎年入來し結實は豐富である。毬果は球形にして赤褐色を呈し約〇・八糎あり、種子は扁平にして二稜を有し長三—四粍、細翅を有する。

生態　濕潤なる腐植質の壤質砂土を好むも瘠惡地にも生じ、尙石灰質土壤を特に好む。瘠惡にして乾燥し易く通風甚しき土地を忌むも概して適當力大である。生長は幼時遲く、三—四年生にて旺盛となり一〇年生迄は叢林狀を呈し後直幹を抽出する。幼時特に庇蔭に堪ゆるも後半陰性となり側陰を好む。一般に溫帶、暖帶化部の植栽に適し、東京附近に於ても良好なる生長をなす。

用途　心材淡黃乃至殆んど白色を呈し、邊材は薄く識別困難である。木理甚密にして繻子光澤あり磨きて美しく、樹脂豐富にして特殊の香氣あり、工作容易にして、耐久力が强い。比重[2]〇・四六灰分〇・一〇彈性係數一二一七七二、破壞係數八八八、抗壓强四六六。

我國輸入米材の一にして、其の輸入量昭和三年には五十八萬石に達した。

北米產材中貴重材の一にして、主なる用途は次の如くである。

1. 米材乃榮、❶ California の呼稱。❷❸❺ Cal., Oregon の呼稱。❻ Oregon の Josephine country に於ける Waldorf 附近及び Siskyou mts. の傾斜地及 Shasta Mts. の南西面地に生ず。蓄積豐富なるは Oregon 沿岸地方の Rouge River の北部にして最大生長をなすは海岸山脈山麓の西面斜地とす。2. 米材の榮、第十回北米合衆國國勢調査第九卷に揭載せられたる氣乾材に對する Stephen R. Sharples 氏の實驗結果に據れり。(i) 比重は全乾比重にして、各異立地より採取せる材料の平均數値とす。(ii) 灰分は二回實驗せる結果の平均とす。(iii) 彈性係數は張力に對するのにして、kg/cm² にて之を示す。(iv) 破壞係數は抗彎强にして、kg/cm² にて之を示す。(v) 抗壓强は木材纖維に平行なる壓の加はる場合のものにして、其數値は kg/cm² とす。

北米に於けるヒノキ屬分布概觀圖

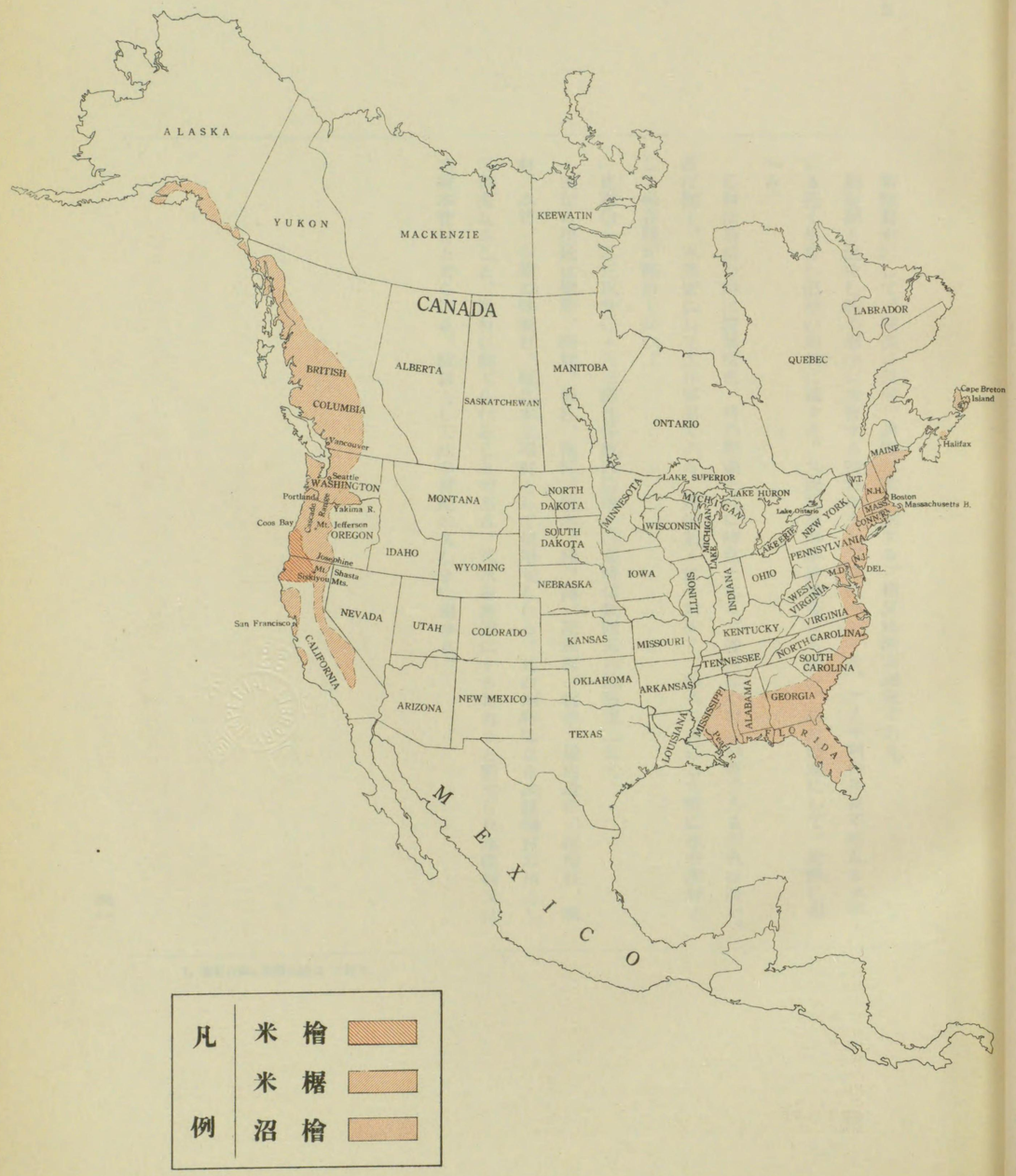

學名
呼稱
分布
形態竝生態
材質
用途
學名
呼稱
分布

船、床板、建築、屋内工作、枕木、杭材、柵柱、マッチ軸木材、飛行機用材、ボート用材、簞笥、戸棚、板、桶材、家具材

其の他樹脂は藥用となり、樹は庭園樹とする。

五、米　椙

Chamaecyporis nootkatensis Sargent.

(Yellow Cedar, Alaska Cedar, Alaska Ground Cypress, ❶ Alaska Cypress, ❷ Nootka Cypress, ❸ Nootka Sound Cypress, Sitka Cypress, ❹ Yellow Cedar, ❺ Yellow Cypress) ❻

❼北米西部の寒・溫帶、濕潤なる海岸地方に產する。

常綠喬木にして樹高三五米、周圍三米に達する。樹皮は帶褐淡灰色である。溪流沿岸及溪谷盆地に生じ濕氣不充分なれば山岳の北面を好み、濕潤なる砂質地に良材を產する。

材は淡赤褐色、繻子光澤あり磨きて美しく、木理甚密にして、樹脂は芳香を有する。割裂、工作共に容易で耐久力甚大である。

比重〇・四七、灰分〇・三四、彈性係數一〇二八八一、破壞係數八〇一、抗壓强四五五

主なる用途は枕木、柱、内部造作材、ボート用材、桶、簞笥、家具材、等である。

我國輸入米材の一である。

六、沼ヒノキ、スフェロイドヒノキ

Chamaecyparis thyoides Britton

(White Cedar, Juniper, ❶ Post Cedar, ❷ Swamp Cedar, ❸ White Cedar) ❹

❺北米の原產であつて、北亞米利加東部暖溫兩帶を鄉土とする。

1. 米材の桀、❶❷❸ California の文獻用語。❹ Oreg., Cal の呼稱。❺ Oreg. の呼稱。❻ Oreg., Wash. の呼稱。❼ 南西部 Alaska より Oregon 及び California 地方に分布する。卽ち Alaska より British Columbia の高臺地及海岸山脈より Washington, Oreg. の Cascade Mts. に沿ひ mt. Jefferson の北東面傾斜地に至る。東方は Yakima River の上流に至る。Oreg. Cal. に最多く最大生長をなすは Alaska 及 British Columbia とす。大西洋岸諸州及 Cal. に於て風致樹として植栽せらる。Alaska. British Columbia. Washington の海岸地方にありては Sitka Spruce. Western Red Ceder, Westrn Hemlock. Western Yew. Grand Fir. Vine Maple. Sitka Alder 等と混生し高地に至るに從ひ Black Hemlock. Lodge-pole Pine. Alpine Fir. Amabilis Fir. Noble.Fir. Douglas Fir.Western Larch. Westrn White Pine. Engelmann Spruce 等と混生す。2. 米材の桀 米檜の註 2. に同じ。3. 異名。 C. SphaeroideaSpach4. 米材の桀 ❶ Ala., N. C., Va. の呼稱。❷ ❸ Del. の呼稱。❹ Mass., R. I., N. Y., N. J., Pa., Del., N. Fla., Ala., Miss. の呼稱。❺ New Nampohire. 南部 Maine より南方は北部 Florida に至る海岸附近に密林を形成し西 C., S. C.,方は Mississippi の Pearl River の溪谷に至る。Massachusetts Bay の南部に最多い。東部諸州及び歐州の溫暖地方に風致樹として植栽せられる。5. Rehder Alfred: Manual of Cultivated Trees and Shrubs. 1927. 6. 加奈陀の Cape Breton Island 及び Halifax 附近に分布す、Pennhallow: North American Gymonosperms. 1907。

形態並生態

常綠喬木にして、樹高二四米、周圍三米に達する。樹皮は淡赤褐色である。

濶葉樹と混生し能く沼中に生育する特性を有し、殊にハンノキ、ヤナギ類の生長不能なる水中にも能く生育し沼地の造林に適する。又泥炭地海岸砂地等にも耐へ、生長迅速にして、庇蔭に耐へる。

材質

心材は新鮮の時は淡緋暗色、時の經過と共に暗色となる。邊材は心材と同色であるが色は淡い。甚だ輕く、木理密にして工作容易である。反張若くは干割少く、耐久力大にして特に水中用材として保存期が極めて長い。

比重[1]〇・三三灰分〇・三三彈性係數四〇四一〇破壞係數四五六抗壓强二五九

用途

主なる用途は建築、塀材、柵柱、電柱、杭木、桶、樽、屋根板、杭木、屋内造作、垣根柱、板材、水管、小船の側板材、玩具木工用材として使用せられる。其の他特殊なるは煤烟採取用として優秀なること、炭材に供せられることである。又水を清淨にする力ありと稱せられ水槽材又は水道木管材とせられる。杭材としては半世紀の久しきに耐ゆる。

1. 米材の栞。米檜の註 2. ミ同じ。

第三章　太古より安土桃山時代迄

概　說

太古に於ける檜の生育と其の用途

檜の太古の時代に於ける生育狀態に就ては、文獻未だ備はらざれば、之を徵するに足るもの殆んど存在せずと雖も、氣候溫和にして適量の雨量を有する我國に在つては、其の生育に宜しきを得て、必ずや他の樹種と共に山野に自生し、蓊鬱たる林叢を形成して壯觀を呈せしこと、思はれる。左ればこそ伊弉諾・伊弉冉の二尊が國土經營に當つて多くの神々を生み給へる內に、木[1]の神として久久能智神の御名が見え居るも、大八洲の我國に樹木の繁茂せし故と解せられるが、未だ檜のみを取上げて知るに至らず、諸種の樹木を一併して考えらるゝに過ぎぬ。併し素盞嗚尊[2]が鬚髯や胸毛などを散じ給へるものが、杉・檜・椹及び樟と成りしを語れるは、多くの樹木の中にても特に重要なものと認められしより、斯る事蹟も傳へられると思ふ。殊に檜を以て瑞宮を營む材に充てしめられたは、其の材質優秀にして色澤の溫雅なると香氣の淸楚なるとは、何れも我が國民性に適合する所あるより、太古の時代より既に建築の用材たりしを知ると共に、檜の木材としての性質が當時知られ居りしことが窺はれる。隨つて五[3]十猛命等が此等の樹種を各地に頒ち給へるを傳ふるも、有用なる木材として尊重された所以と見られる。

檜材の用途

檜が既に瑞宮の建築用材と認められしことゝて、一般の建築にまで廣く之を使用せずとするも、宮廷並に重臣の住宅を始め、尊崇篤き神社の社殿の如き高貴な建築には主として檜を使用せしと

1. 古事記上、日本書紀一。 2. 日本書紀一。 3. 日本書紀一。

思はれる。宮廷の造營は御歴代毎に行はれたが、其の用材が檜なる旨を記さゞるも、まさに然るべきことに屬し、書紀や萬葉に散見する字句の上よりも判じ得べく、神社の社殿に就ては、伊勢の兩太神宮が舊規に則つて、今に檜を御用材に充てらるゝに依つて推測される。更に佛教の傳來して堂塔の造營盛んなるに至つて、其の用材が多く檜を以てせられしは、遺存の古建築の上より確め得る所である。

檜の分布を知るべき文獻

檜を用材とすべき此等の諸建築は大和を中心とする近畿に多かりしも、去りとて其の他の地方に於ても存ぜしが、此の需用に應ずるを得たるは、檜の生育するもの、我國に相當に豐富なりしを思はしめ、且つ交通尚ほ開けず運輸の便を缺きし時代とて、到底、遠隔の地より之を供給するに至らざりしより、各地に其の生育せるものありしと察せられる。然れども此等の諸建築に用るられた材種を特に云へるものなきのみならず、何れの地より用材を得たるかを擧ぐるもの殆んど見ざるを以て、檜の分布地點を確むるに甚だ困難を告げ、比較的文獻の豐富なる大和方面に於てのみ、上代に於ては檜の分布地を知り得るに止まるも、之が爲に他の地方には檜の生育を見ざりしと云ふにあらず、單に文獻の上に現はれざる點である。

木材を大和以外に求む

飛鳥時代の頃に及び、大和方面は長年月に亙つて絶えず伐採されて建築用材の缺乏を告げ、之を近畿特に近江に求むるに至つたのは、運輸の便に富みし結果に外ならぬ。續いて奈良時代に入つては宮廷・官衙の建築が壯麗を告げしのみならず、佛寺の造營大に起りしより、木材の需用益々加はつて、用材を伊賀・近江兩國の山林に採り、これに依つて此等の地方に檜の生育することが始めて知られた。元明天皇の和銅六年に、諸國に命じて風土記を選ばしめられたが、大抵、散逸して今は常陸・出雲・播磨・豐前及び肥前の五箇國のものゝみ稍々完きも、其の他は斷片零句

風土記に依る檜の分布地

の他の典籍に引用せるを纔に拾ひ得るに止まる。若も諸國の風土記が遺存せば、たとひ記載に十分ならざるものありとするも、所生の草木禽獸等をも記せしめられたから、檜の分布狀態も之に依つて全國的に知り得たこと、思はれるが、殘存の風土記に依つては出雲・播磨の兩國に其の生育を知るに過ぎぬ。

平安時代以後の檜

平安貴都のことあつて木材需要の中心は山城に轉ぜしと雖も、奈良方面には諸大寺の嚴として存續するものあつて、堂塔の造營竝に修理絶えざるより、建築用材の費消は愈々增加を告げるのみであつた。之が爲め其の供給の範圍を擴大せしめたので、近畿地方のみならず、他の諸國に於ても檜の生育を知るに至つた。伊勢の兩太神宮の式年遷宮に當つて、舊規として定まれる御杣山が、御用材の乏しき故を以て他に移さんとの議が起り、一度は其の事行はれざりしが、後には遂に實行されてゐる。鎌倉時代に俊乘坊重源が東大寺大佛殿の建立に當り、其の用材を遠く周防より運ばれしは、大佛殿修理の杣山として東大寺の創建以來伊賀に寺領を有せしに拘らず、此の事あるに至りしは檜が其の地に乏しきに至つた故と見られる。更に太神宮の御杣山が吉野時代に三河に移され、尋で室町時代に美濃に移りし如きは、戰亂の爲め交通の障害に基く點あれど、御用材の缺乏も考慮に入れざるを得ず、此等のことあつて夫々の地に檜の生育を始めて知らるゝが多い。

殖林事業と檜

殖林のことは五十猛命等が樹種を各地に頒ち給ふと云はるゝから、簡單ながら既に太古より其の事ありしと思はるゝも、其の程度は之を知り得ない。奈良時代以後、屢々殖林に就て定むる所あれど、住宅や墓域の周圍に爲すに止り、風致若くは防風の爲にする小規模の殖林とて、一定の計畫の下に行はるゝ造林に比すべきでない。隨つて時代の推移と共に交運の發達して宏壯なる大建築各地に起され、多量の木材を要するに至り、所在の山林に之を求めしと雖も、之が補充の途絶

えて遂に乏しきを告げ、或は深山幽谷に進んで之を求め、或は隣接の諸國より更に遠國にまで求むるに至つた。之が爲め木材として苟も使用し得る檜は神域に在るものと雖も屢々伐採の厄に遭ふ程とて、著しく其の分布地域の減少を來し、飛鳥時代より漸次其の傾向を高めて鎌倉・室町の時代に及んで甚だしきを告げた。此の際に於て櫟材を堂塔などの建築に使用する風起りしは、檜の缺乏に依る一種の緩和法とも見られる。斯くて江戸時代に入つて世は泰平に歸し、諸侯何れも意を民政に注いで產業の開發を計るや、林業此處に起つて檜の造林に就ても見るべきものあるに至つた。

文獻に現はれた檜の初見

八岐大蛇

第一項　上代

檜のことの疾く文獻に見ゆるは、[1]古事記に素盞嗚尊が高天原より出雲國なる肥ノ河上に降つて、奇稻田姫命の爲め八岐大蛇を退治し給ふ條に出づる記事を以て、時代的に最も古く述ぶるものである。大蛇は一身八頭にして眼は赤酸醬の如く、身には蘿及び檜榲を生ずと云へる檜とあるが卽ち之れで、[2]舊事本紀には身に蘿を生じ、背上に松柏榲檜を生ずとあつて、檜榲の外に松柏を加へ居り、[3]日本書紀は却つて檜榲を省き松柏のみを擧げて居る。事は悠遠なる神代に屬する上に、記事茫漠として頗る其の解釋に艱むものありと雖も、我國に於ては檜が古く杉及び松などゝ共に生育し、少くとも古代人の間に檜を常識的に知る所たりしより、斯かる記載を見るに至りしは推察するに難からぬ。而して素盞嗚尊が大蛇を退治し給へるは、出雲國なる肥ノ河卽ち今の斐伊川の上流に當るが、恰も該地方は奈[4]良時代に於て檜の分布地域たるより、相對比して其の間に幾分の關係を暗示するものゝ如く、頗る薄弱の憾なきにあらざれど、文獻の稀少なる當時に於ては、此の記事を以て一資料と爲さゞるを得ぬ。

1. 古事記上。 2. 先代舊事本紀四。 3. 日本書紀一。 4. 出雲風土記。

建築用材としての檜

檜の化成

檜材の用途

五十猛命の樹種播布

紀伊國

筑紫

當代檜の分布地域

樹種播布の功神

其の後素[1]盞嗚尊は金銀ある韓地を御見神に領せしめ給ふには、彼此の航海に船舶の要あるより、御身の毛髮を散じ給ひしが、卽ち鬚髯は杉に、胸毛は檜に、尻毛は榲に、眉毛は櫞樟に成つたのである。此處に於て杉及び櫞樟を船舶の料と爲し、檜は宮殿構築の材に充て、榲を以て棺槨の使途たるべき旨を定め給ひ、御子の五十猛命は妃の大屋津姫命・抓津姫命と共に此等の樹種の播布を計つて紀伊國に渡り給ひし旨が、日本書紀の一書に擧げられる。此の記事は檜が此の時に始めて我國に他の樹種と共に起りしが如く見ゆれども、既に八岐大蛇の背上に檜の生ぜし旨を語るに徵するも然らざるを知り得られ、檜以下の樹木が有用材として重視せられ、之が殖林の方法を講ずるに至りしを示すものと解される。而して更に一面に於ては檜が材質强靱にして高雅なる色澤を有し、美しく久しきに堪えて高貴なる宮殿建築の用材に適すと認められしは、敢て後代に至つて起るものならず、太古の神代より既に然りしを物語る記事である。

五十猛命は樹種を携へて各地に之れを植ゑ給ひしが、韓地に於ては之を行はず、筑紫卽ち九州より始められ、大八洲の國內は到る處盡く生育繁茂して翠色滴るものある旨が同じく一書に記されて居る。檜が本州並に四國・九州に在つて朝鮮に存せざるは風土の關係に基き、また鬱葱たる山林の朝鮮に見るものなきは濫伐の結果に因ると雖も、五十猛命が韓地に於て樹種を植ゑ給はざりしと云へるは、隱約の間に此の間の消息を示すと共に、[2]聽て檜の分布が本州及び四國・九州に亙れる大勢を知るものがある。

五十猛命は樹[2]種播布の功神として崇められ、紀伊國に鎭座を見るに至りしが、[3]和歌山縣海草郡西山東村なる官幣中社伊太祁曾神社卽ち之れで、又命を扶けて其の功ありし大屋津姫命は同郡川永村宇田森に大屋津比賣神社として、抓津姫命は同郡東山東村平尾に都麻都比賣神社として祀ら

1. 日本書紀一。 2. 日本書紀一。 3. 特選神名牒。

大和を中心とする檜材の需用

檜造の宮門

檜材の板戸

れ、三社何れも延喜[1]の制には名神大社に列し、伊太祁曾神社は月次・相嘗・新嘗の班に、大屋都比賣・都麻都比賣の兩神社は月次・新嘗の班に預り給ひ、朝廷に於ても尊崇の篤きものがあつた。而して紀伊國は古く木[2]國と稱せしを、和[3]銅六年地名は必ず二字を用ゐて嘉名を取らしめらるゝに及び、二音に延ばして今の文字に改めしものなるが、其の國名は五十猛命等が樹種の播布ありしに基いて居る。然れども五十猛命等が樹種の播布は敢て此の國に限らざるに、特に木を以て名を爲すに至りしは、其の風土殊に樹木の生育に適して蓊鬱たる林叢の顯著なるものありしより、五十猛命等の功業また此の國に於て稱へられ、軈て三神の鎭座をも見るに至つたと察せらるゝと共に、檜が此の國に存在せしを推測せしめる。

斯くて神武天皇の御東征に依り畿內地方は我國の中心地となり、歷朝多くは大和地方に皇都を經營し給ふたから、宮室を始めとして幾多の規模壯大な建築が、相續いて此の方面に起るに至つた。庶民階級の住宅など、遙に選を異にする此等の造營に當つては、既に宮室の用材と解された檜を主とせし筈である。古[4]事記には雄略天皇の御前に於て三重采女の奉りし歌に、宮殿の狀態を述べて麻紀佐久、比之美加度の句があり、御門が檜を以て作らる旨を述べて居る。書[5]紀には、繼體紀の七年九月の條に、勾大兄皇子が月夜、春日皇女を訪ひ給ひし時の歌として莽紀佐倶、避能伊陀圖鳴、飫斯毘羅枳、倭例以梨魔志の句がある。皇女の邸宅に使用されたる板戸が檜を以て作られ、皇子が之を開いて入り給へる狀態を歌へるもので、宮門や皇女の邸宅の板戸が共に檜を使用される程とて、他の主要なる用材が檜を以てせられたことが推測される。之れが歌詞に現はるゝものとて、直に以て事實とは解し難い點あれど、少くとも建築の用材として廣く尊重せられし狀態を窺ひ得ると共に、宮室や高貴な邸宅は多く之れを使用せしと思はれるから、當時大和地方

1. 延喜式神名帳。 2. 古事記、倭姫世記。 3. 續日本紀六。 4. 古事記中。 5. 日本書紀十七。

檜材の供給

大和に於ける檜の生育地

檜隈氏

檜隈野

に於ける其の需用は少なからざりしと察せられる。

交通運輸の便尙ほ未だ整はざる當時に在つては、木材の如き容積に富む物資の運搬は容易の業でないから、勢ひ之を近接の地に求むるに至るは當然である。橿原宮に奠都以來、長歲月に亙つて大和を中心として幾多の大建築が相續ぎで行はれ、しかも其の多くが檜であつたと解さるゝに關はらず、木材の供給に就て何等の消息を傳へて居らぬ。木材の蒐集は建築の基本であるが、建築其の物ものでないから、兎角衆人の注意を惹くに至らず、其の間の消息は遺忘され易い傾向を有して居る。奈良の大[1]佛鑄造に際しては屢々其の事を記して、鑄造師のこと迄擧げらるゝに關らず、其原料に就ては僅に黃金を陸奧に得たることのみ述べて、最も多量なる銅が何れの方面より供給されたかは、全く傳へられぬに依つても知られる。然れども一面に於ては木材が附近の地より多量に產出して、其の需用に左程の困難を感ぜざりしより、之れに關する消息を傳ふるに至らぬことも考えられる。思ふに大和地方の木材は當時盛んに伐採を見たので、後代に及んで次第に乏しきを告げ、遂に隣接の國々に之を需むるに至つたと解されるから、當時に在つては檜が大和地方には相當豐富に存在せしと見られる。

書[2]紀には雄略紀の二年十月に、天皇の寵し給ふ者として檜隈ノ民ノ使博德の名が出で、また同十四年三月に、吳より來朝せる使節を檜隈野に居らしめて其の地を吳原と稱すと見え、宣[3]化紀の元年正月に都を檜隈盧入野に遷し、以て宮號と爲すとあり、欽[4]明紀の七年七月に、良駒を得たる川原ノ臣ノ直宮は檜隈邑の人なる旨があり、同三十二年九月に、天皇崩じて檜隈坂合陵に葬り奉り、推[5]古紀の二十年二月に、皇太夫人堅鹽媛を檜隈大陵に改葬の御事があり、天[6]武紀の、朱鳥元年八月に、檜隈寺等の佛寺に封戶寄進のことがあり、また延[7]喜式には、天武天皇を葬れる御陵を檜隈

1. 續日本紀。 2. 日本書紀十四。 3. 日本書紀十八。 4. 書紀十九。 5. 同二十二。 6. 同二十八。 7. 延喜式二十一諸陵寮。

大内陵と稱し奉る事が見えて居る。吳より來朝の使節を居らしめて吳原と呼びし地は、今、栗原の名を存して奈良縣高市郡坂合村に屬し、宣化天皇の皇居たりし盧入野宮の遺趾に就ては明白ならざるものあるが、後に檜隈寺の在りし地と傳へられ、其の寺趾は同村檜隈に存して居り、欽明天皇の檜隈坂合陵は同村平田に、天武天皇の檜隈大内陵は同郡高市村野口に存するに依り、或は檜隈邑と云ひ或は檜隈野と稱せらるゝ地域は、高市郡の中央より東部に延びたる相當に廣き範圍に亘りしことが知られる。而して檜隈を古[1]事記には檜垣作り、姓[2]氏錄には檜前・檜隈の兩氏族を載せ、和[3]名鈔には檜前と爲せるが、隈・垣・前は共にクマと訓む。クマとは地形の屈折して入込める場處を云ひ、水邊の紆餘曲折する場合にも稱せらるゝが、檜隈の地は丘陵起伏して其の間に平地の錯綜甚しく、實にクマと稱するに適當なる地形を呈し、此の地に檜の生育ありしより、之を取つて遂に檜隈の名を生ずるに至つたものとて、檜の生育が地名の上より知り得られる。

檜隈の名は雄略紀の二年十月を初見と爲すも、此の時に至つて起るにあらず、疾く其の名を存して此の時に始めて現はれしに過ぎざれば、檜の生育せる事實は尙ほ遙に年代を遡るものと見られる。續[4]日本紀には、光仁天皇の寶龜三年四月の條に、坂上大忌寸苅田麻呂等が其の祖先のことを述べ、應神天皇の朝に歸化して居を高市郡檜前村に賜ひ、子孫の檜前を以て氏と爲すに至りし旨を記し居り、其の名の淵源久しきを知ると共に、其の地に檜の存在が更に年次を遡るものと見られる。然れども當時、大和國に於て檜の存在は、敢て檜隈の一地點に限れるにあらず、尙ほ他の各地に存せしもの、如く、磯城郡三輪町なる官幣大社大神神社の鎭座せらるゝ三輪山の東北に當つて纒向山を存し、其の頂上を弓月嶽と云ひ、北なるを穴師山、南なるを檜原山と呼ばれて居る。この檜原山は萬葉集に「卷向之檜原山乎」とも、或は三輪山に掛けて「始瀨之檜原」とも詠ぜら

檜隈・檜垣・檜前

檜前の地名

1. 古事記下。 2. 新撰姓氏錄左京神別下、右京諸蕃上。 3. 倭名類聚鈔六。 4. 續日本紀三十二。

れ、當時世に著はれしことが知られる。而して大神神社の攝社たる檜原神社は此の山を神體として祀る所と云はれる。延[1]喜式に名神大社として月次・相嘗・神嘗の班に預り給ひし卷向坐若御魂神社は、今、其の所在を知るに至らざるも、現在の檜原神社は後代の勸請にして、卷向坐若御魂神社なりとも解せられる。果して然らば由緒の甚だ古きものなると共に、檜原の山名より推して、當時、檜が此の地に於ても存在せしものと解される。

宇陀郡内牧村の大字に檜牧を存し、其の名[2]は後代に及んで起りしとは思はれず、牧馬の制、行はれし頃より存せしものにて、由來は更に古くして檜の存在に基くと解される。また吉野郡宗檜村に屬する檜川迫・大峯・津越・陰地・城戸・川岸の各大字は檜川莊と呼ばれた。莊名の起るは後代のことに屬するとは云へ、其の時に至つて始めて命名さるゝよりも、從來、稱する所を以て之に充つるもの少からず。殊に檜川の如きは檜の產出に基くと解されるから、其の由來の久しきを覺えしめ、古くは此の方面に檜の生育ありし故と見られ、此等の事例より推測すれば、大和地方には檜が必ずしも貧弱ならず。相當の範圍に亙つて分布せりと解すべきである。

大和以外の諸國に於ては檜に就て文獻の上より存在を知るべきもの殆んど見ざるも、伊勢國に於ては神宮の御造營に當り、其の用材を出だす山を御杣山と稱し、皇太神宮は神路山、豐受大神宮は高倉山と定められて居たから、御造營の着手に當つて擧げらるゝ山[3]口祭が皇大神宮は神路山の山口なる岩井田山、豐受大神宮は高倉山の北麓に於て擧げらるゝを例とし、後年に及んで用材の缺乏を告げ、御杣山の變更を見るに至りしと雖も、尙ほ山口祭のみは舊來の地に行はれて居る。神宮の御[4]造營は天武天皇の朝に定め給ひて式年毎に行はるゝに至つたが、未だ其の治定を見ざる以前に於ても、幾度か御造營の事ありし筈とて、神路山と高倉山とより御用材を出せしものなれば、

檜牧

檜川莊

大和以外の諸國に於ける檜の生育地

伊勢國

神路山、高倉山

1 延喜式神名帳、特選神名牒。 2 日本後紀八。 3 神宮要綱。 4 太神宮諸雜事記一。

檜が此處に存せしは明白で、御用材盡くるに至つて御杣山が他に移さるゝは後年のことである。

紀伊

紀伊國は神代に五十猛命が樹種を頒ち給へる地にして、檜も此の内に含まりし筈とて、其の生育を察せしむるが、海草郡宮村に官幣大社日前神宮の鎭座あるは、一層之を確實ならしむるものがある。日前神宮は石凝姥命が八咫御鏡を鑄造し奉るに際し、之れに先つて造る所なる旨が日本書紀の神代卷に一書として擧げられて居る。その神號の日前は檜隈と同じくヒノクマと訓み、偶々文字を異にするも意義は同樣であるから、檜の此の地に存在せしことが知られる。神宮は官幣大社國懸神宮と相竝べるが、その忌部山は古く檜のみを存し、日前・國懸兩神宮の改造には、用材を此の山に採りしとのことなれば、愈々檜の存在は明白なものである。

日前神宮

尾張

尾張國の熱田神宮や出雲國の出雲大社の如き、古來より由緒ある神社は諸國に尙多くを存して、社殿何れもまた見るべきものありしと思はれ、殊に出雲大社の如きは宏壯なる特殊の樣式に成る建築を今に傳へて變らざる程である。而して此等の用材は主として檜を充てしと思はるゝと共に、夫々近傍の地に求められたと解すべきも、之が徵證と爲すべき何等の資料を得ざれば、單に推測に止つて、果して何れの地方に檜が存在せしやは說明し難い。然れども伊豆國田方郡上大見村は狩野川の上流にして天城山の北側に在るが、檜の古材を同村大字筏場に於て發掘し、其の存在を確むるものがあつた。其の地には地下に深く樹木の埋藏せるものあるが、立木の儘にして上部を燒けるものあれば亂雜に倒るゝものもある。山腹より隧道を穿つて之が發掘を行ひしが、其の採取の内に檜を存し、材質尙ほ多く損する所がない。埋沒の年代は將來の研究に待つ要あれど、到底近代のものにあらず。相當の年時を經たと思はるゝは、鄕に駿河國駿東郡深良村深良に於て噴火灰の下層より立木の儘にて發掘せる杉の例などに見ても察せられるから、此處に附言して置く。

出雲

伊豆田方郡上大見村

1 日本地理志料五十三。

建築の盛行と木材の需用

第二項　飛鳥・奈良時代

我國に佛教の傳來せし頃より、朝鮮・支那との交通俄に頻繁を告げ、彼の文物の輸入に伴ひて百般の工藝大に起るに至つたが、建築に於ては柱に礎石を据ゑ、葺くに瓦を以てする支那の樣式を傳へ、從來の所謂底津岩根に宮柱を建て茅茨を以て葺くものとは、大に趣を異にするに至つた。而して佛教は上下の尊信を得て傳播の盛んなるものあり、寺塔の造營各地に行はれて木材の需要を增し、其の趨勢に著しい變化を齎らしめた。殊に奈良地方は諸大寺の創建と共に宮廷・官衙竝に皇親・豪族の邸宅また支那の樣式に隨つて營まれ、何れも規模壯大なりしより木材の需要を一層多からしめ、附近の山林は伐採せられて乏しきを告げ、遂に之れが供給を隣接の諸國に仰ぐに至らしめた。

現存の建築と其木材

當時の建造物は或は燒け或は朽ちて全く形態を失へるもあるが、善く久しきに堪へて今に遺存するものとして、法隆寺を始め東大寺・藥師寺・唐招提寺などを存し、正倉院亦其の一に屬する。此等の建造物には後代に及んで多少の修補を加へしもあるが、最初より使用の木材は主として檜で、左程に重要ならざる部分に於てのみ、時に他の材種を以つてせる程度である。思ふに既に廢亡に歸せる諸大寺などの當時の建造物も、恐らく同樣に檜を主とせしことが知られる。更に一面に於ては、萬葉集に「奥山之、眞木乃板戸乎」または「檪津乃、檜橋從來許武」とあるが、眞木とは檜の古語で、板戸や橋梁まで檜を以て造りしことを知り、しかも宮廷や寺院のものならざる點より、檜は建築用材として寧ろ普遍的の傾向ありしと解されるから、其の需要の一層盛なると共に遂に供給を隣國に仰ぐに至らしめたは當然の歸趨である。

檜材の板戸檜材の橋梁

大和地方の檜の減少

1. 萬葉集一、同一六。

他國よりの木材供給

檜前を中心とする諸種の建造物

さればこそ皇極[1]天皇の元年九月には宮室の御造營の爲め、其の用材を諸國に取らしめ給ひ、限るに同年の十二月を以てせらるゝと共に、其の役丁を東は遠江、西は安藝に至る諸國に徵せられた。木材を取らしめられた範圍は役丁を徵されたものと必ずしも一致するにあらざれど、規模の壯大なる宮殿とて、多量の木材を要するより、大和を中心とする一局部に於ては漸く匱乏を告げて、大和以外の地にこれを求むる必要が起つたことが知れる。而して此の時に徵せられた木材は宮室御造營のものとて、檜以外の材質も多少を含むとするも、主として檜であつたことが知られて、大和以外の諸國には檜の生育ありしを窺ひ得られる。

既に前に述ぶる如く檜の存在と其の地形とにより之を名稱とするに至つた檜前の地は疾く吳人の來住あり、宣化天皇の盧入野宮を定め給へるのみならず、飛鳥時代には中心の地帶とて飛鳥京の造營があり、法興寺・豐浦寺・橘寺なども起され、續いては藤原宮・大官大寺・藥師寺などが營まれたから、檜を以て其の地名と爲した程とは云へ、附近の山林は比較的疾く伐採せられて殘存するもの乏しきに至つたと思はれる。齊[2]明天皇の元年十月には小墾田に宮闕を營まんとし給ひしが、其の用材を深山廣谷より運ぶに至らずして多くは朽爛に歸し、遂に其の工を止められて居る。小墾田は高市郡飛鳥村の地で檜前とは全く接壤するが、此の際に宮廷の用材として如何に多量の檜が伐採されしかゞ知られ、搬出に不便なる深山幽谷にまで斧斤の入るに至りし狀態を察するに足りる。斯くて翌二年九月には同じ飛鳥の地に岡本宮の御造營あつたが、香山の西方より石上山に至る間に運河を掘り、舟二百隻を以て石上山より石材を採らしめて石垣を築かしめ、之が勞役は七萬餘人に及びしと云はれる。香山は磯城郡に屬し、石上山は山邊郡であるが、石材輸送の爲に運河を掘らるゝ程とて、建築の主要を爲す木材の運搬に就ても相當の考慮が拂はれし筈で

1. 日本書紀二十四。 2. 日本書紀二十六。

檜原山

初瀨山

眞木原山寺

之れが爲め深山幽谷と雖も進んで伐採する樣に爲つてゐたと思はれる。此の際に於ても木材の朽爛するものありしことを述べてゐるから、伐採の程度の甚しかりしを察せしむると共に、宮廷のみならず盛んに佛寺の造立ありしことゝて、當時、如何に木材特に檜の伐採が行はれ、飛鳥地方を中心とする大和には其の減少を告ぐるに至りしかは、思ひ半ばに過ぐるものがある。

併し檜前卽ち飛鳥地方に於ける現象で、廣く大和一國として見れば未だ檜が盡きたとは見られぬ。繁榮の中心たる飛鳥の地を距る山岳部には尙ほ存在する狀態が見られ、萬葉集には歌詞の上に之れを認め得られる。卽ち「[1]卷向之檜原山平」「彌和乃檜原爾」または「始瀨之檜原」などと云へるは既に說く磯城郡に在る檜原山で、今は纒向山の一峯を稱するに過ぎざるが、三輪山を西南となし、初瀨山は東方に連つて居り、卷向・三輪・初瀨は一群を爲すものとて、卷向とも彌輪とも始瀨とも歌つたものである。飛鳥地方よりは少しく距離を有する上に丘陵亦嶮峻なれば、檜隈に比しては檜の遺存多かりしと察せられる。柿本人麻呂が「[2]泊瀨山者、眞木立」と云へる泊瀨は檜原山から初瀨に亙つて廣き地域に檜の生存せるを語るものと見られる。此の地の檜を詠ずる歌の比較的多數なるは、交通關係上より世人の觸目する機會多かりし點もあるべきが、實際に於て檜が盛に生存せし結果と解せられ、隨つて當時は檜の木材が先づ此の方面より供給を受けしと思はれる。

稱德天皇の神護景雲二年二月に、藤原廣足が病の爲め菟田郡の眞[3]木原山寺に住するに至つたことがある。菟田郡は今の宇陀郡で、郡內に室生寺の如き古刹あれど、眞木原山寺が何處にあつたかは未だ知るに至らぬ。併し磯城郡の檜原山より見れば宇陀郡は更に奧地に當つて居り、郡內の何れかに檜が生育して眞木原の名を生じ、其處に佛寺が營まれて眞木原寺と稱さるに至つたと解

1 萬葉集七。 2 同一。 3 日本靈異記下。

吉野
丹生

せられる。後代に及んで見らるゝが、檜牧莊の名を郡内に存する點からも然るを覺えしめる。

更に萬葉集に「三芳野之、眞木立山湯」と云へるは吉野郡なる吉野山中に檜の成育せるを示すもので、[1]斧取而、丹生檜山、木折來而」と云へる丹生は、吉野郡に丹生川があり、吉野山の南側に發して西流する四里、賀名生に至つて北折すること二里、五條町に於て吉野川に合するが、南吉野村大字丹生は其の上流に在つて、官幣大社丹生川上神社の鎭座もある。吉野郡は山岳重疊の地として伐採に困難なりしより、敢て丹生のみに限らずして、一帶に檜の生育ありしと思はれ、磯城郡の檜原山に於ては檜の存在を知るに過ぎぬが、丹生に於ては實際に斧を取つて之を伐採する狀態が窺はれ、更に「[3]斐太人之、眞木流云、爾布乃河」とあるので、飛驒人たる樵夫が檜を丹生川に流下することも知られる。

比曾

比曾寺が吉野郡大淀村比曾に在つたが、今に其の遺構を存して居り、所在の地名より其の稱あるに至つたもので、一に現光寺と云はれた。地名の比曾とは、國語の上では檜の小丸太を意味する言葉で、比は檜、曾は楚とも書いて楚割の約語、卽ち木材の大ならずして方形に造り難きものを意味すと解されて居る。思ふに木材を出だす地方には往々にして伊勢の阿曾山、信濃の木曾山の如く曾の音を地名に附するものあるは、同樣の意味より來たものと見られる。而して比曾を檜曾または檜楚とも書くが、比曾は其の音を寫したに過ぎず、故を以て七大寺巡禮記には檜曾寺と書かれて居る。比曾寺は用明天皇の元年に厩戸皇子の御創建と傳へられ、果して然るや否やを知るに至らざるが、寺阯の遺構と殘存する古瓦の樣式より判ずれば、奈良時代には少くとも規模の整備せる佛寺が既に營まれしことが知られる。尙ほ[4]日本紀略や扶[5]桑略記には此寺のことを記し居るが、殊に扶桑略記には推古天皇の三年に南海にて獲たる香木にて彫む所の佛像が、吉野の比蘇寺

1. 萬葉集六。 2. 同十三上。 3. 萬葉集七。 4. 日本記略。 5. 扶桑略記。

近江
田上山

に安置さるゝ旨を述べ、創建の久しきを知ると共に其の寺號が後世に起るものならざるを明にして居る。隨つて比曾の地名が此處既に存したのであるから、當時、檜の生育ありしと解せられ、下市町と吉野川を挾んで相對する北岸の地である。

大和地方に在つて檜の供給漸く乏しきを告げ、之を隣國に求むるとせば、西方の河內・和泉の兩國は檜の存在を徵すべきものなきが、たとひ存在せしとするも大和と同じく文化の疾く發達せる地方にして、しかも疆域廣からざれば、檜の殘存するは運搬に不便の地域たりしと察せられるから、寧ろ之を他に仰がんとする狀態に在りしと思はれる。南方の紀伊國は上代に於て既に檜の存在を知ると雖も、吉野の山岳を隔てゝ運輸の便を缺き、之を海上より大迂回せしむるは一層の難事である。東北の伊賀・近江の兩國は木材の需要地たる大和平野を距ること遠からず。殊に木津川を利用すれば、僅に奈良坂を越え直に大和平野に達し得るから、奈良時代に及んでは伊賀・近江の兩國から配給を受くるに至つた史實が見ゆる。

[1]萬葉集には藤原宮の御造營に當り、徭役の民が作れる歌に「淡海乃國之、衣手能、田上山之、眞木佐苦、檜乃嬬手乎、物乃布能、八十氏河爾、玉藻成、浮倍流禮」とあるから、近江の田上山に伐採した檜を宇治川に浮べし狀態が知られる。藤原宮は飛鳥の地に在りしもので、持統天皇の[2]朱鳥七年八月と翌年正月とに行幸のことがあり、其の年十二月遷都されて居るが、その造營に當り、既に近江の田上山の檜が御用材に充てられ居ることが知られる。若も檜が大和地方に產出ありとせば、殊更に近江の田上山に求むる必要なければ、檜の乏しきを覺ゆるに至つたは、奈良時代に先ち、既に白鳳期に於て然りしと云ふべく、或は更に遡つて皇極天皇の元年に東は遠江、西は安藝に至る諸國に宮室御造營の木材を徵せられた事實が、一面に於て其の消息を語つて居る。

1. 萬葉集一。 2. 日本書紀三〇。

泉河―木津川

木材運輸の道筋

泉津

川津―河頭

泉木屋

而して元正天皇の養老六年正月に穂積老が佐渡に配されし際に作る旋頭歌に「楢山越而、眞木積、泉河乃、速瀨、竿刺渡、千速振、氏渡乃」とあるが、楢山は今の奈良坂を云ひ、泉河は木津川の古名にして、山背河とも見え、太平記に古津川と記せるものである。伊賀に發せる伊賀・名張の兩川が山城の大河原に於て合流し、木津川と爲つて西走し、木津に至つて北折し、遂に淀に達して宇治川と稱されて居る。奈良坂を越えた泉河に檜の木材が山積せる狀態を歌ふものである。前に述ぶる徭役の民が歌に見ゆる如く、近江の田上山から伐出せる木材が、勢田川を下せしものとせば、泉河に到らしむるには淀より遡らしめたもので、奈良時代に近江より運ばるゝ木材は大抵此の經路を取つて居るが、既に此の時に於て然りしことが認められる。

泉河には船楫の便ありしより、正倉院文書には屢々泉津として記される。津とは船舶の泊まる處を云ふもので、また川津の名も見え、或は河頭とも書かれて居る。木材の集散殊に多かりしより、後世に至つて遂に木津の名を稱し、河名また之に從ふに至りしは故あることである。さればこと正倉院文書に據れば聖武天皇の天平十一年六月には泉木屋所が置かれて、木材のことを管理し、運搬並に購入などを行つて居り、同十九年二月の大安寺資財帳には其の寺の所有する土地を列擧せるが、内に泉木屋なるものがあり、藥師寺の木屋と東西相接する旨を註記して居る。東大寺が同樣に木屋を此處に置きしことは東大寺續要錄に見ゆるから、其の他の大寺に於ても或は同樣なりしかと思はるゝと共に、此處に運ばるゝ木材が如何に多量にして、奈良方面に於ける需要の盛なりし一班が窺はれる。

木材產出の國

正倉院文書には木材に關するものを相當に多く存するが、其の產出の地の知らるべきは殆んど伊賀・近江の兩國に限らるゝは偶々兩國に關する文書のみが傳はつた故でなく、兩國の方面から

1. 萬葉集一三上。 2. 大日本古文書一、天平六年造佛所作物帳。 3. 同五、天平寶字六年山作所作物雜工散役帳、甲賀山作物雜工散役帳。 4. 同五、山作所告朔解。 5. 同二、天平十一年泉木屋解。 6. 東大寺續要錄寺領章。

吉野山作所

伊賀山作所

甲可山作所
田上山作所
高島山作所

運輸の衝に當れる地に泉木屋所が置かれた程とて、實際に於て伊賀・近江の兩國から主として供給された樣である。木材產出の山元には山作所を置いて事に當らしめて居るが、吉野山作所の名を聖武天皇の天平六年五月の文書に見るから、大和の吉野方面よりも絕對に木材の產出なかりしとは云へぬが、活動の樣子が一向に窺はれぬ。伊賀には伊賀山作所のありしこと淳仁天皇の天平寶字三年四月の文書などに見えて、伊賀山所とも書かれ居り、屢々木材を搬出し居るも、近江には甲可山作所・田上山作所・高島山作所が置かれて盛んに木材を搬出して居り、木材關係の文書の大半が此等の山作所のものなるに徵して、如何に產出量の多額なりしかを知るべく、奈良時代の木材は主として近江より供給せしと察せられる。續日本紀には天平十六年四月に近江甲賀郡なる紫香樂宮の西北に山火事があり、城下の男女數千人が立木を伐採して消火したので、天皇が之を嘉賞して各人に布一端を賜ひしことが見え、其の八月には紫香樂宮の附近にある山林を伐採せる勞を賞して、位を陞せ物を賜つて居り、翌十七年正月には山を伐り地を開いて宮室の造營が行はれて居る。其の後に於ても數回に及んで附近に山火事が起り、人を集めて消火に當らしめたが數日に亙つて延燒し、難を河邊に避けて家財を地下に埋むるに至つた記事が見え、少くとも甲賀郡なる紫香樂方面に樹林の茂生せる狀態が窺はれ、近江國が善く多量の木材を產出し得たるも偶然ならぬを思はしめる。

伊賀の檜生育地

板蠅杣

伊賀山作所が何れに置かれたかは未だ不明に屬するが、天平寶字三年四月の文書には此の山作所に五十二貫文を當てゝ居り、別に五十五貫文を當てたものあれば、山作所として木材の事に當つたことが知られる。而して孝謙天皇の天平勝寶七歲十二月には伊賀の板蠅杣を東大寺に寄進に爲つて居るが、其の地は名張郡に在つて、東は名張川を限り、西は小倉・立薊・小野を、南は齋

1. 大日本古文書一、造佛新作物張。 2. 大日本古文書四、坂田池主請饑所用注文。 3. 同一四、天平寶字二年東大寺寫經所問饑下帳。 4. 續日本紀十六。 5. 大日本古文書四、坂田池主請饑所用注文。 6. 同四。 7. 同四、孝謙天皇東大寺領施入勅。

王の上路を、北は高峯及び鏡池を限るとあるから、大體に於て今の名張町の西方に當り、名賀郡薦原・錦生の兩村と察せられる。後代に及んでも玉蠅杣が東大寺領として修理の木材を徴して居り、また黒田杣などの名が見えて居るから、此等より推して其の地點が知られる。

玉瀧杣

玉[1]瀧杣は天平寶字元年に東大寺造營の爲に寄進せられたが、大佛殿修理の木材に充つる爲め、永く寺領に歸せし旨を後代の文書に述べて居る。併し他の文[2]書には橘元實が父祖より傳承せる領地なりしが、東大寺に納むる旨を記して居るから、其の間に矛盾ある如く見られるが、天平神護二年の伊[3]賀國司解に東大寺伊賀國玉瀧杣券とあるを見れば、奈良時代より玉瀧杣が東大寺領たりしは認められ、隨つて後代に大佛殿修理の木材を得る爲めに寄進されしと云ふも事實と察せられる。されば橘元實が父祖以來の領地と稱するは、その一部に過ぎずして此の時に及んで之が新規に添加されしとも見らるゝが、何れにせよ當時既に東大寺の杣山たりしことゝて、少くとも玉瀧杣から木材を供給せしことが知られる。其の地は今の阿山郡に玉瀧村あるに依つて知らるゝ如く伊賀の北隅にして西は近江の甲賀郡に接し、後代には玉瀧杣の境界に就き甲賀郡の信樂莊民の侵略を受けしとて、屢々爭へる事實がある。此の地が杣山として東大寺に寄進されし程なれば、此處に檜の生育ありしは推知さるゝが、續日本紀には、天平寶字七年四月に伊賀の眞木山が燒けて三四日を經過するも尙ほ消滅せず、延燒すること數百町に及びしより、山背・伊賀・近江の諸國に命じ、人を出さしめて漸く撲滅した記事がある。其の時には甲賀郡の紫香樂宮の在つた時で、眞木山は近江との國界に在るから、甚だ近接するより容易に火災を望見し得たので、特に人を出して撲滅せしめられたと思はれる。眞木は檜を云ふから此の山に多くの檜が生育せしと見られ、今は玉瀧村の大字に槙山あるは眞木を改めて槙の一字となせるに過ぎぬ。眞木山と稱せられし程とて後

眞木山

1. 東大寺要錄二、延曆三年輔田西伊賀奏狀案。2. 三國地志百一、天德三年太政官牒。3. 大日本古文書五。

に玉瀧杣と稱せられた一帶の此の地域に當時檜の生育ありしは明白なことゝ思ふ。

大山蘇麻莊

天平十九年二月の大安寺資財帳には寺領として伊賀郡に大山蘇麻莊を有する旨が記してある。蘇麻は杣と見らるゝが、莊として擧げらるゝから、山野の開墾ありしものなるべきも、蘇麻の名を稱する點からは、少くとも木材を出せしことあつたと見られる。其の所在は未だ明にするに至らざるが、伊賀郡は今の名賀郡の東半部に屬し、山岳に富む地方とて杣山の存在が推測される。

近江の檜生育地—田上山

近江國に於ては田上山作所の名が正倉院文書の天[1]平寶字五年のものに見え、產出の木材特に多量なりしは、屢々見ゆる文書の上よりも察せられる。既に述ぶる藤原宮の御造營に、田上山から檜の木材が運ばれて居るから、其の伐採が愈々盛んなるに至つたものと見られ、翌六年の文[2]書には柱・束柱・桁・佐須・古萬比・机板・溫船板など各種の木材を出して居る。此等の材種に就ては殆んど記する所なきも、殊更に松と記するものあるなどより推せば、然らざるは多く檜なりしかと思はれ、別に殆んど每日の如く檜皮を出し、多き日には六十三圍に達するもあるから、斯く多量の檜皮を取れる木材の上からも檜であると考へられる。田上は瀨田川の東岸にして栗太郡に屬し、東は甲賀郡の信樂に接し、南は山城の綴喜郡と界して、今は上田上・下田上・大石の三村を形成せる地域に屬し、黒津・牧・中杣の三庄十七ヶ村を併せて田上鄕と稱せしこともある。瀨田川に接して木材の搬出に便なりしより、奈良時代には盛んに此の地方に於て伐採されしものと思はれる。

大石山

大石山から檜[3]榑四十六材を天平寶字六年に出だし、尙ほ數[4]次に及んで檜皮を搬出せることが見ゆる。大石山は田上の一部に過ぎずして、其の西南端に當り、山城の綴喜郡に接する地域で、田上大石山とも云はれ居り、今の大石村の地である。

立石山

立石山よりも木材を出せることが同時の文書に見えて居る。田上と近接の地方たるは木材搬出

1. 大日本古文書四、造寺料錢用帳。2. 同四、天平寶字六年造寺料錢帳。3. 同五、天平寶字六年雜材檜皮和炭等納帳 4. 同上。

の當事者が同人なる點からも推側せられ、未だ其の地點を明にするに至らざるも、恐らく田上の内なる一局部と思はれる。

甲可山作所は一に甲賀とも記し、或は甲賀とも書かれ、[1]天平勝寶五年正月の文書に甲可山所とあるを初見とする。[2]天平寶字六年には役夫が檜皮を採ることを記し居り、[3]産出量も多きものがある。甲可は今に甲賀郡として一郡を爲す廣き地域に屬し、西は田上に接し、南は伊賀の玉瀧杣と界するから、木材の豐富なりしは推測せられるが、現に南杣・北杣の二村を成せる一帯の地は杣庄と稱せられ、光仁天皇の寶龜十一年の西大寺の資財帳に甲可郡杣圖とあるに當たる地とて、恐らく主として此の方面より伐採されしかと思はれる。

三雲山から檜皮を買入れたことが[4]天平寶字六年の文書に見えるから、此處にも檜が生育せしと見られる。三雲は野洲川の左岸に沿ひ、北杣村の西北に境を接してゐる。

高島山作所の名は[5]天平寶字三年四月の文書に見えて五十一貫文の經費が記載され、其の後の[6]ものには木材搬出のことが知られる。後代のことに屬するが新勅選集には「三尾の杣山」、新續古今集には「槇も檜原も」「高島の三尾」などと屢々歌人の詠する所と爲つた三尾は高島郡水尾の地で、杣川の溪流の通ずるものがあり、木材産出の地たるを思はしめ、西に接して高島村あれば、當時、此の方面より伐採せしかと思はれる。今の饗庭村の附近は嘗て木津莊と稱せしことなれば、之も考慮に入るゝ必要あるが、比較的廣き範圍に及びしものと見るべきである。

尙ほ近江國に於ては光仁天皇の寶[7]龜三年四月に大和の西大寺の西塔が震したので、これを卜するに、近江國滋賀郡なる小野神社の木を伐つて營む故を以て祟る所とのことなれば、神社へ其の郡の戸二烟を寄せられたと見えて居る。[8]小野神社は今、滋賀郡和邇村大字小野に鎭座さるゝ神社なるが、延喜式には名神大社に列せられ居る程とて地域定めて壯大なりしと共に社叢も繁茂せしと思はれ、爲に西大寺西塔の木材に伐採さるゝに至つたのである。此の木材が檜を主と爲すは明白なれば、隨つて小野神社の社域を中心とする一帯の地もまた其の生育地域たりしと解せられる。

大和以外には伊賀・近江の兩國が上述の如く伐採の記事の上より檜の生育を知り得れど、其他の諸國に於ても其の生存を推知すべきものがある。伊勢國には兩大神宮の御鎭座あつて天[1]武天皇の朝より二十年毎に式年遷宮のことに定められ、御用材を皇大神宮は神路山、豐受大神は高倉山として、搬出されしことゝて檜の生育は確實と云ふべきで、後代に及んで、其の乏しきを告ぐるに至り御杣山が他に移されて居る。

美濃國に檜が生育せし徵證は充分ならぬが、柿[2]本人麻呂が高市皇子の薨去に際して歌へるものに「眞木立(マキタツ)、不破山越而(フハヤマコエテ)」の詞があり、眞木は卽ち檜を云ひ、不破山は美濃の不破郡にある。此の歌の關係から推せば、其の際に實際の有樣を見て詠ぜるにあらず、高市皇子の事蹟を云はんとするものとて、眞木立が單に不破山に冠せる形容に過ぎぬと解せば、之を以て美濃に檜の生育を證するものとて見るは困難なるも、其の間に幾分の事實を含蓄するものとも思はれる。

轉じて播磨風土記には、神前郡なる大川内・湯川及び奈具佐山に檜を生じ、賀毛郡の端鹿里にも眞木卽ち檜を生ずる旨を記して居るから、其の生育は確實と見られる。播磨風土記は元明天皇の和[3]銅六年五月の朝命に基いて編述されたものである。神前郡とあるは今の神崎郡で、大川内は寺前・長谷の兩村に當つて、市川の上流の地で、北は但馬の朝來郡に接して居り、湯川また其の地に在りと云はれて居る。奈具佐山は福崎村大字高岡に七種瀧ありて其の山を名草山と稱すと云はれる。賀毛郡は後代に及んで加東・加西の兩郡に分るゝが、加古川に合する東條川を端鹿川と

甲可
三雲山
高島山
小野神社

伊勢國
美濃國
不破山
播磨國
大川内・湯川・奈具佐山
端鹿里

1. 大日本古文書四。 造寺料綾用帳。 2. 同五、天平寶字六年甲加山作所解。 3. 同三、造講堂院甲可山所解。 4. 同五、雜材並檜皮和炭等納帳。 5. 同四、坂田池主請綾所用注文。 6. 同五、天平寶字六年高島使解、高島山作所解。 7. 續日本紀三十二。 8. 特選神名牒。

1. 大日本史神祇志。 2. 萬葉集二。 3. 續日本紀六。

出雲國

筑前國

麻氏良山

山田

稱するに依り、其の流域の地たることが知られる。

出雲風土記また同時の編述に屬するが、檜の生育することが載せられて居る。即ち意宇郡の熊野山上には熊野大神鎭座さるゝが檜を產すとあり、また其の郡内の山野に生ずる植物を、述べて檜を擧げ、神門・仁多・大原の三郡に於ても山野の植物の内に檜ありとして居る。意宇郡は今の八束郡に屬し、宍道湖及び中海の南岸部が其の舊地域で、意宇川の上流なる熊野村に國幣中社熊野神社が鎭座されて居る。神門郡は出雲郡と合して簸川郡と爲つて居るが、南半部が夫れであり、大原・仁多の兩郡は現在も其の境域に就ては舊時と殆んど變はる所がない。

九州にては齊[1]明天皇の七年五月に、天皇は筑前の朝倉宮に遷り給はつたが、此の時に朝倉の社木を伐つて宮殿の造營ありしより、神の忿に觸れて宮殿が破壞したと云はれる。朝倉宮は橘ノ廣庭ノ宮とも云ひ、其の遺趾は朝[2]倉郡宮野村に在つて大字須川に屬する場處とも、或は大字宮野なりとも云はるゝが、何れにせよ宮野村の域内たりしと見られる。而して社木を伐つて神怒に觸るるに至つた神社に就ては延喜式に見ゆる麻[3]氏良布神社であると云はれ、同郡志波村なる麻氏良山は左右良と書するに至つたが、其の山上に鎭座せられ、後[4]代に及んでも屢々神階を受け給へる古社として、宮殿建築の木材は其の山に取りしと解するも無理からぬことである。併し同郡朝倉村大字山田の惠蘇八幡宮は上座郡を稱せし頃、一郡の總社たりし由緒あれば、或は八[5]幡宮なるべしと說くもある。國々の總社の成立は平安時代に屬するから、況んや郡の總社が是れより古かるべき筈なければ、時代の上より考慮を要すべき理由がある。たとひ其の鎭座の時期と郡の總社と稱せらるゝとに前後ありしとするも、宮室造營の爲に其の用材を伐採されしものとて寧ろ山上に鎭座の麻氏良布神社を推すべきであると思ふ。併し其の何れたるやは暫く解決を見合はすも、兩神社は

1. 日本書紀二十六。2. 筑前續風土記十一、太宰管内志筑前二十。3. 同上。4. 三代實錄三十二、三十六、三十七。5. 太宰管内志筑前二十。

檜材の需要增大

檜材の佛像彫刻

筑後川の左岸に在つて相距る遠からず、此の地域に宮室造營の木材たる檜の生育ありしを推察せしむるものがある。

筑前國には太宰府に於ける官衙を始め、觀世音寺などの大建築が屢々營まれて居るが、其の用材は左程の遠隔の地に求められしにあらざれば、朝倉郡の如き運輸の便に富める山岳地は先づ着目さるべき地域たると共に、其の地方に檜の生育ありしを推測せしめる。

第三項　平安時代

桓武天皇の平安奠都に依り、政治の中心は大和國より山城國に移ると共に、宮闕・官署は云ふ迄もなく紳縉の邸宅など、各種の建築は一時に平安の新都に營まれ、諸大寺の創建また相續ぎしより、木材需用の中心も奈良より平安に移るに至つた。然れども奈良地方に存する從來の諸大寺は依然として其の地に止まり、朽損の堂塔は絕えず修理を怠ることなく、燒失せるものは直に再建を見る狀態とて、諸地方の木材は之れが爲に著しく需用の減退を生ぜしとは思はれねば、新に平安に於ける需用だけ增大せしものと見られる。而して此等の建築の木材は何れも檜を主と爲さるべき性質にあるを以て、檜の伐採は其の量を多からしめたと思はれる。加ふるに奈良時代に於ける佛像の彫刻は多く樟を使用せし所なるが、平安時代に入つては檜材を以て爲す風一時に起り、當代の佛像にして今に存するは、大抵然らざるものなき狀態である。諸種の建築物に比すれば木材の消費量は甚だ僅少なりと雖も新規なる方面に其の需要の途を開きしものと見られる。尙ほ延[1]喜式には檜榑が調度類の用材として擧げらるゝもあり、交通の發達に伴へる橋梁の架設、都市の整備に基く溝渠などに使用さるべき杭料などを思へば、檜材の需要が如何に增大せしかを察せしめる。

1. 延喜式十七。

山崎橋の用材を四國に徴せらる

宇治・山崎二橋の敷板

堀川の檜杭

延暦三年は桓武天皇の御代にて、未だ平安奠都以前のことなれど、其の七月に山崎橋の用材を阿波・讃岐・伊豫の三國に徴せられしは、大和を中心とする近畿地方に於ては足らざる所ありしより、此處に及びしと察せられる。既に皇極天皇の元年には宮室御造營の木材を、諸國に求め給へることあれど、未だ海を隔つる四國に及ばざりしと見らるゝに、今や此の事あるに至りしは、供給の需要に伴はざる關係から、木材伐採の範圍が擴大さるゝに至つたと見られる。山崎橋は淀川に架くるもので、後年に及んで河道の變遷ありと雖も、山城國乙訓郡山崎村に存し、其の起立の年代は明白ならざれど、洪水の爲め流失して往來の不便なるを思ひ、聖武天皇の神龜三年に僧行基の架けしことあるもので、宇治橋と共に奈良よりする往來に當る主要の橋梁で、醍醐天皇の延長年間頃まで存續せしが、其の後は遂に廢するに至つた。

延喜式には宇治橋の敷板として近江國から十枚、丹波國八枚、長さ各三丈廣さ一尺三寸、厚さ八寸なるを毎年貢せしめ、山崎橋の敷板としては攝津・伊賀に各六枚、播磨・安藝及び阿波に各十枚を同樣に貢せしめられ、其の長さは宇治橋よりは短くして二丈四尺なるも、廣さと厚さは同樣であつた。延暦三年に山崎橋の用材を徴せられし際には阿波・讃岐・伊豫の三國なりしが、其の修補の敷板が年々に徴せらるゝに至つて、讃岐・伊豫の兩國が省かれて攝津・伊賀・播磨・安藝の四箇國が加へられた。此等の用材が檜なりしや否やは明記する所なきも、既に萬葉集には檜材を以て造りし橋あることが見え、淳和天皇の天長十年五月には東西堀河の杭料として檜柱一萬五千株を左右京戸に課せられ居るが、此處には檜材たることを明記して居る。延喜式には堀川の杭は課・不課の何れの戸たるを問はず、戸頭より輸することに定められ、其の戸十九人已下なるは一株、二十人已上は二株、三十人已上は三株にして、長さは八尺より七尺までにして、本徑五寸、末徑

1. 續日本紀三十九。 2. 延喜式五十。 3. 萬葉集十六。 4. 延喜式五十。

木材賦課の諸國

大極殿の用材を紀伊に求む

近江より大極殿用材を奉る

諸國出す所の榑・檜皮の尺寸を定む

三寸ものと爲つて居るが、之れも檜であつた筈である。檜は善く水に耐ふる故を以て橋梁や川杭に使用されるものと見られる。

上述の如く木材の徴せらるゝ範圍が廣きに及んで、攝津・伊賀・播磨・安藝・阿波・讃岐・伊豫の諸國に達してゐる。而して村上天皇の天德三年には東大寺西塔の再建に當り、其の用材を山城・大和・攝津・伊賀・近江・丹波・播磨・安藝及び紀伊の九箇國に課せしことがある。此の際には十分に其の用材を得るに至らざりしと云はるゝが、右は適當なる用材を存せざりしと云ふよりも、諸國に於て命の如く敏活に應ぜざりしものと思はれる。隨つて木材が盡きし故とは見るを得ぬ。既に之れを徴せらるゝ程とて、此等の諸國に相當の木材を產出せしと解されるが、夫れが西塔の用材として檜の生育を認むべきである。

三代實錄には淸和天皇の貞觀十八年四月に、木工權大允惟良安宗等を紀伊國に遣はし、大極殿の用材を選ばしめられて居る。此の際に果して其の國より用材を徴されしやは記する所なきが、同年十一月に近江國より大極殿の用材として千八百餘株を奉れる記事があるから、或は運輸關係などの爲め、紀伊國より採らずして近江國より奉らしめたと思はれる。夫れが何れにしても特に重要なる大極殿の用材とて、他の材種ならずして檜であるは云ふ迄もなく、其の用材を選ぶ爲め、特に官人を派するに至つたは、紀伊國に檜が存在せし故である。而して近江國は奈良時代にも盛んに檜の木材を出せることゝて、此の事ありしは當然と云ふべきである。

延曆十年六月の太政官符には大和・攝津・山城・伊賀・近江・丹波・播磨の諸國より出す所の公私交易の榑の丈尺を正さしめられ、更に同十五年九月には大和・攝津・伊賀・近江・丹波等の諸國より出す所の檜皮の尺寸の短かきを禁ぜしめられて居る。此等の諸國より出せる木材の中には、

1. 三國地史百一太政官牒。 2. 三代實錄二十八。 3. 4. 類聚三代格十八。

山城の檜
眞木尾寺
檜尾寺

槇の字の轉用

相樂郡なる諸大寺の山林

或は檜を出さゞるものありとするも、同十五年の官符に擧げられた檜皮を出せる大和以下の五國に、檜の存在せしは極めて確實と云ひ得られる。

山城國に於ける檜の生育地と認むべきものは、文德實錄の嘉祥三年三月に仁明天皇の崩御あつて、近隣の七箇寺に使を遣はして佛事を營み給へることあるが、其の七箇寺の內に眞木尾寺と檜尾寺が擧げられて居る。眞木は檜を指すことゝて兩寺とも檜の生育より來れる地名を以て寺號と爲せるものである。眞木尾は愛宕郡梅ヶ畑村に在つて今は槇尾に作り、和泉國槇尾の僧自證が建治年中に再興せるより其の名ありと稱せらるゝも、自證の中興は鎌倉時代のことに屬し、眞木尾寺の名は既に此の時に存するを以て、自證の關係に依つて地名と爲りしにあらず、眞木卽ち檜の生育より來りしものと解される。是より先、平城天皇の大同元年六月には葛[2]野郡大井山より木材を採るを禁ぜらるゝことあり、此の場合の木材は檜に限れるにあらず、大井川の氾濫を防ぐにありしと雖も、今の槇尾の地が其の上流なるに見て、山林の相當に繁茂せしを窺はしめる。尙ほ宇治郡には槇ノ雄山と呼ばるゝが宇治町に在り、宇治の槇尾として屢々歌に詠ぜられて居り、更に久世郡にも槇島村がある。眞木は檜を指すものなれど、之の二字の合文は槇で且つ訓の同一なる爲め槇の字を當て嵌め、後世遂に槇とのみ解するに至つたが、此等の地にも恐くは檜が生育せしと見るべきである。

宇多天皇の寬平八年四月に、[3]太政官は山城國相樂郡に於ける東大・元興・大安・興福等の諸大寺が、木材採取の山なる故を以て、百姓の居住を拒み地子錢を徵するを禁止されて居る。權門勢家が恣に廣漠たる山野藪澤を占有して獨り其の利を貪り、百姓の草を刈り木を伐るを禁じて其の生業を奪ふものを生ぜしより、既に元明天皇の[4]和銅四年十二月に詔して之れを戒められた。然れど

1. 文德實錄一。2. 類聚三代格十六。3. 同十六寬平八年太政官符。4. 同十六、大同元年太政官符。

大川原・有市・鹿鷺

大和の檜

も直接の利害關係ある事柄として容易に遵奉さるべきにあらず。時運の推移に連れ却つて其の傾向を增大ならしめ、佛寺や豪族も競ふて之に倣ふに至つた。故を以て延曆十七年十二月には其の禁を固くし、官符を有するもの若くは買得に拘はるものと雖も一併に公收せしめ、墾田にして未だ開かざるものは、耕作の行はるゝに至るまで諸人の共に草木を採るに委せられ、相傳の林野にして栽殖の功あるものに限り、身分に應じて五町以內の領有を許された。併し其の後に於ても同樣の禁令が屢々發せられて居るから、實際に禁令の效果は極めて乏しかつたと見られ、東大・元興・大安・興福の諸大寺が木材採取の山として廣き地域を領有し、百姓の居住を拒むを此の時に禁ぜられたのである。

東大寺等の諸大寺の山林は泉河卽ち今の木津川の流域に在つて、或は五六百町、或は一千餘町とあるから、東大寺以下の諸大寺の領有する地域は廣大なるものと爲る。大川原・有市・鹿鷺等の百姓は之が爲め苦めらるゝとのことなるが、大川原は今の大河原村で、有市は笠置村の大字として存し、鹿鷺は卽ち笠置で文字の相違に過ぎぬ。而して諸大寺の領有地が東は伊賀に連り、南は大和に接すと云はるゝから、木津川に沿へる相樂郡の東部は殆んど諸大寺が修理の用材を採る山林なりしことが知られる。尙ほ此等の諸大寺が所在の百姓に地子を徵するに至つたは、元興寺が仁和初年に始むる所と云へば、光孝天皇の朝のことであり、興福寺は之れに倣ふものとあれば、何れも近年に始むると思はれ、諸大寺が漸次其の境域を擴張すると共に百姓に地子を課するに至つたことが知られる。此の事實に依つて諸大寺の山林が相樂郡の東部を占めて、修理の用材を此處に取りしことゝして、其の用材が檜のみにあらずとするも、少くも檜が生育せしものと思はれる。

大和國には[1]和名鈔に高市郡に屬する檜前鄕を擧げ得べく、今の坂合村より附近なる高市・飛鳥・

1. 類聚和名抄六。

白檀の諸村に亙る地域と見らるゝが、其の地名は疾く上代より現はれて、屢々都を此の方面に置き給へる上に、佛寺の造營ありしことゝて、嘗ては檜の生育ありしと見らるゝも、當時に及んで尙ほ其の存在を見しやは頗る疑問に屬し、寧ろ地名として存せしに過ぎぬかと思はれる。然れども延[1]曆十五年五月に檜皮の尺すを定めらるゝに當り、大和國が擧げられ居るから、國內に檜の生育せしは確實である。仁明天皇の承[2]和八年三月には春日神社の山林を樵夫が伐採するを禁ぜられしことあれば、反面に於て其の地より木材を出せしを知ると共に、檜をも生育せしかと察せられる。尙ほ宇陀郡には內牧村に檜牧、吉野郡には野迫川村に檜股、南吉野村に槇尾、宗檜村に檜川迫の如き檜に因める地名多く、此等の地名には後代に至つて起るも存すべきが、必ずしも總べてが然るにはあらず、何れも檜の生育より來りしものと解されるから、やがて檜分布の地點を推測するに足るものがある。

河內國

河內國にては南河內郡川上村寺元に在る觀心寺は、文武天皇の朝の創建にして僧空海の再興と云はれるが、承和四年の同[3]寺緣起には、淳和天皇の天長二年に空海の孫弟子なる眞紹の建立なる旨を記し居るは、此の時に至つて寺基の大に定まるものありし爲めと見られる。而して所在の山を檜尾山と稱するから、寺の山號をも檜尾山と稱し、此處に後村上天皇の御陵あるが、檜尾觀心寺陵と稱し奉つて居る。同緣起には其の境域を擧げて北は龍泉寺山を限ると記するが、後冷泉天皇の天[4]喜五年に書いた龍泉寺氏人連署の解狀案には、其の寺の境域を述べて東は檜山領を限ると爲し居り、觀心寺と境域の相接するを知らしむると共に、檜山と云ひ檜尾山と稱するものが大體に同一地點を呼ぶもので、其の名が後代に起りしにあらず、當時より既に然りしことが知られる。既に檜を以て山名と爲す所を見れば、河內國の平野部は上代より開發されし地方とて、木材の需

檜尾山

1. 類聚三代格十八。2. 同一。3. 觀心寺緣起實錄帳　4. 春日神社文書一。

要恐らく盛んなるものありしより、疾く伐採の運命を蒙つて或は既に乏しきを告ぐるに至りしと雖も、觀心寺所在地の如き南部の山岳地帶には尙ほ檜の生育せしことが知られる。

和泉國

和泉國にては泉北郡槇山村は此の國の東南隅に當つて居るが、河內國南河內郡に跨つて槇尾山がある。此の山も今の槇の字を用ゆるから、眞木卽ち檜を指すにあらずして、全く異れなる樹種と解せらるゝ樣に爲つて居る。併し[1]三代實錄には清和天皇の貞觀六年七月に、和泉國の卷尾神に從五位下の神階を授くとあり、[2]延喜式には同國の卷尾寺觀音堂料として五百束が擧げられる。この卷尾神社と卷尾寺は共に槇尾山中に在るものとて、古くは槇の字を用ひず共に卷と書せしことが知れ、本來は槇の字を使用し居らず、檜の生育より來りし名稱と解される。卷尾寺は西國三十三番の札所の第四番なる施福寺で、槇尾寺として知られ居り、僧空海の住せしことある名刹なるが、花山法皇の御製と傳へらる此の寺の詠歌に、「深山路や、檜原松原わけ往けば、槇の尾寺に」とあるは、單に辭句の關係より來つて、實際の景趣を示すとは云ひ難く、直に證と爲すに足らざるも、其の山名竝に地勢などを併せ考ふれば、特に檜原を歌詞に入るゝも偶然ならざるを思はしめる。

和泉國—槇尾山

攝津國

攝津國は山[3]崎橋の用材を課せられて居り、また此の國より出す木[4]材及び檜皮の長短を定められて居るから、何れかの場處に檜を產せしは確實で、恐らく北部の山岳地に之を求むべきである。攝津國には古く仁德天皇の高津宮があり、奈良時代には難波宮が營まれ、特異の建築樣式として知らるゝ住吉神社の鎭座あれば、又四天王寺の如き大建築の造營ありしことゝて、此等の用材が擧げて國外に仰ぎしにあらず、國內に於て相當に供給されしなるべく、平安時代に於ても尙ほ產出せしと思はれる。

伊賀國

伊賀國は既に奈良時代に檜の生育を知らるゝが、此の時代に於ても然りしは攝津國と同樣に山

1. 三代實錄九。2. 延喜式二十六。3. 延喜式五十。4. 類聚三代格十八。

崎橋の用材を年毎に奉ること、爲り居り、また此の國より出す所の木材及び檜皮の長短に就いて定められた事實があるから、檜の存在は明白と云ひ得る。

玉蠅柚

玉蠅柚は名張郡卽ち今の名賀郡に在つて、聖武天皇が東大寺に修理の用材に充つる爲め御寄附ありしもので、平安時代に入つても引續き東大寺の柚山として其の所領に屬せしは、村上天皇の康保元年九月に板蠅柚[1]の境域に關する文書に依つて知られる。板蠅柚の四至が東は名張河を限り、南に齋宮の登路、西は薄尾野・小倉立、北は名張河及び八多の高峯を境とすると云ひ、薦生牧と相接して、境界の混亂を來たせし狀態が見られる。斯かる事態を生ぜしは玉蠅柚が廣き地域に亙れるより時代の進運に連れ開發せられし爲と察せられる。而して當時は笠間川の西方なる高峯を越えたる地點が板蠅柚たるを述べ居るは、山林の伐採に依つて地域に移動を來たし、柚地が漸次奥地の山間部に進みしものと思はれる。

黑田柚

黑田柚の名は屢々文書に見え、聖武天皇の東大寺へ修理の用材伐採地として御寄附に爲つたと云はれ東大寺の所領として傳はるもので、堀河天皇の康和二年に興福寺の用材を此に採らんとするや之を禁止せしめられ、鳥羽天皇の永久二年に大佛殿修理の木材を出せるなど、平安時代には木材の產出絕えざる狀況が見られる。黑田柚に對して黑田庄が存在し、同じく東大寺の所領たりしは、柚山の地域が開發せられて莊園を形成するに至つた故で、此處に於ても柚山が伐採の爲め漸次位置を轉ぜしことが察せられる。而して今の名賀郡錦生村に大字黑田を存するが、伊賀國の西南隅で、西は大和の山邊郡に接する地で、板蠅柚と等しく名張川の西岸に位置し、本來は板蠅柚に含まるべき地なるも、莊園の發達に依つて南北に相隔つに至り、此の時代に及んで黑田柚を稱するに至つたかと思はれる。後冷泉天皇の天喜二年の文書[5]には黑田庄の四至を、東は名張河、南は宇

1. 三國地志百四、板蠅柚四至逃散狀。 2. 同百七、大治五年河成四至文書。 3. 同、康和二年宣旨。 4. 同、永久二年宣旨。 5. 同百五、天喜二年宣旨。

陀川を堺とし、西は山を限り、北は薦生の渡瀨に至ると爲せるに依つて、柚山の位置が知り得られる。

國見柚

國見柚の名は堀河天皇の寛治二年並に長治元年の文書などに見える。國見山が伊賀國の東南隅に在つて大和・伊勢の兩國に跨つて居るから、其の名に負ふ國見柚の所在が察せられる。此處に行事所なるものありて木材の伐採に當りしが、附近の瀧口山や檜皮峯の山林を伐るを止め居り、尙ほ名賀郡錦生村なる矢川・瀧口などに接する旨も知られるから、黑田柚の東方に位置するものである。また右の文書の內に檜皮峯の名あることゝて、此の方面の柚山には檜が生育せしは確實と思はれる。

馬背柚

馬背柚の名が朱雀天皇の承平四年の文書などに見えて居る。同文書には夏見鄕の東側に馬背柚があり、南方に名稱を知らざる柚山あることを記して居る。夏見鄕は名張町の東南に在る簑曲村の大字として其の名を存するから略ぼ其の位置が察せられ、今の比奈地村の方面に當ると見るべく、南方の名稱を知らざる柚山と云へるは、位置の上より見て或は國見柚に當るかとも見られる。村上天皇の康保二年の文書には夏見鄕の野地八十町の四至を擧げて、西は眞木尾を限ると記するから、附近に眞木卽ち檜に因む地名あることが知られ、馬背柚が板蠅・黑田・國見の柚と共に當時の名張郡南部に存して、此の方面の山林が如何に繁茂せしかゞ察せられる。

玉瀧柚

玉瀧柚は村上天皇の天德三年の文書には橘元實の所領たりしを、此の時に東大寺に寄進せられて其の領地と爲つたとせるが、鳥羽天皇の永久三年のものなどには聖武天皇の朝より寺領たりしことを云つて居る。醍醐天皇の朝に東大寺講堂修理の爲め此處の木材を採らんとするや、訴願に依つて見合せしとのことなれば、橘元實の所領たりしは確實と見られ、其の後官符に依つて東大

1. 三國地志百六、寛治二年聽宣。 2. 同百七、長治元年下文 3. 同百四、大神宮御領舊案。 4. 同、右衞門督朝成所領田公驗。 5. 同百一、天德三年官牒。 6. 同百二、永久三年長者宣旨。 7. 同百一、天德三年官牒。

東大寺西塔の用材

眞木山神社

伊勢國

眞木尾神社

志摩國

甲斐國

寺並に冷泉院・雲林院等の用材が伐採されて居る。併し玉瀧杣の區域は今の玉瀧・鞆田・丸柱の三村を含める廣範圍に及べることゝて、橘元實の所領は其の一部に過ぎず、以前より此處に東大寺の所領存せしやも知るべからざるは、其の地が奈良時代に盛んに木材を出せる近江の甲賀郡に接し、東大寺の建立に當つて木材產出の山林と解される故である。天德三年の東大寺西塔再建に當り、三本の心柱を山城・大和の兩國に求めて得る能はず、其の他の用材を大和・紀伊・伊賀・近江・丹波・播磨・安藝の七國に命ずるも、適材なき旨を以て應ぜざりしより、一に玉瀧杣に採りしとのことゝて、如何に木材の豐富なりしかゞ察せられる。延喜式に見ゆる眞木山神社は今の玉瀧村大字槇山に鎭座せられ、地名の槇山も近衞天皇の天養元年の太政官符には眞木山村と書かれ、後代に至つて槇山に改めしもので、眞木卽ち檜の生育より來りし名稱である。

伊勢國にては大神宮の御用材を出だす山を御杣山と定められ、皇大神宮なるは神路山、豐受大神宮なるは高倉山なりしが、後朱雀天皇の長曆二年には、皇大神宮の正遷宮に當り、御用材を鈴鹿山に採らんとせられた。其の際は前例なき故を以て之を見合せしと雖も、之に依つて檜が鈴鹿山に存せしことが知られる。尙ほ延喜式には鈴鹿郡に眞木尾神社の鎭座あるが、其の位置に就ては未だ明かならざるも、槇尾村大字阿野田と云はれて居り、郡內に檜の生育を知るべきものである。

志摩國は後一條天皇の寬仁三年、皇太神宮の御用材を答志郡より採られて居る。神路山を御杣山と定められるゝに拘らず、此の時に及んで御用材の乏しきを告げたから、遂に此の事あるに至つたもので、答志郡は英虞郡と合して志摩郡と稱するが、北部の伊勢國に接する地域である。

甲斐國にては淸和天皇の貞觀十年九月に、檜岑神に從五位下の神階を授け給ふことが、三代實錄に見えて居り、神號が檜岑であるから、恐らく檜の生育せる山と考へられる。而して其の位置

1. 延喜式神名帳。2. 三國地志九十九、天養元年官牒。3. 神宮要綱。4. 延喜式神名帳。5. 神宮要綱。6. 三代實錄十五。

近江國

丹波國

播磨・安藝・紀伊・阿波・讃岐・伊豫の六國

に就ては東八代郡黑駒村なる神座山と云はれて居る。或は檜岑神の名が延喜式に見えざるを以て、同郡相興村鎭座の中尾神社を指すかと疑ふもあれど、神階を授けられし神社にして延喜式に見えざるは檜岑神に限らざれば、强ひて中尾神社と解する要なく、神座山は樹木鬱蒼として高峻なりと云へば、寧ろ適當なるを思はしめる。

近江國に檜の生育せしは貞觀十八年に大極殿の用材九千八百餘株を出せるのみならず、年毎に宇治橋の敷板を徵せられ居り、また東大寺の西塔再建に當つても木材を求められて居る。此等の木材が何れも重要なる建築に使用さるゝものとて檜を主とするは云ふ迄もない。併し其の伐採の地點に就ては記する所なきを以て、殆んど之を確むるに至らざれど、恐らく奈良時代に於けると大體に同樣なりしと思はれ、たゞ伐採の爲の搬出に便なる地域は漸く乏しきを告げ、進んで山間の奧地に進むに至りしことゝ察せられる。

丹波國に檜の生育ありしは此の國より出す所の檜皮に就て、尺寸の規定あるに見るも明なることなるが、平安遷都に依つて木材の需要地と近接するに至りしより、此の時代に入つて遽に木材を出すもの多きを告げ、奈良時代より既に木材の產出盛んなりし近江國と殆んど相並ぶに至つた。三代格には此の國の木材に就て規定さるゝのみならず、其の運搬には大井川を利用して流下せしより、延喜式には勢多川と共に、運搬の賃錢を定めらるゝに依つても、產出量の多かりしを察せしめる。然れども木材產出の山林が何れの地點なるやは不明なれど、大井川に依つて搬出されしことゝて、大體に於て此の川の上流なる船井郡方面と察せられ、同郡に檜山村を存して、其の附近に木津を稱する地あるなどは參考に資すべきである。

播磨・安藝・紀伊・阿波・讃岐・伊豫の六箇國また木材を出せる事實は、既に說く所の如くであ

1. 三代實錄二十九。2. 延喜式雜令。3. 三國地志百一、天德三年官牒。4. 類聚三代格十六。5. 延喜式。

るから、之より推して檜の存在を思はしめるものがある。殊に紀伊は貞觀十八年に大極殿の用材を選ばしめられた程とて、其の生存は否むべからざれど、生育の地點に就ては未だ知るに至らざれば、之を將來の調査に待たざるを得ぬ。

第四項　鎌倉—桃山時代

殖林の業は五十猛命等が各地に樹種を頒ち給へる御事績に徴すれば、太古以來行はれしと察せらるゝが、自然の山林が到る處に繁茂せる頃は、必要に應じて木材を採るに委せられしより、未だ大に行はるゝに至らざりしと思はれる。併し大寶令[1]には河川の堤上並に其の内外に多く楡・柳などを殖えしめ、以て堤堰構築の材料に充てしめられて居るから、木材利用の目的で殖林が爲されて居る。また淳仁天皇の天平寶字三年には畿内[2]並に七道諸國の驛路の兩邊に菓樹を植えしめられたが、一は往來の百姓が疲勞を減ぜしめ、一は饑渴を醫するに足らしめたもので、街路樹の性質を多分に有する殖林が行はれて居る。稱德天皇の神護慶雲三年には諸氏[3]の祖墓及び百姓の家の周圍二三十歩を限り、木を植ゑて林と爲すを許さるゝは一種の風致林若くは防風林とも見らるべきである。更に桓武天皇の延暦十七年には京[4]城附近に在る高顯の山野並に行幸に當れる土地に在つては、山林の伐採を禁ぜられて居るが、風致保護の立場より來りしものと思はれ、其の後も屢々同樣の命が發せられた。此の時には傳來の土地にして功を加へ林となれるものは、貴賤に依つて五町以下の私有を認め、また諸氏の祖墓並に百姓の住宅に於ける周圍の樹林も許されて居り、殖林のことは全く行はれざるにあらず、微々たりと雖も或程度に認め得るが、小規模なる風致・防風の爲にする程度で、後代に於けるが如き一定の計畫の下に行はるものとは比すべきにあらず、

1. 令義解、營繕令。 2. 類聚三代格七。 3. 同十六。 4. 同上。

隨つて其の効果また顯著ならざりしと思はれる。

上述の如く殖林事業未だ盛んならざるに拘らず、文運の發展は耕地の開發を促し林野は多く所謂墾田と化するものあると共に、一方には規模の宏壯なる宮殿・神社・寺院の建築頻りに起つて、木材の需要は大に加はり、之を補ふに足る設備全からざるより、勢ひ山林の廢頽を餘儀なからしめた。奈良時代に於て既に大和國には木材の供給十分ならざるものあり、之を附近の國に徴するに至りし程とて、平安時代には伐採の範圍が廣められて中國・四國に及べるも故なきにあらず。しかも此等の諸國の内には適當なる木材を得ずとして應ぜざる場合もあり、伊勢の大神宮に於てさへ古來の慣例を破りて御造營の木材盡くるの故を以て御杣山の變更ありし程である。故を以て鎌倉時代以後には神社に屬する禁伐林若くは私領の山林さへ、屢々伐採され居ることゝて、今は搬出の便を缺く深山幽谷に之を求め、種々の工夫を講じて多くの勞力と犧牲とを拂ふに至り、東大寺や興福寺の如き諸大寺は修理の木材を得る爲に杣山を領せしが、屢々境域を侵して相爭ひ、或は神社の山林を伐採して禁止せらるゝが如きことは、既に平安時代にも見る所なるが、此の種の事件は增加の傾向を示して居る。故を以て木材の供給範圍は愈々擴張せられて一層遠隔の諸國に仰ぐに至らしめた。而して此の事實は檜の分布地域の消長を窺ふに足り、略ぼ其の狀態を知るべきものがある。

鎌倉時代に入つて政權關東に移るに至りしと雖も、京畿方面に於ける木材の需要は依然として盛んなものがあつた。後鳥羽天皇の文治三年には閑院内裡の御修造があり、尋で其の炎上の爲め順德天皇の建保元年に御再建を見たが、其の雄大にして大内皇居の制に擬したと云はれて居る。此の際に於て諸大寺の燒失するもの屢々あつたが、相次いで之が再建を見る狀態とて、此等の造

營に充てらるゝ、木材は蓋し鮮少ならず、其の需要は寧ろ増大を來せしも、減少を見たとは云はれぬ。殊に東大寺の大佛殿は源平二氏の衝爭に災ひせられ、平重衡の爲に燒かれたが、俊乘坊重源が大勸進と爲つて上下の信施を得、後鳥羽天皇の建久六年三月には落慶の供養を營んで居り、この大佛殿の建築は最も多量の木材を要したものと云ふべく、其の用材を周防國に採つて居り、重源自ら山林に入つて事に當り、幕府は院旨を奉じて之が運輸を畿内及び西海道の地頭に命じて居る。[1]重源は東大寺修理用の杣山の在る伊賀國の人で、山田郡馬野村の產と云はれるから木材に就ては相當の知識を持つ筈なるに、其の用材を出身の地たる伊賀國に求めずして、態々遠隔な周防國に採りしは、近畿方面には大佛殿の如き大建築に適當な良材乏しかりし故と見られる。

山城國に於ては檜に就て知るべきものを存せざるが、建久元年五月に奈[2]良の興福寺が朝廷に訴へて、その領地たる天山の杣人を、石清水八幡宮領なる切山の民が殺害せる故を以て、關係者の處罰と論爭の地たる切山の收領を請へることが玉葉に見える。切山は相樂郡に屬して今は笠置村の大字と爲つて居るが、興福寺領なる天山の杣人を害せしと云ふから天山と境地の近接せしことが知られる。而して興福寺領の天山には杣人が居つたから、其の地が杣山たりしことが知らるゝが、此の方面に興福寺が東大・元興・大安の諸大寺と共に修理の木材を採る杣山を有せしことは、既に寛平八年の太[3]政官符に見ゆる所とて、恐らく其の頃より傳承する寺領の杣山と察せらるゝと共に、他の諸大寺も特別の事情なき限りは、何れも此の方面に杣山を失はず領して居たと思はれる。この事が直に檜の存在を證するに至らざれど、相樂郡としては奥地の山岳部であり、興福寺が杣山として領する程なれば、必ずや檜の生育せるものあつたと思はれる。尙ほ檜牧[4]莊が山城國に存せしことは東寺文書の伏見天皇の正應五年十一月のものに依つて知られ、檜牧を名とする點より、

山城國
切山

1. 三國地志七十一。 2. 玉葉五十七。 3. 類聚三代格十六。 4. 莊園目錄。

其の地に檜の生育を窺ふべきものとて、參照に資するに足ると思ふ。

大和國

大和國に於ては建久六年の東大寺大佛殿建立に當つて既に木材を周防國に取りし程とて、吉野朝の頃には愈々用材の乏しきを告げしものと思はれる。後村上天皇の正[1]平十二年(北朝延文二年)二月に足利尊氏の出せる文書に、興福寺造營の木材を西國に採りしことが知られ、更に室町時代の應[2]永廿五年六月に、興福寺の塔婆用材が西國より攝津國尼崎を經て海路の運搬なりしを示して居るも當然である。然らば大和國に木材の產地絕えて無かりしかと云へば、應永十五年の春日神社の若宮が臨時の造營に際し、其の棟木を國中に求めしが、却つて社内に在りしを伐らしたことが若宮殿臨時御遷宮日記に見えて居る。また年代[3]不明なれど室町末期と見らるゝ文書には、春日神社の造營に當りて用材を國中に徵して居るから、之に依つて大和國に用材の存せしことが知られる。その際山邊郡布留莊に於ては石上神宮に屬する土地で、祭神は深く樹木を愛惜し給ふ故を以て之を拒んで居るが、斯る山林にまで用材が徵せられしは、其の國内に用材の乏しかりしことが窺はれる。而して該文書に興福寺の觀禪院が御堂建立の際には、布留莊より大木を伐出せしことを述ぶるから、確に布留莊即ち山邊郡丹波市大字布留の地には社寺の用材たるべき山林の存せしことが知られる。更に同文書には春日神社の改造は四國木・吉野木の使用を先例とする旨を述べて居るが、其の吉野木は吉野より出たものを指すと見らるゝから、尙ほ其の方面に存在せしと解せられる。此等の春日神社や興福寺に使用されし木材は、建築の性質として他の材種を雜ゑとするも、主として檜であつたと解せられる。また談山神社文書に據れば、後代の事には屬するが、後陽成天皇の慶長年間に其の社の造營に際し、山口・西谷・龍畑・廣瀬・百濟・藤森の各村から木材を出し居るが、此等の木材の内に、杉なる旨を記するものあると共に、明に檜たるを示せるも

布留莊

山口・西谷・龍畑・廣瀧・百濟・藤森

1. 春日文書一、足利尊氏御教書案。 2. 同一、加賀守藤原朝臣奉書。 3. 春日神社文書二、當番宮本訴狀寫。

ある。山口・西谷・龍畑の三村は今の吉野郡龍門村に屬し、百濟・廣瀨の二村は北葛城郡の百濟村と爲り、藤森村は同郡瀨南村の大字と爲つて居るが、江戸時代の初頭に於ても、兎に角檜が此等の地に生存せしものと見られる。

伊賀國には既に東大寺の杣山として名張郡に黑田、阿拜郡に玉瀧の如きものがあり、木材の產出を見し所なるが、鎌倉時代に入つても此等の杣山は東大寺領として尙ほ存續して居る。併し黑田杣の狀態に就ては知るべき史料を未だ見ざるが、玉瀧杣に就ては順德天皇の建曆三年[1]九月に、隣接せる近江國甲賀郡なる信樂莊民の濫妨を訴へ、其の侵掠せる土地を收めて境界を訂さんことを請へる事實あり、杣山として木材の產出を見たものである。尙ほ後鳥羽天皇の建久元年[2]に、後白河法皇の院宣に依つて山田郡の平家淺宮に依る有丸・廣瀨・阿波の杣山が、東大寺大佛殿の大佛師たる宋人の陳和卿に與へられて居る。山田郡は今の阿山郡に屬し、廣瀨は布引村の大字として存し、阿波は今に一村を爲して布引村に接して居り、有丸の所在に就ては未だ知るに至らざれど、恐らくその附近と思はれ、長野峠に依て伊勢國に通ずる伊賀國の東偏である。陳和卿に此等の杣山の地が與へられたは、大佛殿の大勸進たる重源の請に依るもので、東大寺の用材を採る爲であつたと見られるが、重源は布引村の大字馬野の出身と云はるゝ程とて、適當なる木材が此等の杣山より出づるを知つて居たとは思はれるから、檜の此の方面に生育せしは確實なりと云ふべく、阿波村には槇野山と稱するものあるが、槇は卽ち檜を指すに見ても知られる。尙ほ春日神殿守記には、後小松天皇の應永三十四年十月に其の社殿の棟木を伊賀國より運びしことを記し居る。其の材種は檜と思はれるから、伊賀國には當時も檜を生育するものあつて、之を伐出したと見られる。

伊勢國に於ては神宮の御用材乏しきを告げ、御杣山の移動が後一條天皇の寬仁三年の御遷宮に

伊賀國

玉龍杣

有丸・廣瀨・阿波

伊勢國

1. 東大寺要錄二。 2. 同上。 3. 神宮要綱。

行はれし程とて、龜山天皇の文永五年に豐受大神宮の御遷宮には度會郡瀧原村大字阿曾より御用材が伐採されて居る。其の地は宮川の支流なる大內川の上流に當つて居る。尋で皇大神宮は後二條天皇の嘉元二年の假殿遷宮には多氣郡荻原村の江馬山を御杣山に定められ、續いて同年の式年遷宮、後醍醐天皇の元享三年の式年遷宮、同じ元德二年の假殿遷宮も等しく御杣山は江馬山であつた。江馬は繪馬または荏間とも書かれ、宮川の上流に位して居る。斯くて後村上天皇の興國四年（北朝の康永二年）に行はれた皇大神宮の式年遷宮には御杣山を三河國に移された。後龜山天皇の天授五年（北朝の康曆二年）に行はれた豐受大神宮の式年遷宮には御杣山を美濃山に定められ、其の後に行はれた數次の兩大神宮の假殿遷宮・式年遷宮には何れも美濃山を以て御杣山と爲されて居る。斯く御杣山の移動を見るに至つたは江馬山に御用材の盡きし故ではなく、其の地が吉野朝の勢力圈に屬して居り、御造營は北朝側に依つて爲されしことゝて、運輸に便を缺きしより此の事あるに至つたに過ぎぬ。さればこそ正親町天皇の天正十三年に兩大神宮の式年遷宮には御杣山が江馬山と大杉山とに定められしは、久しき戰亂漸く治つて海內平定の緖に就き、硬塞せる交通も開かれし故と見られる。大杉山は大臺原山の東に接して宮川の水源地に當り、多氣郡の最西である。此の時に大杉山を御杣山に定められしは、江馬山にては良材漸く盡くるに至りしより、更に宮川を溯つて御杣山が選ばれし故と見られる。其の後數次に及ぶ兩大神宮の御杣山は江戸時代に入るも大杉山に定められ、寶永六年に至つて木曾山に轉じて居るから、此の方面に優秀なる檜の巨材が生育せしことが知られる。尙ほ後花園天皇の文安二年に皇大神宮の御遷宮が行はれ、其の時には常勝寺山から御用材が採られたとのことなるが、其の地は今に至つて尙ほ不明ならば將來の考證に待つべきであるが、當時の狀態より察すれば、左程に遠隔の地と思はれず、伊

阿曾

江馬山

大杉山

常勝寺山

三河國―設樂山

檜關係の地名

勢の國内で、宮川筋に在ると察せられる。

三河國では後村上天皇の興國四[1]年（北朝の康永二年）に、皇大神宮の式年遷宮の御杣山が設樂山に定められて居る。併し三河國には設樂山なる名稱の山を存せず、之が何れの地點なりやは明白ならざるも、設樂郡は南北の兩郡に分れて存し、三河國の東北隅を占め、鳳來寺山を始めとし山林の繁茂せるもの今も存する上に、運輸の便ある豐川あることゝて、御用材を此の地方に採り得られたものと思はれる。三河國には檜に關係ある地名少からず。明[2]治十五年の町村の字名を調べたものには南設樂郡には長篠村豐岡に檜カタハ、北設樂郡には段嶺村三都橋に檜タハ、名倉村納庫に檜ノ木があり、更に八名郡石卷村馬越に檜山、舟着村吉川に檜峠があり、寶飯郡豐川町麻生田に檜畑、御油町に檜澤、國府町小田淵に檜根、八幡村平尾に檜ケ入があり、東加茂郡には松平村長澤に檜澤、賀茂村川面に檜洞、盛岡村上國谷に檜ケ入など類例尚ほ多く、西加茂郡にては小原村東市野々に檜貝戸、藤岡村木瀬に檜ノ本などがある。直接に檜を表示せざるも、之に關係ありと認むる地名を列擧すれば、更に一層の多きを告げ、此の種の地名は山岳部の地方に著しき傾向を示して居る。此等の地名の内には後代に至つて起りしも存すべきが、必ずしも近世のみとは云ひ難く、その何れに在りとするも、其の地に檜の生育ありしより來るものとて、檜の分布狀態を之に依つて推知し得ると思ふ。

近江國―信樂莊

檜物莊

近江國にては甲[3]賀郡の信樂莊民が隣接せる伊賀の玉瀧杣山を押領すること數十町歩に及べることが、順德天皇の建曆三年八月の文書に見ゆるは、木材が其の地に乏しきを告げしより、境域を越えて侵掠するに至りしもので、尚ほ杣を業と爲すもの存する點から、貧弱を告げしとは云へ木材が多少殘存せしを思はしめる。殊に檜物庄が高倉天皇の承安四年の文書に出で、其の地は野洲

1. 神宮要綱。2. 明治十五年愛知縣郡町村字名調。3. 東大寺要錄二。

美濃國

飛驒國

周防國

川に沿へる甲賀郡石部町附近に當り、上流の地方より運ばれた原料により檜物細工を行ふに適するから、其の工人の居りしより起りし名稱と思はれ、檜が尚ほ信樂方面には生育せしと思はれる。

美濃國に就ては後宇多天皇の弘安八年に、皇大神宮の式年遷宮に際して美濃山の木材を使用せんとして行はれざりしが、後龜山天皇の天授六年（北朝の康曆二年）に行はれた豐受大神宮の式年遷宮に當つて御杣山に定められ、其の後は皇大神宮の御用材とも爲つて、室町時代は殆んど美濃山の木材を以て爲されて居る。この美濃山とは何處の山を指すかと云ふに、美濃・信濃兩國の境界は平安時代にも相爭はれて、甚だ明確ならざるものあれば、美濃山とあるが今の木曾山なりとすれば、現在の美濃國には關係を持たぬことゝ爲る。併し惠那郡方面を一帶に美濃山を以て呼ばれたことは、既に萬[1]葉集に「吾通道之、奥十山、三野之山」と歌へるに依つて知れる。而して其の方面は木曾山に接して山林に富みしが、伊勢の江馬山が良材漸く盡くるに至つて、同じ川筋なる宮川を溯つて大杉山を御杣山に定められしと同樣に、最初は美濃山として惠那郡の地をも含みしを、數次の御遷宮に依つて上流に進んで木曾山と爲つたかと思はるゝ點もある。

飛驒國の木工は特に其の技に長ずる故を以て朝廷に貢すること、爲つて居り、萬[2]葉集にも「麦太人之、眞木流云、仁布乃河」とあつて、飛驒の工人が眞木卽ち檜の木材を大和の丹生川にて下だせる狀態を詠じて居る。此等の工人を出だした飛驒國には檜が生育せし筈なれど、文獻に其の事殆んど現はれざるが、後花園天皇の永享四年に、足利義教が厩舍の用材を飛驒國に徵せしことが後鑑に見えて居り、之が檜であつたと思はるゝも、何れの地點から伐採せしやは知る由もない。

周防國は俊乘坊重源が東大寺大佛殿の大勸進として其の再建に當り、後鳥羽天皇の文[3]治二年三月に造營の材料として寄せられて居る。重源は其の四月に陳和卿等を率ゐて周防國に赴き木材の

1. 萬葉集十三上。2. 萬葉集第七。3. 吾妻鏡五、玉葉四十四。

伐採を始めたが、自ら深山幽谷を跋渉して良材を求め、艱苦を嘗めて道路を開き、種々の工夫を凝らして搬出を計り、佐波川に依つて海に送つたのである。當時の狀態は東大寺造立供養記に詳述されて居るが、佐波川に依つて木材を下だしと云ふから、國内の各地に及びしとするも佐波郡を主とせしものと思はれ、重源の開創せる阿彌陀寺は太平山の山脚なる同郡牟禮村に在つて、其の際、木材に刻印せる鐵印が同寺に藏せられて居る。伊賀國には東大寺の杣山を有する上に、其の國の有丸・廣瀬・阿波の杣山が陳和卿に與へられたから、大佛殿建立の木材は伊賀國に採らるべき筈なるに、更に遠隔なる周防國を東大寺の造營の爲に寄せられしは、平家沒官の國たる故もあるが、當時此の國には檜の良材を得るに適したから、自ら來つて其の事に當つたものと思はれる。重源は伊賀の人と傳へられる程とて、豫て木材に就て知る所もありしなるべく、隨つて其の國に於ては大佛殿建立の如き大事業に臨んで、十分なる良材を得るに至らず、近畿方面また同樣なりしより、遠隔の地と雖も之を意とせず、其の裁許を得ると共に直に陳和卿等を率ゐて伐採を始めしものと思はれる。

上記の諸國以外に於ても興福寺[1]の造營に當り用材を四國に取りしことは既に述べし所で、四國の内の何國なるかは不明なれど、前例に隨へば恐らく阿波・讃岐の兩國など、思はれる。其の他の諸國に於ても檜に基く地名などより推して其の生育を察すべきものは存するが、年代の上に於て適確ならざる憾あれば、今は此の種の事項を暫く略することゝする。

1. 春日神社文書一。

しものと思はれる。

上記の諸國以外に於ても興福寺の造營に當り用材を四國に取りしことは既に述べし所で、四國の内の何國なるかは不明なれど、前例に隨へば恐らく阿波・讃岐の兩國など〻思はれる。其の他の諸國に於ても檜に基く地名などより推して其の生育を察すべきものは存するが、年代の上に於て適確ならざる憾あれば、今は此の種の事項を暫く略することゝする。

1. 春日神社文書一。

桃山時代迄の文献に見ゆる檜の生育地

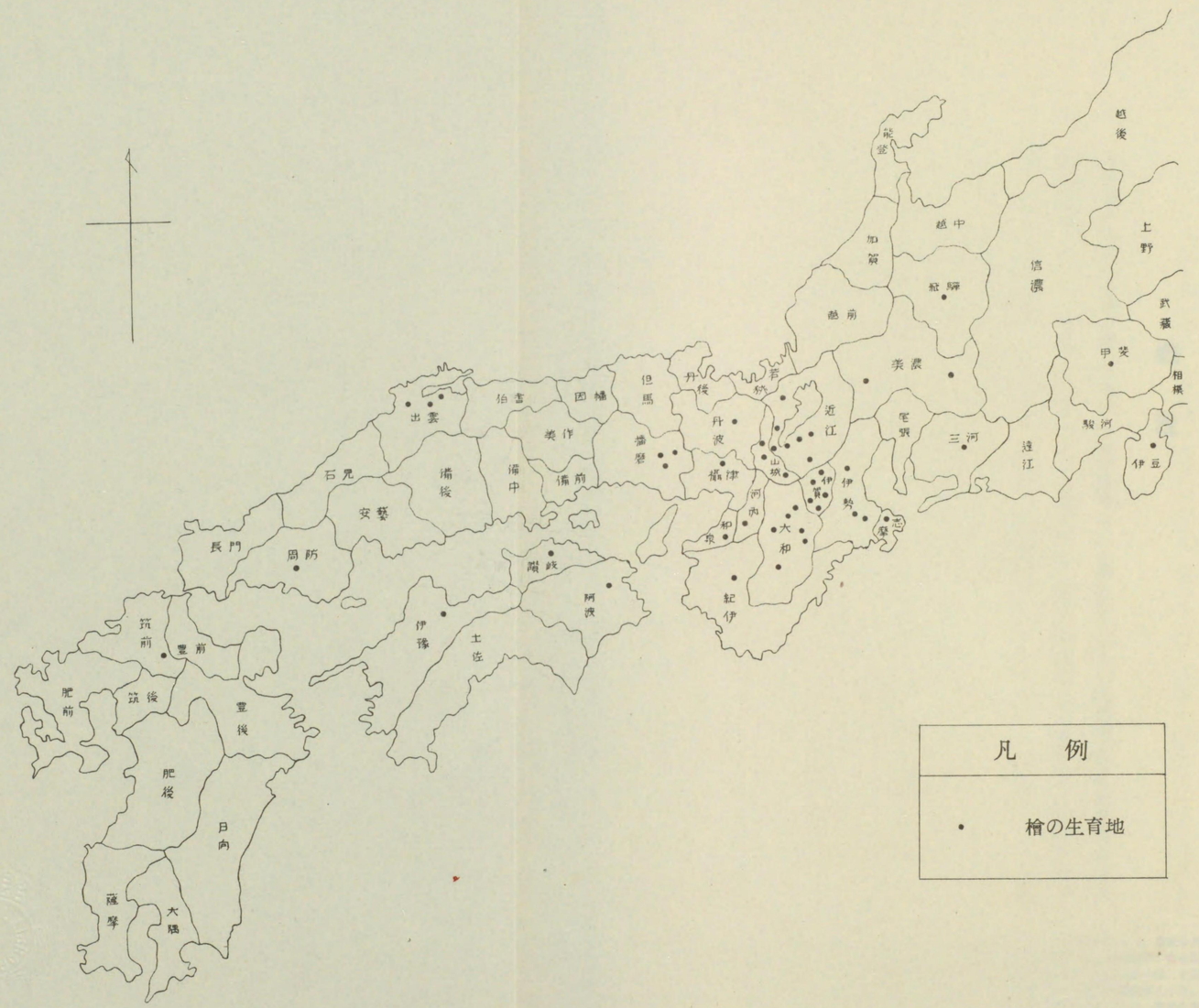

第四章　江戸時代

概　説

木材の産地
檜材の使途
竹木濫伐制止
大船建造禁止
家作制限
植栽奨勵
檜重等製作禁止
竹木伐採制限
建築制限
建札用材の節約
器具の製作制限

安土桃山時代に全國で檜・杉等の木材の産地[1]として知られて居たのは四國土佐九州信州木曾及び紀州熊野であつた。當時天下は統一され各處に寺院・城郭・邸宅等の大建築起り、豐臣氏の大坂城・方廣寺・聚樂第並びに征韓用船、德川氏の駿府城等その尤たるもので、從つてそれらの爲め木材、殊に檜材の使用又決して少くなかつたと思はれる。

次いで、江戸時代に入つて伊勢神宮御造營を始め江戸城・駿府城再營[2]、二條・大坂兩城の經營[3]、名古屋城の修築、又は度々の江戸大火[4]等あつて勢ひ多くの木材を要し、その結果檜材の減少をもたらした爲め、幕府は檜等竹木の濫伐を制止し[5]、五百石積以上の造船を禁止し[6]、家作の制限を命じて[7]、檜材等の節約を圖り、尚ほ檜を始め諸竹木の植栽奨勵等[8]を行つたけれども、寛文三年に至つては諸藩へも令して檜重等の器具の製作を禁止し[9]、それら用材の保護を圖らなければならなかつた。これによつても當時檜の産出が著しく減少して居た事が知られる。しかしその後に大船建造の解禁はあつたものの、尚ほ竹木の伐採制限[10]、武家邸宅及び寺院の建築制限[11]、建札用材の節約[12]を命じ、人形載箱の大さ等に迄制限[13]を加へて、檜・杉等用材の節約を圖り、貞享二年には御林奉行[14]を、同四年には御林奉行手代[15]を創設して、林野の取締その他に充てる事にしたが、元祿二年に又々寛文度同樣献上物の臺・箱その他諸器具製作に檜杉材使用の制限[16]を達するの已むなきに至つたといふ

1. 南路志、大日本農政類篇。2. 增補慶長日記三、朝野舊聞裒稿五百四十七。3. 寛永日記增補一。4. 享保令典永鑑二十六、御當家令條二十一。5. 朝野舊聞裒稿五百六十四、御定書、寛永日記增補一、同八、敎令類纂、御法度書、古今制度集、享保令典永鑑二十九、甲辰雜記六。6. 令條秘錄一、享保令典永鑑四十二。7. 憲敎類典抄二十八、享保令典永鑑二十三、同二十九、御當家令條二十三。8. 憲敎類典抄二十八、令條秘錄一、御當家令條二十三、牧民金鑑一、敎令類纂初集八十七、御勝手方御定書、古今制度集。9. 享保令典永鑑三十六。10. 令書要文十、憲敎類典二十八、御當家令條二十三。11. 享保令典永鑑二十九、御當家令條十二、大成令。12. 享保令典永鑑二十四、憲敎類典抄十。13. 享保令典永鑑四。14.15. 吏徵別錄、乙巳雜記下。16. 享保令典永鑑十九、甘露叢自三十四至三十六、御觸書。

のは一層檜材等の減産を示す證據と見られる。

これに據つて見れば前期[1]に於ては檜材も度々に亙つて可なり多く伐採使用されたので、幕府は絶えずそれらの保護を念とし、伐採は勿論使用にも著しい制限を加へ、又は禁止を命じた。他の諸藩に於ても時と場所により多少の相違はあつたが、概ね幕府と同様の政策をとり檜の保護に努めたのであつた。

檜分布

當時我國に於ける檜の分布を概觀すれば九州の中央山脈地帶、四國の南部、中國の西南部及び東北部の山地、近畿ではその南部（紀伊・大和等）及び北方山地の一部（丹波・山城等）、中部では中央山地（飛驒・美濃・信濃）を中心として、その近隣の地域、關東の西部及び北部の山地等はその主なる生育地であつて、主として天然生のものを利用した場合が多かつたと思はれる。又肥後・土佐・伊豫・備前・紀伊・大和・遠江・上野等の諸國には既に人工植栽によつて生立つて居たものもあり、陸奥國では諸處に木曾檜の植栽が試みられて居た。

檜材の拂底

代採使用の制限禁止

竹木植栽奬勵

檜杉挿木令達

されども度々の火災は檜材使用に拍車をかけ、殊に明暦以後、貞享・元祿頃のそれは最も甚しく、他の原因も加はつて肥後・土佐・阿波・紀伊・飛驒・信濃等の諸國を始め各地で檜材は拂底となり、盡山となるもの少くなかつたので、幕府始め諸藩は叙上の如き政策を執らざるを得なかつたのである。

しかしその後も檜材使用を促す種々の原因は次々と起つたので、幕府も檜・杉等用材の伐採・使用等に對する制限禁止[2]、又檜その他竹木植栽の奬勵[3]等を相繼いで行ひ、明和年代に至つては檜・杉等挿木の時期・方法等をも令達[4]して極力それら用材の生産を圖り、尚ほ安永の頃には後々の便宜の爲め御林木の寸間調査[5]等も行つた。

1. 日本山林史に於ては江戸時代を次の三期に區分する
前期　慶長より元祿に至る
中期　寶永〃天明〃
後期　寛政〃慶應〃
2. 憲教類典二十八、甘露叢自四十七至四十九、令條秘錄六上、御定書、享保令典永鑒二十四、同二十九、地方御定書四、天保集成十九、近代式目四、御觸並御書付留四。3. 天保集成十九、御觸並御書付留四、憲法部類乾。4. 近江信樂杉原文書、禁殺鑒祥錄。5. 自寛永四年至寛政十二年御觸留四、自寛永二十年至寛政十二年御觸留四。

京都大火に付檜材賣買禁止

天明八年には京都大火の爲め、幕府は公儀御用以外一切檜材の賣買を禁止し、他の樹種に對しても賣出並びに高價賣買を禁止するに至つたが[1]、當時の災害は又格別であつたので、全國各地の檜材拂底の誘因となり盡山となるもの相次ぐ狀態であつた。

各地檜材の拂底

寛政年代に入つて京都に於ける檜材賣買は解禁[2]されたが、それ以後も尚ほ火災・震災・暴風等屢々訪れて檜材拂底の原因ともなつた。しかしそれら災害の都度材木の値上は禁止[3]されると共に、幕府も將來を慮つてか、苗木植栽の事[4]等に就き令達し奬勵した。この頃には外船の我が沿海に寇するものあり、國内又尊王攘夷の論擡頭する等あつて世情漸く騷然とし、國防の必要を痛感したが、一面諸外國との通商を望む者も出る樣になり、海上交通も瀕繁となつて、交々多くの船舶を要するに至り、造船用檜材の需要は加つた譯であつた。然るに當時飛驒・信濃・紀伊・大和・三河・遠江・武藏・伊豫・甲斐等各地の檜の大材は大方伐り盡されて居り、殘るは小材のみで[5]、造船に役立つものも多くはなかつたと考へ得られるに拘らず、嘉永六年に至つて幕府は

苗木植栽

材木の値上禁止

各地檜材の狀況

大船建造解禁

荷船之外大船停止之御法令ニ候處、方今之時勢大船必用之儀ニ付、自今諸大名大船製造致し候儀御免被レ成候間、作用方幷船數共委細相伺、可レ受二指圖一旨被二仰出一候、尤右樣御制度御變返被レ遊候ゐも、畢竟御祖宗之御遺志御繼述之思召より被二仰出一候事ニ候間、新宗門御禁制之儀者彌以如二先規一相守、取締向別ゐ嚴重可レ被二相心得一候[6]

と達し大船の製造も許可するに至つた。

此處に於て諸藩の大船を造るもの續出した事は想像に難くなく、檜材の用途も一時に加はり、各地の殘檜は引續いて伐採され、萬延の頃國内の過半は盡山[7]となつたので、現今我國各地に存立して天然林と見做されて居る檜林[8]は大部分この時伐り殘された不良木か幼稚樹の成林したものと

1. 天保集成九十四、憲法類集十三、公儀御觸留七十二、御書付部類分。2. 御書付部類分。3. 天保集成八、同十四、同二十四、同二十七、同二十八、同九十五、公儀御觸留七十八、同八十二、同八十五、同百十八、同百二十六、同百三十九、同百四十、舊政府御達留三十、同三十七、同三十八、憲法類集十三、憲法類纂、天保法制上、諸事留十九。4. 牧民金鑑九、御觸並御書付留、享和文化文政度御觸御書付留。5. 諸木聞見錄。6. 公儀御觸留百三十七、舊政府御達留三十二。7. 大日本山林會報第百四十一號 8. 帝室林野局林業試驗報告第二卷第一號、同第三號、校正大日本植物帶調査報告及圖表。これらの檜林は當然江戸時代から存在して居た譯であるが重複を避ける爲め次章に於て記載する。

推想し得る。

麥島城修理に檜材の提供
檜物奉行檜物屋
插杉植檜の制
材木拂底
取分植科代植の制を追加

第一款　九州

檜の天然生のものは兎に角、植栽に據つて生立して居たものは殆んど九州全土に亙つて廣く存在した樣で、中央部及びその他の山地は勿論對馬等の島嶼にも及んで居たが、就中肥後國（熊本縣）球磨郡・益城郡・阿蘇郡、日向國（宮崎縣）諸縣郡等には天然生のものと共に人工植栽の檜が森立して居た。しかし九州を概觀すれば檜はその北部より南部に多く、又西部より東部に多かつたと云ふ事が出來る。

肥後（熊本縣）

球磨郡（人吉藩）一帶は山岳四圍に重疊して球磨川を養ひ、古來鬱蒼たる森林に惠まれて居たので、江戸時代の當初同地には檜が相當に存在して居た爲め、元和年代藩用以外に尙ほ隣藩の麥島城修繕に當つて檜材を供給した程であつた。しかし降つて元祿年代同藩の記錄[2]には、檜物奉行・檜物屋等の名稱があるのに鑑みれば、檜材等の利用は當時相當盛んで、それを取締る役人を必要としたと思はれ、從つて後々に備へる爲か又は漸次これら材木の不足を感じて來た爲めであるか、藩は同年代中に「指杉植檜」の制度を定め[3]それを實行させて居た。

尙ほその後も藩は引續き檜等の人工植栽を奬勵したが、一面材木は追々拂底[4]して來た爲め、從來の春定指杉植檜[5]・御奉公指杉植檜等[6]に、更に取分植[7]・科代植等[8]をも加へて極力檜杉林の造成に努め、時々林を見廻つて造林の成績等を調査記帳[9]し、又伐採に當つては五尺廻り以上のものに限り許可する等の制限[10]を設け、或は課稅[11]する等して、その保護も怠らなかつた。それにも拘らず安

1. 肥後國誌下。 2. 明細格錄寫。 3. 從安永三年至文化十二歲萬留帳。 4. 舊記拔書。 5. 從安永三年至文化十二歲萬留帳。 6. 御奉公指杉檜植附場免手形之扣。 7. 舊記拔書、享保四亥年七歩三指杉帳、御用記書拔、五歩拜領杉檜植附場免手形之扣。 8. 科代插杉檜帳、舊記拔書。 9. 從安永三年至文化十二歲萬留帳、御奉公指杉檜植附場免手形之扣、科代挿杉檜帳、七歩三指杉帳。 10. 人吉藩林制沿革史。 11.御用記書拔。

檜杉拂底
檜を御用木の一とす
諸山伐盡し材木拂底
諸山荒廢の取締嚴達
檜杉等植栽奬勵
植栽稍々衰へ濫伐に陷る
大矢和仁兩御山植栽
造林事業最盛
造船用櫻檜材不足

永の頃には又檜・杉拂底となり、公の修理の場合でも切板葺の所を小板葺にしなければならぬ程になつたので[1]、藩では積極的にその增殖を圖つて、山方を改革[2]し、森林の調査[3]等をも度々行つたとはいへ、檜杉材は相變らず拂底[4]を續けて居た樣である。

尤も前々からの種々な方法による檜・杉等の人工植栽[5]は、領內各所で繼續して行はれ、在來のものと共に檜は御用木[6]の一として特別の保護を受け、伐採等も以前同樣制限を附する等[7]して、專ら用材生產を目的として育てられたが、一面種々と伐採[8]もせられて後期の初め頃には「諸木山段々伐盡し拂底に及」んだ事もあつた。その後も以前に引續き藩は屢々領內の檜・杉等の有用樹種を調査[10]して本數・大さ等詳しく記し、他日の便宜にすると共に保護取締の資にも供し、ひたすら檜・杉等有用材の造成に意を注いだ。

球磨郡を除く他の諸郡（熊本藩）では寬永の頃は檜・杉の人工林は甚だ少く、殊に檜のそれは殆んど無かつたものの樣で、多くは原生林の樹木を以て各種の用材に充てたと思はれる[11]。しかし延寶年代に至つては、諸處の御山が荒れて來たので、藩はその取締を嚴達[12]した。これより先、寬文年間を始めとしてその後大いに檜・杉等の植栽を奬勵すると共に、度々令達[13]を出して濫伐の弊を除くに努めた。

寬保・寬延の頃に至つて植栽の事業稍々頓挫し、却つて濫伐の弊に陷つた樣で[14]聊か林政弛廢の觀があつたが、寶曆年間に至つて再び刷新せられ、木原某の大矢御山及び瀨上某の南關手永和仁御山等[16]への檜・杉植栽を始め領內各處に植栽の事業起り、寬政・文政の頃は造林最も盛況[17]を極め、爾後林政上順調に進んで明治年代に至つた樣である。それにも拘らず天保年代には造船用櫻檜材の不足[18]を告げ、その仕立方に就いて藩は特に注意をしなければならなかつた。當時檜・杉

1. 安永四乙未年杉檜之格錄。 2. 人吉藩林制沿革史。 3. 從安永三年至文化十二歲萬留帳、御奉公指杉檜植附場免手形之扣。 4. 相良文書。 5. 文化三丙寅年賞帳、從安永三年至文化十二歲萬留帳、文化三丙寅年罰帳。 6. 文化四午明細記、明細記。 7. 寬政八辰年拜領山支配山之事達、預リ山拜領山支配山之事達控、明細記。 8. 從安永三年至文化十二歲萬留帳。 9. 文化四年明細帳。10. 御奉公指杉檜植附場免手形之扣、文化五甲子春紙上元五歩指杉檜帳、七歩三指杉場見分帳、御家中山林帳、明細記、林方御用帳。 11. 肥後藩林制沿革史稿。 12. 肥後藩林制沿革史稿、延寶八年二月御郡方ニ被仰出候覺。 13. 延寶八年二月御郡方ニ被仰出候覺。 14. 肥後藩林制沿革史稿。 15. 寶曆十三年先祖付竝御奉公一卷、山林共進會報告屆歷之部。 16. 肥後藩林制沿革史稿、山林共進會報告屆歷之部。17. 肥後藩林制沿革史稿、寶曆十三年先祖付竝御奉公一卷、寬政二年八代日記、安永十年御開御建山帳。 18. 木山宮御札、天保三年以後御達記錄。

檜材献上
檜木檜物師
檜底樽の他國出禁止
檜津口銀定
檜の他國出禁止
檜植栽
檜を御用木とす
日向諸縣郡檜植栽
後藤伊左衞門
山元莊兵衞
部一山
産物仕立定式税

のみの植栽に意を注いだ結果、安政年代には薪拂底[1]となり後年の心配すら生ずるに至つたのである。

薩摩・大隅（鹿兒島縣）及び日向（宮崎縣）

日向國の一部以外は鹿兒島藩に屬した。同藩に於ては寛永二十年江戸城修築の爲め檜材木を献上[2]したが、領内では慶安三年檜木檜物師に運上[3]を申付け、又延寶五年には檜底樽の他國出を禁じた事等から見れば、領内の檜はその頃既に保護しなければならぬ程の狀態にあつたと思はれる。

その後、中期に至つても、檜に對して津口銀[5]を定めて領外搬出を防ぎ、屋久島では檜の他國出は勿論、その伐採も事情に據つては禁止[7]し、或は檜用木賣買直成を極める等して專ら檜の保護に努め、一方領内に檜の植栽[8]を行はしめて居た。

後期に至つて同藩は又檜を御用木[9]の一として保護を加へ、伐採・他國出等に就いて課税[10]し、その仕立方にも注意[11]した爲め、殊に領内たる日向國諸縣郡では檜の植栽[12]が盛に行はれた。即ち同郡高城村の後藤伊左衞門[13]の如き天保以來天然生檜杉苗を採收・培養して繁殖を圖り、安政六年には尾張及び紀伊より檜・杉の種子を購入し、苗圃を作つて養成し希望者にも頒つ等したので、その爲め該村の林業は天然林より人工造林に進展したと稱せられ、又山元莊兵衞[14]の如き藩主の命を受け、一身を抛つて同郡高岡郷で檜・杉・松等の植栽に從事する者もあつた。それらの結果、慶應の頃には檜を山産物[15]として他國へも出すに至つた。

尙ほ日向國那珂（飫肥藩）・兒湯（米良及び高鍋藩）・臼杵（延岡藩）の各郡内には何れも檜は存し、それに關する部一山（高鍋藩）産物仕立定式税（延岡藩）等[17]の諸制度もあつた。

1. 安政二年覺帳。 2. 薩藩舊記增補三十一。 3. 莊内地理志四十五。 4. 鹿兒島御廻文留。 5、天保二年十一月山方要記。 6. 7. 享保十三年屋久島手形所規模帳。 8. 9. 10. 天保二年十一月山方要記。 11. 山元氏記錄十。 12. 種樹壽槙鑑。 13. 宮崎縣嘉積誌、造林功勞者事蹟（舊藩時代）。 14. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部、宮崎縣嘉積誌。 15. 山元氏記錄十。 16. 薩藩時代ニ於ケル森林、山元氏記錄十一、日向雜記、帝國林制史。 17. 帝國林制史。

檜召上献上に代錢下與
仕立檜等百七十五萬本餘
檜植付
亂伐盜伐
材木板類の他所出停止
釘宮吉平
佐藤甚兵衞

北海部・大野・大分三郡の一部は臼杵藩領であつた。同藩には元祿十年「祇園神社殿修覆御用之檜材木云々」[1]の記錄があり、寶曆年代には大野郡波津久村兵左衞門屋敷内にあつた檜を御用の爲め召上げて代錢四拾目を下與[2]し、北海部郡火振村の彌八は下刈山の内に檜を仕立てて献上し鳥目五百文を下賜され[3]、大分郡横尾二目川村又兵衞は年々檜杉苗を仕立てて献上し[4]、又明和年代には藩は大野郡塚田村藤内所持の檜木を造船用として買上げ[5]、同郡細枝村の山守傳兵衞が檜苗を献上したのに對し代錢を下與し[6]、同郡向野村孫三郎がその屋敷内の檜木を差上度き旨申し出[7]で、安永年代には細枝村四郎左衞門が檜木百七十五本差上げて錢札五匁下與され[8]、尙ほ又、安永七年から天明八年に至る間に山林方役莊田今右衞門の盡力[9]もあつて、領内で仕立てられた檜・杉・松等が百七十五萬本餘あつた事等から見れば、當時領内には檜特に人工植栽によるものが相當に存在した樣であり、又一面安永年代北海部郡福良村山守甚助が檜苗八十本と枯楠一本と替木を願ひ出たり[11]、末廣山下本地荒畠を檜杉苗仕立場所に許した等[12]によれば檜の植栽を奬勵して居たと思はれる。

その後も領内には各地に檜の植付[13]も行はれ、その結果による良好の人工林[14]もあつた。そして藩は檜製品の價格[15]を定める等して間接にも檜の保護をしたが、亂伐・盜伐等[16]が屢々行はれた上、諸普請等の爲めの伐採願[17]もあつて、安政年代には材木拂底となり、當分材木竝びに板類の他所賣出の停止を申付け[18]なければならぬ程となつた。しかし一面山林方附屬釘宮吉平[19]の如きは嘉永三年以後年々五十萬本宛檜・松・杉等凡五百萬本を三重郷へ植込み、その撫育に努めたものもあつた。

その他日田郡（幕領）[20]、速見（日出藩）[21]玖珠（森藩）[22]各郡の一部及び直入郡大野郡の一部（岡藩）[23]等に檜を産出したが、南海部郡直見村（佐伯藩）の大庄屋佐藤甚兵衞[24]は寶曆より明和にかけて荒廢地へ檜・杉を植付け、又藩へ獻納した事も五回に及びその數二萬八千八百本餘に及んだ。

1. 元祿十丑年日記。 2. 寶曆年中日記上卷。 3. 4. 寶曆年中日記下卷。 5. 6. 7. 明和年中日記。 8. 安永年中日記下。 9. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。 10. 天明年中日記。 11. 安永年中日記。 12. 天明年中日記。 13. 寛政年中日記山方之事、寛政年中日記八。 14. 寛政年中日記八、文政史捷六、天保史捷六上、御會所日記天保年間、弘化四年八月御山牒。 15. 龜城寶鑑六。 16. 文政史捷六、天保史捷六上、御會所日記天保年間。 17. 安政二年諸願達寛物留帳、文久三年諸願達寛物留帳。 文政史捷七、同八、天保史捷三、同四、同七。 18. 安政七年留書。 19. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。 20. 山元氏記錄十一。 21. 舊藩官林取締方法調書。 22. 山林無護僧行調書。 23. 山元氏記錄十一。 24. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。

檜皮葺

七三の取分

山々荒廢

過代植

彦山等檜

取分を五五に改正

御留木

山野格別荒廢

豐　前（福岡縣東部及び大分縣北部）

企救・田川・京都・築上等諸郡は小倉藩に屬した。享保九年同藩が定めた諸職人の作料中に檜皮葺[1]に對するそれがあるのに據れば、當時既に檜皮葺專門の職人が存在して檜皮も相當に利用されて居た事と思はれる。同十六年には檜その他植物何に限らず、田畠牛馬繫場等に故障のない地を見計らつて植栽を願出たものには、七・三の取分とする旨を令達[2]して、檜等の植栽を奬勵して居るのを見れば、追々材木の拂底を感じて來て居たかと考へられる。しかしその後寶曆年代の調査によれば、領内には御用木として特に保護を加へて居る檜も[3]、又その他のもの[4]もあつたが、當時は殊の外山々が荒れた[5]樣で、藩としては極力その保護に努め、一面百姓等に檜等植栽の有效なる事を說いて空地等へ植付を奬め、又時折山々の御用木等の調査[7]も行ひ、求菩提山で檜を無願伐賣した場合には過代植を命ずる[6]等して、保護・取締を圖つた。降つて寬政五年には檜・杉の仕立に就いて觸[9]を出して、その植栽を奬めた事も手傳つてか、以後領内諸處に檜の植付[10]も行はれたが、又諸普請等の爲めの伐採[11]もあつた。しかし天保年代領内には檜林と名附け得る程の純林はなかつた樣で、彦山・求菩提山・香春嶽等では檜は松・杉その他の雜木と交り立つて居り、その外の山々は總べて松雜木勝であつた樣[12]である。それより後、藩は諸木の取分植を從來七・三であつたのを五・五[13]にして植栽を奬め、尙ほ諸處の山野を改め調査[14]して特に御留木[15]は詳しく記帳し、他の檜と共に保護手入れ[16]を加へて無願伐採等[17]は罰し、更に檜材に對する運上を改める[18]等したにも拘らず後期の末には領内の山野は格別伐り荒され檜をはじめ竹木は一般に乏しくなつて居た。[19]

尙その他下毛・宇佐兩郡の一部（中津藩）から檜・杉・松等の產出が[20]あつたから同領内には多少の檜が生立して居たのであらう。然し奧地なる他領の產出もあつたことと思はれる。

1. 享保六丑年四月ヨリ御條目。2. 享保十六年五月御條目。3. 寶曆八年安武手永上リ山藪仕立山御用木御改帳、寶曆八寅年築城郡椎田手永椎田村寅年山方御改帳。4. 寶曆八寅年築城郡椎田手永椎田村寅年山方御改帳、寶曆八年寅二月角田手永御山方御改帳。5. 御條目寫帳。6. 郡方大綱秘記。7. 天明二年寅五月上毛郡御山方寅改帳、天明上毛郡三毛門手永村々山方御改帳上。8. 求菩提山一件。9. 杉山御仕立ニ付村々ヘ觸出シ書。10. 寬政元年酉十月上毛郡御仕立杉山藪々苗床植附帳、享和二年上毛郡杉山寄帳、寬政五年築城郡杉苗假植附並代錢差引帳、寬政五年築城郡中百姓仕立杉山帳、寬政九年上毛郡中仕立杉山帳、寬政八年築城郡新立山御改帳。11. 天保八稔酉御用日記、天保九年御城御用材讀帳面目錄、天保十一年御燒失ニ付材木讀品差上人數書上帳、天保十三年寅御用日記。12. 天保九戌歲巡見上使御通行一件。13. 弘化三年山方觸書寫、元治元年山方觸書。14. 15. 弘化三午年五月章都郡久保手永御山鑑、弘化三年仲津郡村々御留木等午御改帳、嘉永六年仲津郡村々山鑑御改帳、安政二年卯御用日記。16. 長井又藏手永辰御用日記、慶應三卯年御郡方支配役々勤方心得書。17. 賞罰記。18. 慶應三年產物御運上御上納御仕法書、慶應三年諸運上定御法帳、慶應四年芸島椎田八屋宇島川口運上取立御法帳。19. 勸農並心得書。20. 山元氏記錄十一、中津藩林政沿革資料、山林知識慣行調書。

六木

百姓屋敷四壁廻りを檜等に仕立替

苗木無代下附

御立山

檜は實生苗を用ふ

檜植栽

山林伐盡

筑　前（福岡縣）

寶永の頃檜は國内（福國藩）所々[1]にあつた樣であるが、寶曆年代寶滿宮御寄附山の諸木が猥りに伐採された爲め、藩は「杉・檜・椴・楠・槻・ユスノ木」等六種の樹木は勿論、その他の雜木でも伐採する場合は、御寄附山にても屆出て許可を受けるべき旨を令達[2]する等して、國内の檜等を保護し、又明和四年に村々百姓屋敷四壁廻りの雜木・柴をば用木たる檜等に追々仕立替[3]へすべきを命じて檜等の增殖を圖つたのは當時竹木拂底[4]になつて居た故であつた。

その後も藩は檜等の植栽を奬勵し、雜木の繁茂した場所でも檜・杉を植栽する事を願ひ出づる者があれば、立木の半を與へ、且つ苗木を無代下附[5]する等した。その影響もあつてか爾後國内には諸處に檜等の植立場[6]所も出來た。

筑　後（福岡縣）

浮羽・八女等諸郡には年々久留米藩に於て檜・杉・松等を植栽する御立山[7]があり、柳河藩にては毎年檜・杉十萬本以上を植栽する目的で杉は挿木とし、檜は實生苗[8]を用ひて居た。

肥　前（佐賀縣及び長崎縣の一部）

小城郡（佐賀藩）では元祿年代に山内の竹木を多く伐り出した爲め、山荒れ檜・杉等の植立を要するに至つた箇所[9]もあつたが、後期に至り諸處に檜の植栽[10]も行はれ、枯木等は一々屆出でさせる等[11]して、用木の生產等に專ら注意して時々その御改め[12]もあつた。然し城普請その他の爲めの伐採[13]も行はれた樣である。

對　島（長崎縣の一部）

國内（嚴原藩）で、享保の頃御用竝びに私用の爲め、山林は伐り盡されて諸材木の取出しはなく

1. 筑前土產志卷之下。2. 御山御法合。3. 御書出、吉田氏記錄中。4. 記錄上。5. 帶國林制史。6. 慶應元年壯五月山御法竝御達類寫、苗木植立書止。7. 福岡縣林業一班、帶國林制史。8. 福岡縣林業一班。9. 元祿二年巳正月ヨリ同六年酉十月迄日記。10. 文政九丙戌歲日記、伊萬里鄕村々御立山々杉松仕立、天保六年御境目方御山方御用日記、嘉永五年子正月御山方日記三番、天保二年卯三月山内鄕中村指杉控帳、嘉永三年小路方等後覺。11. 文化二年日記覺、天保十二辛丑正月日記、文久二年日記、文久三年日記、天保十年御役所日記。12. 自弘化二年至弘化三年片岡日記、伊萬里鄕村々御立山々杉松仕立。13. 寬政九巳年日記、寬政十一未年日記、文政十一子九月ヨリ御小物成役所日記。

植檜

檜苗木下附
檜蒔付植付
領内産物の一

白髪山野根山
貢献用材伐採
國内盡山

なつたが[1]、その後、國内諸處に檜・杉の植付[2]も行はれ、尙ほ明和六年には山野の檜・杉の木數を改め[3]、又天明年代には檜その他の取扱・仕立方等に就き杉山掛へ令達[4]を出して居る等によれば、檜等の生育に就いて特に關心を持たなければならぬ狀態にあつたと思はれる。同年代更に仕立檜杉の調査[5]も行つて居る。

尙ほその頃領内各村へ檜苗木の下附等[6]の事もあつた外に、後期に入つては檜の蒔付・植付も各所に行はれ[7]、文化年代には領内産物の一と記載[8]される迄に至つた。その後、檜材の伐採[9]もあつた反面に又間伐[10]を施して林木の成長を圖り、又は他日の爲め植栽檜の本數を調べる[11]等して專ら用材の生産にも意を注いだ。

第二款　四國

四國山脈によつて當地方を南北に二分して見れば、檜は天然生のものも人工植栽によるものも、その南半に極めて多く北半に少かつたと云ひ得る。事實その南半には殊に檜の多い土佐國（高知縣）の諸郡特に白髪山あり、又檜の名産地たる阿波國（德島縣）奥木頭・祖谷山の兩地方を控へて居た。これに對し北半には殆んど著しいものはなかつた。

土佐（高知縣）

土佐國（高知藩）は白髪山・野根山等の檜産地[12]を控へ、豐臣時代木材生産に就いては全國第一[13]と目されたが、慶長五年山内氏入國以後藩用並びに夥しき貢献用材伐採[14]の爲め、藩主忠豐の頃には用材[15]として利用し得べきもの極て少く、明暦三年江戸城本丸炎上の折も、國内は既に盡山となつて檜・杉の用材に供し得るものも少く、「有合之材木」の献上[16]を申し出なければならぬ程であつ

1. 木庭伐リ明並公役銀上納之儀ニ付八郷奉役中ヘ相尋候返答書。2. 杉山覺帳。3. 明和六己丑年杉檜木數改帳、明和六年己丑年杉檜木數改覺帳。4. 杉山掛ヘ申渡覺。5. 御仕立杉檜帳。6. 杉苗檜苗樅椹苗八郷被成下覺。7. 杉山覺帳、御仕立物方植付留、諸山植付帳。8. 津島紀事。9. 御作事方渡帳、御仕立物方諸色賣帳。10. 御仕立物方諸色賣帳。11. 古木檜木御有數書上帳控。12. 和漢三才圖會。13. 大日本農政報編、南路志。14. 南路志。15. 御當家年代記。16. 忠義公忠豐公御代御材木並石御献上。

伐採制限
檜植栽
御留山調査結果

林況調査

山林大要定
山方定目

た。此處に於て藩は林政の改革を行ひ[1]、檜その他の伐採に制限[2]を加へて山林の保護に努め、尙ほ一面領民に檜等の植栽[3]を半ば强制的に行はせた。當時國内山林の狀況を知つて將來に資する爲めであらうが、寛文四年藩は土佐國西半部の御留山百九十三ヶ所に就いて調査した。その結果[4]を見るに、木數合せて十七萬二千八百四十五本の内檜は十萬三千三百七十六本で約六割を示し、尙ほその内一萬九千五百二十本は大宍料平物に、七萬四千九百五十一本は小宍料角に、又八千九百五本は小檜曾押取角になる木であると書き上げ、その外に檜榑木七百三十七本が記されて居る。尙ほ同方面の堂宮林にある木數合せて七千六百四十一本の内檜一尺より一丈二尺廻りまでのもの、三千五百十三本で約四割六分を占めることとなつて居て、檜の數は可なり多い。その後天和三年から翌貞享元年にかけて行はれた林況調査の結果[5]は、詳細には〔御材木積帳〕・〔御留山改帳〕・〔御留山帳添目錄〕・〔御用木山改帳〕・〔御用木山帳添目錄〕・〔御用木山目錄〕・〔御用木帳〕・〔中郡口山分御留山目錄〕等の帳簿に記載され、又大體には取纒められて〔御留山惣目錄〕として殘された。これら及びその他各郡の〔御山牒〕に據る時は、當時檜は領内各郡に無い處はなく、その蓄積も往時程にはなくとも亦少くはなかつた樣であるが、それら結果の二、三を拾つて見れば、長岡郡の御留山四十三ヶ所に就いて立木數十一萬八千三百九十七本の内檜は四萬六千三百五十二本で約三割九分、土佐郡・長岡郡・安藝郡の御用木山二十一ヶ所に就いて、御用木になる立木數五萬三千九百十本の内檜は三萬五千本を越えて、六割五分を下らず、又高岡郡・幡多郡の御國用山の内のみで御用木になる檜立木は一萬五千本あつた。これらのみから見ても、檜は當時必ずしも少くなかつたと考へ得るが、藩當局は尙ほ一層林政に意を用ひ、元祿年代に至つては「山林大要定」・「山方定目」等の法令を發布して、山林の保護・取締その他に就いて詳しく規定し、檜を留木の

1. 舊土佐藩林政史。2. 元文五申年六月香我美郡支配預山並御留山控、寛文三年御改替記、山林諸木並竹定、御郡方新古御條目下、寛章簿山方之部、御國中在々掟。3. 弘瀦御掟、寛令錄一上。4. 西山分御留山立木見分帳。5. この調査は天和三年現在の留山に明所山の留木を加へて調査の眼目とし當時の調査殘さなつた幡多郡の一部を元祿四年の調として之に加へたものである〔舊土佐藩林政史〕。6. 御留山改帳。7.「木口指渡八寸以下の小ひそ并鍾木ハ除」〔御留山改帳〕。8. 御用木山帳添目錄、御用木山目錄。9. 御用木帳。

貢獻材輸出材の伐採
禁裏御用材獻上
檜植付
恒續作業
檜伐採禁止
檜杉伐出解禁
祖谷山
檜材使用制限
檜尖料

一として特別の場合の外、伐採を嚴禁し、藩用その他の木材の生産に努力した。一面貢獻用材及び他國への輸出材[1]の伐採は當時の土佐檜材の名聲[2]も手傳つて相變らず續いた樣である。

以後伐採は寶永五年に禁裏御用材として獻上[3]した二萬本餘の内に一割六分餘の檜を含んで居る以外に、藩用として又は他國向として伐採したものも少くはなかつたであらうが、それらに就いては明らかでない。しかし一方前期後半に於ける藩の山林に對する積極的方針に影響され、領内各地に檜の植付[4]が行はれて、天然生の苗木と共に保護され育成された。從つて檜は領内各地に散在し、又は林をなして存在したのである。

降つて後期に至つても檜植付[5]の事は引續き行はれ、前期以來の檜杉林の天然更新による恒續作業[6]の結果と相俟つて各郡内諸處に美林を形成した。

阿　波（德島縣）

阿波國一圓を占めて居た德島藩は元和八年「爲二公義御用一」として太粟山の檜・杉の伐採を堅く禁じ、又これより先慶長十四年にも「鶴林寺山にて杉檜不レ可二伐採一旨」の定書[8]を出して居る事、及び降つて承應三年海部郡の百姓共に木頭山にての檜・杉伐出解禁[9]をして居る事等より見れば、當時國内には祖谷山[10]等の檜産地があつたとはいへ、必ずしも檜等の用材に惠まれて居たとは考へられない。それ以後も制禁は決して弛められたのではなく、藩としてはその保護に努め[11]た。それにも拘らず用材は減少するばかりであつたらしく、元祿二年には募命により檜材の使用に甚だしい制限[12]をさへ加へたが、同八年には海部郡では盡山にならんとした處すら生ずるに至つた。

その後領内には諸處特に南西部山地に檜が多く生立して、祖谷山村[13]の如き可なりの檜尖料を納めた處もあり、領内の檜は天然のもののみならず人工のもあつた。[14]

1. 豐昌公御代御材木御獻上、豐房公豐隆公御代御材木御獻上、御當家年代記。 2. 類聚土佐故事。 3. 和漢三才圖會。 4. 豐昌公御代御材木御獻上、豐房公豐隆公御代御材木御獻上。 5. 高岡郡御山帳、元文五申年安喜郡支配預リ山並御留山預牒、高岡郡御山並明所山牒、高岡郡支配預山並御留山根居帳、幡多郡御山牒、安喜郡生膏牒、 安喜郡改正御山牒、長岡郡御山帳、奥内郷御留山。 6. 長岡郡御山牒、長岡郡支配預山並御留山預リ共、幡多郡御山牒、高岡郡支配預山並御留山根居帳、高岡郡御山牒、高岡郡御山並明所山牒、安喜郡生膏牒、地中有形請差出寫、本田新田永代讓渡並伐畑永代賣渡年限宛儀入共控、安喜郡改正御山牒。 7. 舊土佐藩林政史。 8. 御代々樣御書寫。 9. 阿淡年表秘錄一。 10. 以奉御家老中御兩國江被中出書附之留、類別編年目次。 11. 御藏所記錄智、祖谷山御年貢材木差引覺書。 12. 以奉御家老中御兩國江被中出書付之留、南方郡所記錄郡分頭書、吉田文書。 13. 御記錄ろ二。 14. 御藏所記錄智。 15. 御記錄は四、筏問屋請所廢止願、山田織郡上リ林積帳、御藏所記錄智。 16. 御藏所記錄智。 17. 筏問屋請所廢止願。

檜植付
原田辰次郎
檜の人工植栽
檜の取締
普請等の爲め伐採
檜植付
檜繩

尙ほ後期に至つても藩は山林の保護を忘らず、以前と同樣檜の植付も行はせ、又民間でも麻植郡川田村の原田辰次郎[2]の如き進んで植付に努力した人も現れた爲め、人工林も各處[3]に出來た。これも檜材利用[4]に伴ふ後々の不足を補はん爲めの方策であつた事はいふまでもない。

伊　豫（愛媛縣）

宇和郡（宇和島藩）では江戸時代以前既に檜等の人工植栽[5]が行はれて居たが、その後延寶五年に檜その他二・三の樹種に就いて藩は殊に嚴重に取締[6]らせた。しかしその捉も徹底せず、元祿十年に至つて又も同樣な取締令[7]を出さざるを得なかつたのを見れば、當時既に同藩領内には利用し得べき檜が多くはなかつたと思はれる。

降つて中期には檜の植付[8]によつて生立たせた林もあつたが、他面各處の普請等[9]の爲め伐採されるものも少くなかつた。しかし藩は前期同樣依然取締をゆるめず嚴罰[10]をもつて臨み、檜の保護に努めた。

尙ほ藩は後期に至つても引續き各種の方法によつて檜の植付[11]を行はせた。これは大風等による損木の補ひもあつたが、諸種の用途[13]の爲めの伐採の增加によつて將來される不安を減ずる爲めでもあつた。[14] かようにして藩は天然生の檜に植付のをも加へて細心育成[15]し、將來の需要に應じようと努力した。それにも拘らず領内には檜が少なくて日常の用に不便を感ずる處[16]もあつた。

その他溫泉郡（松山藩）にも檜は生育し且つ利用されて居た記錄はあるが、詳細は不明であり、新居郡内（西條藩）[18]でも檜は植栽されて居り、前々からも殘つて居た樣であるが、後期に至つては山中の檜を伐つて檜繩をなひ渡世して居る村もあつた。尙ほ又越智郡内（今治藩）[19]でも藩は檜等に意を用ひ領民に諸處に植付させ監守培養せしめて居た。

1. 天保十一子歲より田畑竹木林之部。 2. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。 3. 從天保十一年恩賞之部。 4. 田畑竹木林之部六、御境目川口出入之部。 5. 造林功勞者事蹟（舊藩時代） 6. 萬御控永代牒。 7. 8. 自寛文二年至天明四年記錄書拔。 9. 自天明六年至文政八年記錄書拔、自寛延三年至明和六年山方。 10. 自寛文二年至天明四年記錄書拔。 11. 自文化八年至嘉永元年御用場日記、自弘化二年至安政六年御用場日記。 12. 自弘化二年至安政六年御用場日記。 13. 自弘化四年至安政六年山方之事雜、自萬延元年至文久三年御用場日記、自文化八年至嘉永元年御用場日記、自弘化二年至安政六年御用場日記。 14. 自弘化二年至安政六年御用場日記。 15. 自弘化四年至安政六年山方之事役所。 16. 自文政九年至弘化元年御用場日記。 17. 風早郡手鑑摘要。 18. 西條誌。 19. 帝國林制史。

石谷源左衞門

久本平左衞門

檜苗下附

第三款　中國

中國山脈を境としてその北方では檜は東部に多く就中因幡國八頭郡（鳥取縣）では天然生のものと共に人工によるものも亦多かつたが、これに反してその南方卽ち瀨戸内海に面した側では西部に多く特に周防國玖珂郡（山口縣）・安藝國佐伯郡（廣島縣）等はその産地であつた。しかし北方と南方と比較して何れに檜が多かつたかは判然としない。

因幡及び伯耆（鳥取縣）

因幡國八頭郡（鳥取藩）には明和年代三山口村林山に檜[1]はあつたが、文化・文政の頃より石谷源左衞門[2]は同郡智頭奥六十三ヶ村の庄屋に命じ、各その附近の平地・山地の別なく檜・杉の植栽を始めさせた。又その頃久本平左衞門[3]も彼石谷の命を受け那岐谷一圓並びに新見・毛谷及び白玉方面までその地の住民を勵まして檜・杉を造林せしめたが、その後天保年代に至つても尙ほ同藩領内大屋村・毛谷村等[4]に檜が植栽され、氣多郡古佛谷御山奉行は檜苗實の下附を植物方に願ひ[5]、宇部野山御植木場手入の節は檜杉枝折を入札拂[6]とし、尙ほ伯耆國久米郡（同上）でも御山奉行より檜苗等を村々へ下渡[7]して植付けさせる等して檜材の造成に努めた。降つて嘉永年代には檜等の植栽適地・植栽方法等を示し[8]、或は天然生の檜苗を寄植[9]させ、又は各郡苗場にて檜苗等を仕立て村々へ渡[10]して植栽せしめ、藩費植栽の檜枝は御建山根帳に登錄[11]し、尙ほ又、渡苗木總數並びにその代銀等を調べ[12]、或は苗木買上値段をきめる等直接間接に檜材生産を助長せしめた爲め、その後も領内各地に檜の植栽は續けられた[14]。

出雲（島根縣）

1. 山林覺牒。2. 3. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。4. 因伯御郡々新植場根帳。5. 6. 天保二年八月ヨリ植物方日記。7. 天保四年ヨリ植物方日記。8. 9. 嘉永五年植物方日記。10. 嘉永五年植物方日記、嘉永六年ヨリ植物方日記。11. 嘉永五年植物方日記。12. 安政二年ヨリ植物方日記。13. 安政六年ヨリ植物方日記。14. 日野郡史、慶應四年植物方日記。

諸木植付の令達

檜皮水役

田部長右衞門

若槻眞六

嚴島造宮用檜材を八幡山にて伐採

出雲一圓は松江藩の領有するところであつた。同藩では貞享三年令達[1]を出して「一宍道湖南北之灘近所茂ミ無レ之山々竝馬潟ヨリ吉佐迄、北者美保ノ關迄、茂ミ無レ之山々、松・杉・檜山ニ仕度望之モノ有レ之者、其所百姓持來之山タリトイフトモ其地可レ被レ下レ之、但持主ヘハ山ニ仕立可レ申斷有レ之者可レ任ニ其意一事」と述べて消極的ながら檜等の植栽を奬めて居る。降つて明和年代に又諸木植付の達[2]を出して檜・杉等の苗を養生し希望者には無償下附する旨を約し、尙ほ各所植立方その他に就いて規定し、專ら國産の增百姓相續の多足を圖つた。その後安永年代の裏判銀納之分浮役中には木挽・大工・桶屋と共に檜皮水役[3]なる名稱のあるのに據れば、當時檜皮の利用も少くなかつたかと思はれる。

後期に至つては、飯石郡吉田村の田部長右衞門[4]は寛政年代に古來より繁茂して居た自己所有の檜杉林を一時故あつて伐採したが、續いて檜・杉の造林をなし、爾後子孫相繼いで造林に努めた。尙ほ仁多郡龜嵩村の若槻眞六[5]も文化年代檜・杉の植栽を始めた。その後萬延元年には藩は百姓屋敷又は山林にて名木・大木の類は向後猥りに伐採すべからざるを命じ[6]、尙ほ檜・杉等の大木・名木を書上げさせてそれらの保護・取締に便じ、且つ又、植栽の檜等は勿論その他實生の松・雜木迄も撫育に努むべきことを達し[7]て檜等用材の生産に勵んだ。その爲めか明治の初年には各種の用途に供されるものもあつた[8]。

周防及び長門（山口縣）

文祿年間嚴島神社造營の爲め周防國玖珂郡八幡山（山口藩）に於て檜三百本餘を伐採した傳へがあるが[9]、同藩ではその後延寶七年檜・杉・松等の木、紺屋灰・竹・筍等手形を以て運送を許す旨を令して居るのを見れば[10]、檜材の利用も各處にあつたかと推想される。

1. 國會鄕射。2. 御用留。3. 桃義三郎留書。4. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。5. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）、山林共進會報告履歷之部。6. 大木書出書類。7. 御立山取締方達。8. 山方材木方御用留。9. 玖珂郡本鄕村風土記。10. 御書附。

德地滑山檜杉植栽

大坂苗購入

檜等の大木上木の使用移出禁止

檜等御用木は容易に伐採を許さず

檜杉植付を命ず

御園木

檜杉の植栽及び手入

檜は御用木故容易に伐採を許さず

八幡山より檜材伐採

降つて享保元年同國佐波郡德地滑山（同上）内等の荒地に檜杉苗を植栽せしめ、尙ほ年々春秋兩度に六萬本宛大坂苗を買求め、三田尻を經て搬入し、植栽に充てさせる事[1]とした。その他、領内には檜の生立箇所[2]もあつたが、延享年代に二十番山内にて檜・杉等の大木を記帳させ、大木・上木の使用移出を禁止[3]し、一面諸郡御立山に檜等を植栽せしめる等[4]、檜その他の保護・增殖を圖つた。明和三年には檜・杉等は御用木に付き給領山にても容易に伐採を許さざる旨を達[5]し、同八年には御立山の大木減少の爲め良木の多い山々は普通の場合禁伐とし、特に檜・杉等の利用多い樹木は土地相應の所を見立て吟味して植付ける[6]べきを命じて居る。又安永年代に至つて長門國美禰郡前山代・鹿野大潮・奥山代（同上）では檜等は長さ二間末口五寸以上は御園木として津端遠近の差別なく記帳を命じ[7]、尙ほ檜・槻・栢・楠等は拜領屋敷・給領寺社山の分以外は小木も御園木として登錄[8]する等して檜等の保護に當り、更に檜・杉・椴等植栽のものと天然生のものとを問はず成長する樣養護[9]せしめた爲めか、當時は國中に檜・槇・杉・椴等の良木も多くあつた樣であるが、天明年代に至つてはそれらも少くなり大方松許りになつた[10]。從つて御用その他の爲めの良木を他國から買入れる銀高は年々莫大の額に上つた故、藩としては將來は國内のみの生産で用を辨じ得る樣、每春檜・杉等の良木を植付け、よく守立てる事を念ずる[11]に至つた。

後期に入つては藩は檜皮葺の賃飯米等を定めたり[12]、又德地滑御立山・叶木御立山等へは寛政以後度々に亙つて檜・杉等の植栽及び手入を行はせ[13]、或は檜等は御用木なる爲め容易にその伐採を許さない[14]等して、極力それらの保護・生産を圖つたが、その後嘉永・萬延に至つても德地滑御立山への檜植栽は續け[15]られた樣であつた。しかし一面前記周防國玖珂郡八幡山では天保十三年（十一カ）紀州御用の爲め周圍六尺以上の檜二百四十四本、又その翌年には異船防禦の爲め軍艦建造用として

1. 諸書付九諸山事。2. 玖珂郡本郷村風土記、享保增補村記。3. 二十番山御書付。4. 引除銀仕法之覺。5. 6. 明和郡御書附。7. 8. 9. 10. 11. 御立山事十一。12. 諸色直段定書出。13. 德地等判滑御立山等良木植付帳。14. 御立山事十一。15. 德地滑御立山御仕法諸沙汰一件控。

造艦用檜材伐跡檜苗植繼

割木樹皮等搬出取締

八木無斷伐採禁止

御建山

御留山

御山方御用木

八田和三郎

安藝國佐伯等諸郡の檜林

周圍二尺より六尺五寸迄の檜三百五十三本が伐採されたが、その跡へは檜苗千本餘の植付が命ぜられた[1]。

安藝及び備後（廣島縣）

元祿十五年、安藝國佐伯郡古江村（廣島藩）へ出す諸材木・檜等の有用樹種割木樹皮等に對し同藩は搬出取締の令[2]を出して居るのに據れば、當時この方面には檜も可なり存在して居たかと解されるが、降つて享保年代には「御用木覺[3]」を發して松・杉・栗・椴・栂[ヒバ]・槻・楠と共に檜も御用木として「〆八木堅御法度」たるべき旨を傳へ無斷伐採を禁じた[4]。又寶曆の頃領内安藝國加茂郡八幡山[5]（同上）は松・杉・椴・檜・樫・雜木等を含む御建山であり、同郡明神山は松・杉・檜・栗・樫・雜木を含む御留山であつたが、同國佐伯郡（同上）には檜・栂・杉苗等を植栽[6]した所も諸方にあつた。かように藩は檜等を保護する一面植栽も行はせたが、天明年代に至つては享保度の御用木に更に杤・柏・槐・桑・弓木を加へて「御山方御用木[7]」とし、尙ほ桐・樫は御用木同然として取締つた。當時民間では佐伯郡玖島村の八田和三郎[8]は寛保度以來檜・杉を栽植してその蕃殖に腐心したが、子孫又よくその增殖に努めた。

しかしそれにも拘らず天保十四年に至り、又々檜等御用木は山所は勿論、家廻りのものも無願にての伐採を禁止しなければならなくなつた[9]のは餘程の事情からであつたと思はれる。けれども當時安藝國佐伯・山縣・高宮等の諸郡には蓄積等は不明であるが檜林の存在した記錄がある。

尙ほ備後では文化年代深津郡福山（福山藩）の土産中[11]に檜の名が擧げられて居たからこの方面にも檜林は存した樣である。

備　中（岡山縣）

1. 玖珂郡本郷村風土記。2. 學己集三。3. 加茂郡吉川村御建野山腰林丁間木數御改帳。4. 郡中村々粗觸候法度書。5. 賀茂郡御建山御留山並御立藪帳。6. 事蹟錄鑑。7. 廣島藩地方雜記。8. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部、造林功勞者事蹟（舊藩時代）。9. 御山方御書出し寫し。10. 學己集四。11. 福山志料下卷。

阿哲郡内（新見藩）では植栽樹種として槇・松に次いで檜・樫・杉が用ひられたのに據ればこの地方にも亦檜は必ずしも少くはなかつたと推想される。[1]

熊澤蕃山

備　前（岡山縣）

備前一國は岡山藩に屬して居た。熊澤蕃山[2]が同藩に仕へ、慶安三年には累進して番頭となり藩政に參與する樣になつてからは治水植林に意を注ぎ、禿山植林の實施法と、松山・雜木山・檜杉山の造成法を說き、併せて水源涵養を案ずる等して領内の檜杉林の增殖にも努めた。津高郡和田村の宮附檜山[3]は、御宮山神職和田村四兵衞が管理し、下草等も刈取り作廻もして來たが、天和二年にこれを御林として山守を置き、給米を與へたのは該檜山が藩として重要な意味をもつに至つたからであると思惟し得る。

津高郡和田村檜山

降つて寶永年代、前記檜山守の給米を加增[4]し、該檜山を一層注意せしめた。正德二年には大和國吉野の商人が來て同山の檜皮を採取し[5]、同御林は享保年代に十六町六反三畝歩[6]あり、その後も度々檜皮の採取[7]が行はれ、藩としてはその都度役人を派して取締[8]らせたのであつた。

山守

寶永頃邑久郡大ヶ島山[9]にも檜はあつた。その後文化三年に前記和田村の檜御林はその南接の民林を買ひ上[10]げ併せ加へられるに至つたが、これは當時藩の方針として民林中土地膏腹運輸便利で檜・松・杉等の良材茂生し、その養護に力を盡すときは益々良材たるべきものは、その持主の請願により相當の代價を以て買上げて居たからである。[11]

檜皮の採取

第四款　近畿

本地方では檜は主として紀伊・大和・伊勢・近江・山城・丹波等の諸國に產せられ、就中丹波

1. 岡山縣通史下編。 2. 山林共進會報告屬歷之部、造林功勞者事蹟（舊藩時代）。 3. 4. 5. 撮要錄一。 6. 備陽記二十。 7. 8. 撮要錄一。 9. 土壤山林竹木取締竝ニ斷訟拔書。 10. 撮要錄一。 11. 藩國林制史。

國桑田郡の如き皇室御料としての永い歷史を持ち、紀州高野山の如き古くからの植栽によつて名のあるものであつた。その他紀伊國牟婁郡・大和國吉野郡はその產額に於て他を壓して居た。これを概觀すれば檜はその南部に極めて多く、北部に少かつたのである。

檜等植栽

山林諸法度條々

紀伊及び伊勢（和歌山縣及び三重縣の一部）

紀伊國那賀郡及び伊都郡の中金剛峯寺領では江戸時代以前既に山内の五木松・又の尾・兒ヶ瀧・十五の尾・觀音辻・大瀧辻・桶谷・北嶽・杉の尾・辨天下・袈沙掛石・捻石・護摩壇・奧之院・天狗嶽等と稱せられる處及びその他へ檜・杉・金松その他の樹種を植栽したと傳へられて居るが、金剛峯寺では正德四年「山林諸法度條々」[2]を達して

○上　略

一　檜抹香之葉先年御定之事、

但し、堂守に相斷、堂守差圖にて枯木之葉袋俵持參り候ゐ可レ申レ取事、

附り、靑葉停止之事、

一　莊嚴ニ付杉葉・檜葉堂守以ニ見分を一差圖こゐ遣可レ申事、

○中　略

一　勢組五ヶ村極印令ニ免許一候上者、椴・栂・松・杉四木爲レ伐レ之可レ申事、

但、槇・檜二木も三日以前堂守へ相斷、其上こゐ堂守所持之極印打レ之通し可レ申候、無レ左候も追落取可レ申事、

一　野川村槇・檜・杉三木も勢組之通ニ可ニ申付一事、

右勢組・野川村共ニ年數相過候ハも極印取上可レ申事、

1. 高野山由來記。 2. 山林諸法度條々。

檜附木

檜皮剝出申付

諸寺院再建用木の七分は檜

檜等成木障りに極印入

千手院山の荒廢

檜等禁伐と檜皮他出禁止

七木、六木

土井某の檜杉松植栽

一　槇・檜皮諸方出し候節ハ、堂守に相斷樣子聞屆、極印打候て通し可レ申事、

○下　略

等と定め檜・槇の保護には特に注意を拂つた。その後檜・槇等の伐採されたものもあり、特に寛政年代に至つて山内で檜附木を拵へるもの續出した爲め、その使用を禁止[2]して松附木を用ひさせる樣にした。しかし又その頃には百姓共渡世難儀の爲め、古來よりの制禁を犯して山林に入込み不法の働をする者が多かつたが、これを寛大に扱つて特定の五ヶ村（摩尼庄之内西ヶ峯村中摩尼之内林村・平原村・南村・柏村）に以後檜皮剝出を申附け、剝出次第それを買上げる事とし、尙ほ檜皮剝に就いての山札・山入時刻・檜皮札親等の定置・買上値段・違犯者の處罰等に渉り詳細に規定し[3]、又その取締の爲め院内配役を定め[4]る等した。

かようにして當局は檜材・檜皮等の濫伐に對し極力警戒しその保護に努めたが、降つて享和年代には山方四人を新に設けて山林の守護を一層嚴にし、諸寺院等再建の用木三分は槇、七分は檜とすることとし、又春秋兩度山掛、山方會談して檜・槇等の末木に極印入の事及び檜・槇成木の障りとなる樹木にも極印を入れる事等を定め[5]、その上檜皮剝に就いては、特に申渡す處があつた。しかしその内容は大體前記寛政度のものと同樣であつた。

その頃、山内には千手院山の如き、大いに荒廢[6]した山も出來た爲め、文化年代に入つては檜・槇・杉の禁伐や、檜皮の他出禁止等を命じ、西院谷では檜・槇・杉・樅・松・梅・栗の七木、その他では栗を除いた六木を制木とし[8]て枝葉・枯葉でも一切伐取らせない樣にしたが、その後も堂宇修理用等として山内から伐採[9]されたものが少くはなかつた。

紀州和歌山藩領内では元和五年土井某[10]は既に檜・松・杉の植栽を試みて居たが、その後寛永十

1. 西院南谷々上一心院角物末木筆賃銀請取帳。2. 山方取締覺帳。3. 高野山由來記。4. 山方取締覺帳。5. 憲山林政道治定記。6. 7. 山方政道條書寫。8. 憲山林政道控書。9. 御修理用除木角數書上帳、御修理檜枌玉貫書上帳、槇根おき檜枯木伐出書上帳。10. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。

奥熊野の檜等七八尺廻以上禁伐

黑印木

六木伐採禁止

檜杉松の留木免除

檜材等使用制限

百姓助成に檜等植付

吉田善三郎

前岩次郎助

六木を御留木とす

三年同藩は奥熊野山林に就いて令達[1]を出し、奥熊野在中の山林は適當に留林とし、檜・杉・松立木は目通七八尺廻り以上は禁伐、尙ほ又黑印木の外でも大きいものは堅く伐採停止を命じた。これに據れば當時奥熊野では檜・杉等に對しかような保護政策を行はねばならぬ狀態にあつたと思はれる。しかし正保二年には又檜・杉・槻・栢・楠・松の六木は御留山は勿論何處の山でも伐採禁止の旨を達[2]して一層それらの保護を圖つたが、慶安三年には兩熊野で檜・杉・松の三木は留木を免[3]ぜられたのは特殊な事情からであつたらうと推測される。それと共にその頃領内から江戸へ輸送される檜材[4]も少くなかつた樣である。その後元祿二年には幕令に從ひ檜・杉の濫用を防ぐ爲め献上物品の臺・箱等及び諸建札建替或は乘物の擔棒等には他材を用ひしめる事とし[5]、同八年には領内紀州有田郡山保田中在々檜・杉植付は、已後百姓助成の爲めで歩一上納を命じ、尙ほ生立の檜・杉で帳付のものは大切にすべき旨[6]申付けて居るのは、檜杉材生産に對して當時既に奬勵の政策をとらなければならぬ狀態にあつたかと考へられる。同十四年に至り、伊勢國内三領への令達[7]中には「……松木之外杉・檜・楠・榧・槻之儀ゑ何方ニ有レ之候を伐候るも枝葉拂定申筈、但證文ニる植候杉・檜ゑ伐候筈證文之通候筈……」とあつて同方面の檜・松・杉等の伐採に就いて規定した。

尙ほ伊勢國度會郡野後村（和歌山藩）の吉田善三郎及び紀伊國西牟婁郡太間川村（同上）の前岩次郎助等は[8]寶永年代より各その村内に檜・杉・松の植栽をはじめて居た。正德の頃[9]領内では在々山々空地は百姓が自由に柴草を伐取つて居たが、松・杉・檜・槻・楠・栢木の六木は御留木として保護されて居り、前記紀州有田郡山保田組は年々運上銀十三枚づつ指上げて御帳付以外の檜・杉を自由に伐取り、熊野では「松・杉・檜は八十年已前御免にて百姓自由に伐取」つて居た

1. 郡方手鑑坤、大日本山林會報第二十二號。2. 御公儀御法度之寫、大日本農政類編、帝國林制史。3. 紀伊南牟婁郡誌下卷、和歌山縣の林業。4. 江戸にて上ヶ材木之覺。5. 帝國林制史。6. 7. 郡方手鑑乾。8. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。9. 紀州領内地方之記。

土井喜八郎

尾鷲檜杉混淆林の始

檜細工

新宮材

紀州山々大檜伐盡

村主市兵衛

外山與惣右衞門

百姓救濟に檜等拔伐許可

様であつた。けれども當時「紀州分ハ惣體山多松木能生立候、其外諸木能生立候へ共、段々伐遣惣體あせ候、竹藪も有レ之候へとも大和・河内に引合候得ゞ少ゝ有レ之候」[1]といふ狀態で檜も生立つては居たが必ずしも多くはなかつた様である。

その後檜植栽木等の調査[2]もあり、明和年代には濃は楊枝になるべき檜を搜索[3]した事もあつた。しかし土井喜八郎[4]は紀州北牟婁郡尾鷲南浦村(同上)にて安永八年より文政三年に至る間檜・杉・松等の植栽に盡力したので鬱蒼たる森林をなすに至り、その外、檜杉山は當時領内諸處[5]に出來、尙ほ天保年代には御宮山等植付の議も[6]起つて、それ以後は以前にも[7]增して植栽が[8]行はれ、尾鷲に檜・杉混淆林[9]がはじめられた。當時紀州田邊領内の名產[10]には檜細工も加へられて居た程で、從つて檜の伐採も[11]度々行はれ、新宮材の如き當時江戸市場の半ば以上を占め、[12]その中には少からぬ檜材もあつたと思はれる。しかし北牟婁郡にはその頃松永忠兵衞、土井藤右衞門、同邦昌、野中林助等[13]前後して出で大いに檜・杉の植栽に努めたが紀州の山々は檜の大木は既に悉く伐盡されて小材計りとなつて居た。[14]

伊勢國鈴鹿郡加太村(津藩)の村主市兵衞[15]は自己の播種によつて作つた一萬七千五百本の檜杉苗を明和元年より村内の山林に植栽し培養に努めて居たが、寛政以後文化・文政に亘つて津領内では外山與惣右衞門等[16]により諸處に檜・杉等の植栽が[17]行はれ、又時々調査して本數改めを行ひ撫育にも力を入れ、尙ほ時には檜・杉植栽に就いて議する[18]等、用材生產、檜杉林の增殖に努めた。

尙ほ勢州度會郡楠部村(伊勢神宮領)では寶曆二年に檜丸太等の商賣値段吟味の事があり、[19]降つて天明七年には飢饉にて難澁の百姓救濟の爲め、多氣郡齋宮等神領五ヶ村で檜・杉等の社木を拔伐せしめ、寛政三年には度會郡野後村内(同上)の立木を改めて多數の檜・杉・松等を書上げて

1. 紀州領内地方之記。 2. 九ヶ村雜木山之内荒刈植杉見分改帳、社木之儀ニ付來狀並書上控。 3. 明和五年尾鷲組御用留。 4. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。 5. 古田村在惣山之内賣渡樣々調書上帳、非常手宛金貸渡根賣山林境目書等合帳、非常金預證文控、山林簡所數相改帳、請帳附一札之事、本銀返證文、山林名寄帳、炭山根賣證文。 6. 向山永用錄、山政道議定書。 7. 向山諸雜用勘定帳。 8. 御宮向山植木寄進帳、向山永用錄。 9. 三重縣史下編。 10. 紀州田邊領名產品數書上帳。 11. 御用材木賣上帳、御用材木控。 12. 山林公報 明治四十年第二十一號參考。 13. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。 14. 諸木聞見錄下。 15. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。 16. 造林功勞者事蹟(舊藩時代)。 17. 山林制度拔書、仕法十ヶ年ニ出來立筒條帳。 18. 杉檜山取立仕法帳大控。 19. 板丸太等商賣値段ニ付返答書。 20. 神領五ヶ村飢百姓救方取計一件。 21. 寛政三年野後村立木改調書。

川瀨助右衞門

小野宗左衞門

檜杉の人工栽培

金峯山

森本某

吉野郡の檜

居る。これに據れば檜は多氣郡・度會郡に亙るこの神領の内にも可なり存した様である。

その他伊勢國員辨郡二の瀨村(桑名藩)の川瀨助右衞門[1]は寶曆年間より同村内に檜・松・杉五萬本を植付けて村内の水源涵養を圖り、後相次いで年々多少宛の伐採をなしたが、その跡へは直ちに植付けるを例とし、文政年度からは毎年凡百本宛を伐採し、檜杉苗凡千本宛の植付をする規定としてその增殖に努めて居たからこの地方にも檜は多少分布して居た譯である。

大　和（奈良縣）

幕府は元祿十三年大和國山中に高札[2]を建てて

北山領、檜・杉・松・槻公儀御用之外一切伐採へからす、但末木雜木は如ニ前々一杣採致へし、若令ニ違背一他の杣を入、山をあらすにおいては可レ爲ニ曲事一者也

と令し、檜等の伐採に制限を加へ、傍らその保護を圖つたが、吉野郡では小野宗左衞門父子[3]の盡力もあつてか、當時郡中川上・黑瀧・西奥・北山・小川・十津川・中庄・池田・國樔等の諸鄕では既に檜・杉の人工栽培[4]が始められて居り、慶長年間京都桂離宮御造營の際多くの吉野產檜杉材[5]が用ひられたと傳へられて居る。この地方は檜・杉の天然林はもとより、早くからそれらの人工林も廣く存して居たのである。

降つて正德二年には寺島良安[6]は同國金峯山に檜の存する事を記して居るが、川上村の森本某[7]はその頃より檜・杉の植栽をはじめ、近隣を說いてその植付を奬めたので延享年代には盛況を見るに至つた。

嘉永年代に至つては檜は吉野郡のみにあつた樣であり、當時それらは何れも小材で一尺角位を木太としたに過ぎなかつた[8]と云はれて居る。

1. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。 2. 御定書。 3. 奈良縣吉野郡史料第二卷、大日本山林會報第二百九號。 4. 5. 吉野林業全書。 6. 和漢三才圖會。 7. 奈良縣吉野郡史料第二卷。 8. 諸木聞見錄下。

桃ノ尾御山

加藤九藏

檜杉苗購入

山國郷

近　江（滋賀縣）

愛知・犬上・坂田等諸郡を占めて居た彦根藩では寛政年代領内の諸村から檜杉苗を購入し桃ノ尾御山へ植栽[1]せしめたが、その後文化年代にも植栽の事があつた[2]のを見れば領内諸處に檜・杉の人工林が存在したと考へられる。

又栗太郡及び滋賀・甲賀兩郡の一部は膳所藩に屬して居たが、同藩の仲間加藤九藏[3]は明和六年以後山林奉行に隷屬して朝暮山谷を巡視し、寸暇あれば晨夕を問はず常に檜杉苗を山谷の諸處に植栽し、その後苗木植付方を命ぜられても人民を勸誘して大いに樹苗を山谷に植栽した。九藏の植栽したものは逐年成長繁茂し遂に水源を涵養するに至つたといはれる程であるから、該領域内には檜杉林が各處に存し鬱蒼と繁茂して居たと思はれる。

滋賀郡延暦寺では元祿二年「尾張檜木」の上木[4]を建築に用ひたが、これに據れば同郡内なる同寺領にそれに適する檜上木が存在しなかつたと考へられる。降つて文化十四年には谷山へ檜・杉植栽の爲め苗木を購入[5]し、又文久の頃には檜・杉植付の爲め基金を募集[6]する等して專らそれらの增殖を圖つたのを見れば同寺領中にも可なり植栽による檜・杉も出來たことと推想し得る。

山城及び丹波（京都及び兵庫縣の一部）

山城國相樂郡原山村[7]（皇室御料）及び丹波國桑田郡上黑田村[8]（同上）の山々中には享保・寛延の頃檜の生立つて居た所もあつた。しかし桑田郡山國郷[9]は桓武天皇奠都の際御杣御料地と定められて以來、その所産材木は大堰川を流筏せられたので、一ケ年の筏數延寶四年前後は六百四五十乘であつたが、天保頃には約一千乘となり、明治初年には約一千五百乘になつたといふことである。そして延寶九年の文書に「黑田・山國ヨリ出申筏先口ハ幅一間二尺、長サ二十八間ニ相極之

1. 2. 中西文書。3. 山林共進會報告履歷之部。4. 元三大師箱棟材木直段付。5. 谷山木植請入用勘定記。6. 院内五谷杉檜植付基金帳。7. 立毛山買受證文。8. 山年季賣渡證文。9. 京都府山林誌、京都府誌上。

貴布禰山等檜の保護

日下部彦之丞

太田與兵衞

檜等御用伐の節は持主へ代錢下與

處、近來筏大キニ相成通リ兼申ニ付、奥商人中ヘ保津山本問屋ヨリ斷有レ之、幅一間二尺、長サ三十間相極申候」とあり、降つて文政十三年には幅一丈五尺、長さ二十七間半となつた故その量の大體を知り得るので、從つて該地に於ける年々の檜の伐採量も少くはなかつたであらう。

山城國愛宕郡貴布禰常心山（賀茂別雷神社領）に對し元和三年杉・檜・椴等禁伐の令が發せられ[1]、寛文五年には又「サヘ山にて……松・杉・檜之分禁止[2]」の旨達せられて該社領内の檜等は特に保存を圖られたが、寛文十三年にも同社は「馬場先にある松・雜木は賣拂ふも杉・檜は除く[3]」旨を明示して檜等の伐採は行はしめなかつた。その後貴布禰山の檢分[4]もあつて檜も調べられ、明和年代に至つても「從二先年一被二仰付一候通杉・檜・栢・あてひ等之御用木ハ雖レ爲二小木一殘可レ申事[5]」と貴布禰山下刈の折に誓約せしめ專ら檜等を保護した。又安永年代に加茂社造營[6]の折も貴布彌山の檜・杉・松等木數を改めて造營御用木免除願の檜・杉・松等を特書して一部檜・杉等の保存に努め、更に檜等に對するかような保護の方針が引續いて行はれてか、その後嘉永・慶應[8]の頃には同社所領山内には檜・杉等多數森立して居た。

尙ほ同國葛野郡小野村の日下部彦之丞[9]は元文年中大いに殖林の必要を感じ、丹波國北桑田郡辻村邊から毎年檜・杉の苗木十萬本宛買取り、一反歩二百五十本の割を以て植付け、爾來代々栽培に努めた。

又丹波國北桑田郡山國村井戸（皇室御料）の太田與兵衞[10]は殖林の必要を痛感して天保年間より造林計畫を樹立し、以來連年檜・杉を山地へ植付けて培養に盡力した。

これらによれば山城・丹波には檜・杉の人工林は相當多く存したことと思はれるが、これより先明和四年に丹波國篠山藩で「一持山杉・檜御用節持主へ賃被レ下候事[11]」と達したのは、同藩で

1. 貴布禰諸陳文書留。2. 寛文五年社中日並記。3. 自寛文十二年二月同十三年正月日並記。4. 延寶九年日記。5. 從明和八辛卯年二月至同九年正月社記。6. 從安永二年九月至同年十月安永御造營記。7. 自嘉永五年七月社記假附。8. 元治二年從三月至四月社記假附。9. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。10. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。11. 日記頭書山林田畑之部。

「杉・檜ハ御林ニ無、百姓持林ニハ稀ニこれあり、然るを御得替後御用之節、是所彼所ニ有る松同然ニ伐取らしむ、元來持林の杉・檜ハ持主入用之爲植置盛木せしめ置候處、右之通りニてハ道理ニ叶ひ申ゆへ、以來植ヘ之ぎゝ申ゆる儀あるはし、然者御用之節一向御手支と成、彼是以向後御用ニて伐取せ申ゆ賃米被ヘ下候樣可ヘ然旨一序評議之上、明和四丁亥年閏九月相伺、御用番□原六左衞門殿御聞届」[1]となつたからであつた。次いで同六年には「杉・檜・栂・栗共ニ立木渡之外ハ根伐・皮剝・伐揃等申附、末木・枝葉ハ入札ヲ取、殘物方へ出し落札村拂代追る取次、殘物方ハ相渡す」[2]旨を述べ、「杉・檜者御林ニ無」取、百姓持林ニ有る見分伐らし」める事としたが、「栂・栗・杉・檜等小苗有は是ヲ除く」旨附け加へて居る。しかしその後安永二年には畑山の檜・杉・栗・梅類[3]に、天明七年には名前山の檜・杉に、[4]何れも向後極印を打たすことを令して居るが、一面同年三月には檜・杉の留木の制を解[5]くに至つたのは餘程の事情からであつたらう。

檜杉留木の制を解く

園田庄十左衞門

尙ほ同藩領内たる多紀郡大山村の園田庄十左衞門[6]は、天保七・八年の凶歉に際會し感ずる所あつて村内に利用更生の事を說き、天保十一年に至つて若干金を資として開拓事業に著手すると共に村民をして五ヶ年間毎年檜杉苗六千本宛を植栽せしめ、その保護にも努めしめた。

丹　後（京都府）

檜は六木の一

織田九左衞門

與謝郡、竹野郡[7]（宮津藩）では檜は六木の一として猥りに伐採するを禁ぜられたが、同國熊野郡の織田九左衞門[8]は早くから殖林に注目し、安政年間檜杉苗數千本を植付けて山林經營の必要を說いた。

播　摩（兵庫縣）

山口治右衞門

播摩國多可郡淸島村の山口治右衞門[9]は、同村字山城竝びに大河村南山外六十一ヶ所の自己所有

1. 2. 年中行事六。3. 日記頭書山林田畑之部。4. 年中行事六。5. 日記頭書山林田畑之部。6. 山林共進會報告履歷之部、造林功勞者事蹟（舊藩時代）。7. 京都府山林誌、京都府誌上。8. 京都府熊野郡誌。9. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。

藤原宗兵衞

大植文右衞門

の山林が多くは雜木林で利用價値の僅少なのを憂ひ、天明二年に至り奮然雜木林の幾分を伐採して檜・杉の苗六千本を試植し、爾來年々植樹に努めて怠らず、子孫にもその旨を遺言したが、子孫亦よく父祖の遺命を守つて栽植に努力した。尙ほ同郡越岩村の藤原宗兵衞[1]も同樣機會ある毎に雜木草山の地を購入して、これを刈拂ひ、努めて檜・杉を栽植し、その歿後子孫亦よくその遺志を繼いで殖林に力を盡し漸次擴充を圖つた。

和　泉（大阪府）

和泉國泉北郡南横山村の大植文右衞門[2]は、偶々高野山に參詣し晝尙ほ暗き檜杉林を視察して歸り、將來必ず建築用材の有望なる事を推斷し、檜杉苗を一ヶ年に百本内外は必ず植栽すべきことを決心し、年々これを實行して來たが、安政年代同嘉次郎の時には天然の檜杉種を採取し、それを蒔付けて四年目に山出しとし、毎年杉二・三百本を溪間蔭濕の地へ、檜は中腹へ植込み、爾來年々下刈・手入をして撫育に努めた。

第五款　中　部

信濃國筑摩郡は檜の產地として古來有名であり、その材質に於ても亦他に冠たるものがあつた。これに次いで同國伊那郡及び飛驒國から產出せられ、尙ほ美濃國惠那郡・武儀郡・郡上郡、三河國北設樂郡、遠江國周智郡、駿河國富士郡・駿東郡、甲斐國及び越前・加賀・越中三國の山地等にはその產出を見、この他にも多少とも檜の存在する地はあつた。今本地方を北部・中央部・南部の三帶に分ける時はその中央部には最も多くの檜が生育し、北部・南部共この中央部に接する程檜が澤山に森立して居た樣である。尙ほ又これを東部・中央部・西部の三帶に分けても略

1. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。2. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。

檜村一千献納

白木稼

檜視類拂底

檜苗等植付、苗木保護、檜皮製品停止

檜等伐採

檜等植栽

同様なことが云ひ得るので、結局この二つの中央部の合致した箇所に最も澤山の檜が生存したのであつて、それは卽ち前記信濃國筑摩郡であつた。

飛　　驒（岐阜縣）

飛驒國では明暦三年領主頼直（金森氏）より幕府へ檜材一千[1]を献じた。元祿五年同國一圓が幕府の直轄領となつて以後は改木印なき木材の賣買は禁[2]ぜられ、山林中は火の元用心すべき樣[3]達せられて居た。又當時檜材は他[4]の檜葉・椴・松材等と共に角・板子又は丸太として名古屋・桑名へ川下され、そこから更に江戸・大坂等へ輸送され取引されて居た。

その後材木・榑木等の元伐賃等に年々增減[5]があつたとは云へ、檜・檜葉・黑部・椹その他の伐採[6]は相次いで行はれ、それに古來住民の生業とされて居た白木稼[7]もあつて、延享・明和[8][9]の頃には飛驒山中の宜敷木品は多分に伐盡し、就中檜・槻類は拂底となり、註文があつても檜類はそれに應じ兼ねる狀態であつたので、檜の白木稼も他の伐採も禁止されるに至つた。然し檜の小木・苗木は夥敷生育して居て際限のない位であつたに拘らず代官は飛驒三郡の山野へ檜等の樹苗を年々植付くべき令を出し、それら苗木を保護すべきを達し、又檜皮製品の停止を命ずる等した。[10]尤も一面領民救助の爲め檜等の伐採を許可した場合等[11]もあつて、伐木は決して止められた譯ではなかつた。[12]

尙ほ當局は前々から御用木元伐の際、檜等の小木・苗木を損傷しない樣、又その元伐跡のそれらの小木・苗木等の生育に注意して來たが、後期に入つても御用木伐出・白木稼その他による檜等の伐採は引續いて行はれた。[14]しかし文化年代以後は當局は專ら檜等の植付に意を注いだ樣で、各地にそれらの植栽[15]が行はれ、時々見廻つて植付成績をも取調べ、天保年代に至つては檜の白木

1. 飛州付植木紘山內取調諸書。2. 山方新植木一件、天保十四年飛州御林山改正取調御用留、植木植增諸印帳、吉城筋植木員數調帳。3. 山方新植木一件、拾ケ年之間檜椹杉新規苗木植付一件、植木植增諸印帳、新規御植木申渡諸印帳。4. 5. 山方新植木一件。6. 諸木聞見錄下。7. 御國方萬覺書。8. 9. 延享四卯年三月三ケ村根居調帳、古義下。10. 寛文四年辰六月木曾山御巡見留記、岐蘇古今沿革志拾遺下。11. 自寛文四年甲辰三月至同號八年戊辰留帳拔萃。12. 木曾山。13. 岐蘇古今沿革志。14. 自寛文四年至元祿十六年萬留書、古義下。15. 岐蘇古今沿革志。16. 古義下、萬留書、岐蘇古今沿革志。17. 木曾舊記。18. 19. 延享四卯年三月三ケ村根居調帳、古義下。

白木稼の禁止

御留山、御園山

檜の家別植

檜板子

御初尾木

御留山

山村氏拜領の白木五千駄を檜小板子に改む

盡山

御年貢檜板子の寸法改

年貢板子半數の米納許可

稼を禁止し、苗木植栽並びに幼樹育成を奬勵し、別に御留山・御園山等の制[1]によつてそれらを保護した。その後も當局は植栽木數を取調[2]べ、新に植付[3]け、又は植栽箇所の選定、植栽後の保育等についても深く注意[4]し、安政六年に至つては檜苗木一ケ年に十本づつ家別植付[5]を命じた處もあつた程である。かような處置を講じなければならなかつたのは、飛驒では當時既に檜の大材が盡きて居た爲[6]めで、將來を慮つての措置であつたと見得る。

美濃（岐阜縣）及び信濃（長野縣）

名古屋藩領であつた所謂裏木曾の地たる美濃國惠那郡加子母・付知・川上の三村は、慶安元年には茶屋長右衞門御免板子[7]として檜板子一萬千四百九十三枚を出し、その中頃には三ケ村で都合檜一萬二千八百四十六枚五分の年貢板子を上納[8]した。又伊勢山田の御初尾木は前々[9]から信州木曾谷中及び前記付知・川上兩村より献上して來たが、寛文元年にはその三ケ年分木數二千七百丁（一年に九百丁宛）を川下した。その頃木曾谷中の奈良井村などは檜物細工のみによつて渡世が[10]出來、又上松山では他國の柚が入り込んで檜物等を作る程[11]であつた。しかし同五年には信州田立・湯舟澤・王瀧・須原の諸村內に檜類許の御留山が設置され、その後荻曾村にも同樣の制が設けられて檜等保護せられ[12]た。同九年には該藩の附庸山村氏は先年より拜領して居た白木五千駄を檜小板子に改める事を願出[13]て許され[14]、又その後御山も次第に盡山となり板子も山本で出兼ねる狀態[15]となつたので、元祿二年に至つては帶詰小物五千丁に切替を許可[16]される程となつた。それまでに檜等に對しては保護を加へ、延寶三年には湯舟澤山で檜皮を剝盜した者を極刑に處する[17]等したが、天和年代には裏木曾では御年貢檜板子盡山となつて、それの寸法を改めなくてはならなくなり、[18]加子母村では年貢板子半分を米納にする事を願出て許される程になり、[19]元祿年中に至つては

1. 飛州付植木紘山內取調諸書。2. 山方新植木一件、天保十四年飛州御林山改正取調御用留、植木植增諸印帳、吉城筋植木員數調帳。3. 山方新植木一件、拾ケ年之間檜椹杉新規苗木植付一件、植木植增諸印帳、新規御植木申渡諸印帳。4. 5. 山方新植木一件。6. 諸木聞見錄下。7. 御國方萬覺書。8. 9. 延享四卯年三月三ケ村根居調帳、古義下。10. 寛文四年辰六月木曾山御巡見留記、岐蘇古今沿革志拾遺下。11. 自寛文四年甲辰三月至同號八年戊辰留帳拔萃。12. 木曾山。13. 岐蘇古今沿革志。14. 自寛文四年至元祿十六年萬留書、古義下。15. 岐蘇古今沿革志。16. 古義下、萬留書、岐蘇古今沿革志。17. 木曾舊記。18. 19. 延享四卯年三月三ケ村根居調帳、古義下。

蕨畑皮剝白木他出禁止
御巣山御留山新園内の伐木禁止
御法度木の皮剝禁止
王瀧山々火事
木曾及び裏木曾盡山
明山内の四木元伐停止
御年貢榑木の寸法切替許可
御年貢榑木土居桷共不足分は代金にて上納
七宗山
御留木二十一種
木曾盡山
五木
四木伐採使用の取締厳達

川上村では檜・槇等ある所は蕨畑禁止を命じ、又檜・槇等の皮剝禁止及び白木他出禁止[2]を督勵して檜等の保護を圖つた。尚ほその他では鮎川山の内や御巣山・御留山・新園等の内での伐木を一切禁止[3]し、又檜・槇・明檜等の御法度木の皮剝を禁止[4]させるに至つた。しかし同四年には木曾谷中切替御免白木三千駄を大桷三千丁に改め[5]、同六年には御免木檜小物ばかりでは出難くなつて、外に雑木をも許さざる[6]を得なくなつたが、剩へ王瀧山に山火事[7]があつて八里四方にも燒けひろがりその結果良材は益々少くなつた。

木曾檜材の名聲[8]も手傳つてか、良材の伐採は引續き行はれたと見え、寶永年代に至つては木曾及び裏木曾の山々は愈々盡山となり、明山内でも檜・椹・明檜・槇立木の元伐を停止せしめねばならなくなつた[9]。從つて御年貢榑木は前々の木品寸法では出し難くなつた爲め、根木・枯木並びに雑木を以て寸付をも取交ぜ、又は寸法切替等して出す[10]ことを許され、又右御年貢榑木並びに土居・桷とも不足木の分は代金にて上納[11]する様令達された。正德年代に入り前記山村氏は御免木切替並びに御巣山・御留山内よりの伐出を願つたが[12]許されず、同四年に至り御免白木の内角木・方五・源太郎木に切替を許される[13]に至つた。その間美濃では板取山・七增山等御留山[14]となり、七宗山では從來の御留木たる檜はじめ十三種に更に「松・栗・鹽地・櫻・犬たら・漆・澤くるみ・桂」の八種を加へて二十一種[15]とする等して專らそれらの保護に努めた。それにも拘らずその後享保年代に入つて領内では各處就中木曾は次第に山盡き、雑木も拂底[16]になる程であつたから、檜・椹・槇・明檜の生木伐採禁止は愈々督勵[17]され、同様な令達がその後も度々發[18]せられた。木曾では同六年御年貢木に檜・椹・槇・明檜・鼠子五木名の外出すべからざる旨[19]が達せられた。一面その頃檜・椹・槇・明檜四木の根木・枯木も拂底になつて來たので、四木の伐採使用には取締を一層

1. 川上村中連判肰。2. 川上村村民請書。3. 4. 御法度書覺。5. 萬留書、古義下。6. 木曾聞傳錄。7. 岐蘇古今沿革志拾遺上。8. 和漢三才圖會。9. 木曾御年貢木之譯御使者被仰付候節一卷、延享四卯年三月三ヶ村根居調帳、古義下、岐蘇古今沿革志、木曾考續貂。10. 11. 木曾御年貢木之譯御使者被仰付候節一卷。12. 岐蘇古今沿革志。13. 正德度留記。14. 鄕談籠中記書拔。15. 市川甚左衞門勘覺書。16. 萬日記。17. 18. 19. 萬日記。

檜類生木一切伐採禁止
宇山に檜椹植栽
鼠子伐採禁止
裏木曾三ヶ村年貢板子は六分を米納
五木伐採禁止
檜實蒔付
檜等植付督勵
上松妻籠兩村山火事
停止木

嚴にし[1]、それらの密伐を取締る爲め、大工木挽に血判誓詞せしめる等までして保護に努めた。同八年には「御法度の檜類生木一切出し申間敷候[2]」と令せられ、又山村氏の御免木も止む[3]に至つた。その後四木に對する取締[4]等は相變らず續いたが、同十一年には領内宇山[5]に檜椹苗一萬本餘を植栽したのを始め、木曾谷中所々に檜等植付の申渡[6]もある等、檜材に對する從來の態度を積極的にせざる[7]を得なくなつた。前々からの檜等に對する保護政策は續いて行はれ、谷中御免檜物細工の白木等[8]は明山より取出させ、御巣山・御留山よりの盜出を禁じ、制限外の檜物荷物・檜笠・木履等の移出を禁止し、四木生木の伐採禁止は依然として續[9]けられ、同十三年には「檜類ニ似寄紛敷義も有ヒ之」爲め鼠子の伐採をも禁止[10]するに至つた。しかし火縄用としての鼠子木皮の採取は從來通り許[11]されたが、檜等の皮剝は從前の様に堅く禁止[12]されて居た。尚ほ同十四年には裏木曾三ヶ村の年貢板子納は六分を米納とするまでになつた。

その後木曾では檜・椹・槇・明檜・鼠子木の伐採禁止の督勵[13]は續けられたが、寶曆年代には檜實の蒔付[14]までも試み、又天明年代に至つて檜等の植付を一層勵行[15]しなければならぬ狀態となつた。

降つて文政二年には木曾上松・妻籠兩村に山火事があつて、檜類燒枯又は燒痛になつたもの相當にあり[16]、天保八年にも又々上松村に山火事があつて[17]、文政度と同様な結果となり、村役人は叱責を受けなければならなかつた。加之その後に至つても檜・椹・槇・明檜・鼠子の生木本伐は勿論、それらの皮剝も從來の如く堅く禁止[18]されて居た。

美濃國では前記の外郡上郡（郡上藩）、惠那郡の一部（岩村藩）等[19]では、檜等は停止木として藩用の外伐採を禁止されたが、本巢郡根尾谷（大垣藩）[20]その他[21]の檜・杉・松等、揖斐郡德ノ山[22]

1. 西野村々役人惣百姓請書。2. 萬日記。3. 岐蘇古今沿革志。4. 萬日記、自享保九年甲辰正月至十二月留帳拔萃。5. 6. 自享保十一年丙午正月至十二月留帳拔萃。7. 諸記錄。8. 9. 10. 御書卷之二目錄。11. 諸記錄。12. 古義下。13. 御法度御請書、諸記錄。14. 寶曆拾辰年中御用狀留。15. 木曾山。16. 文政二卯年御手紙留。17. 天保八酉年御手紙留。18. 木曾山。19. 20. 濃飛兩國舊藩郡代所舊藩山林制度取調書。21. 美濃國山林舊記寫並抄書。22. 濃飛兩國舊藩郡代所舊藩山林制度取調書。

檜苗等植栽
播種による檜杉苗
古川七兵衞

檜等榑木上納
榑木米

御榑木山
三木

年々檜等千本宛植付

檜等植栽奬勵

（幕領）の檜・槻、海津郡下石津村[1]（高須藩）藩林の檜・杉も亦同樣禁伐であつた。しかし一面岩村藩では、その藩林の内串原山は用材伐採跡へ檜・杉の苗木を栽植し、又笠松郡代所[2]々轄の山縣郡葛原村では檜・杉苗を播種によつて作り、これを山中適所に植付ける等して各處とも用材生産を圖つた。尚ほ郡上藩には古川七兵衞[3]の如き、安政四年以後檜・杉の植栽に盡力した者も現はれたが、同藩では貧民救濟等[4]の爲めには檜・杉等の停止木も株代金をとり伐採を許可した。けれども萬延元年内木某等の上書[5]によれば當時檜は郡上川奥には彼是一萬程もあつて土佐國及び甲州木山に匹敵する程であつた。

又信濃國の南部伊那郡の村々は、慶長十三年[6]その良材を天龍川を下して遠州に出し、大坂へ廻送して後、同十七年[7]には檜・椹・黑部・唐檜・姫子等の榑木上納となつたが、寛永十五年[8]脇坂氏檢地の時には木材缺乏の爲め榑木に代ふるに米を以てした。その後この榑木米は廢止せられたが、當時上穗の奥の駒ケ嶽の中、駒場の奥阿智川上流の惠那山一帶の野熊山、南山の奥の栃城・鹿鹽・大河原・遠山の赤石連嶺は何れも御榑木山[10]であつて檜・椹・黑部の三木は伐採禁止であつた。元祿以後は榑木納[11]は伊那郡中鹿鹽・大河原・小川・清内路・小野・八ッ手・中坪・野口、上穗の一部、南山等の千村領の諸村であつて、千村氏は遠江國船吉良に榑木役所を置いて天龍川を下す榑木を取調べた。尚ほ上伊那郡[13]内（高遠藩）で享保二十年調査した產物中には檜が含まれて居るが、文政年間この地方の年中行事[14]として二月に林へ檜・杉・椹その他の樹木を土地に應じて年々千本宛植付ける事が行はれたのによれば當時當地方には檜は天然のもののみならず、人工植栽によるものも少なからず生立つて居たと考へられる。

尚ほ又信濃國北部植科郡[15]（松代藩）では、文政の頃藩は檜・椹等の植栽を奬勵し濫伐を取締つ

1. 2. 3. 濃飛兩國舊幕郡代所舊藩山林制度取調書。4. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。5. 濃飛兩國舊幕郡代所舊藩山林制度取調書。6. 大日本山林會報第百四十一號。7. 8. 9. 10. 上伊那郡史。11. 伊那史概要。12. 13. 14. 上伊那郡史。15. 松代町史。

鷹取山檜植付
僧日辰

久遠寺修覆用檜皮

富士山

檜杉植付
尾張殿用材の伐り出し

檜等先年より法度

た爲め、城南西條山[1]の如き一時は樹木伐り盡されて秣山とまでなつたものが、その後も檜・杉等多數の植付によつて、蓊蒼たる林をなすに至り、その他でも檜・椹の植栽木で普請用材に役立つ[2]たものもある位であつた。北佐久郡[3]の小諸藩領内でも安政の頃檜・松・椹・唐松等の植栽を奬勵した。

甲　斐（山梨縣）

南巨摩郡身延山（久遠寺領）中には往古からの松柏杉檜の大木が繁り合つて居たが、享保の頃に至つて、善信[4]なるもの鎌倉より檜苗一萬本を十五年の間運び山内麓取山に植付け、その後寶曆十二年僧日辰[5]は山内諸處に檜を主として他の諸木の植付を念願し、以來久遠寺ではその植栽を怠らず續けた故、同山中には天然生以外に人工植栽の檜も多かつた。

又同郡雨畑村（幕府領）では從來前記久遠寺修覆用檜皮[6]を供給して來た位で、安永の頃にも村内の御林には檜も生立つて居り、當時八代郡湯奥村[7]（同上）からも檜材を產して居た。

尚ほその他、巨摩郡金峯山[8]・淘雜嶽[9]・稻胯山[10]等には檜等諸樹が森立し、富士山では丸尾に檜の良材[11]を產し、西湖・本栖・精進等諸村の里人が榑木・間切・割貫・割木梯子・機杼等を作るに用ひた。

尚ほ又嘉永頃迄に中巨摩郡御嶽山神領地には時々檜・杉の植付[12]があつたが、一面安政五年には「尾張殿用材」[13]を都留郡村々から伐り出した。その後慶應年代の終りに至つて當時の南巨摩郡富河村地方[14]では檜・杉の植栽を始めた。

伊豆及び駿河（靜岡縣）

伊豆國天城山（幕府領）では「槻・松・杉・檜・柏此分は先年より御法度[15]」の旨、貞享二年に

1. 編輯國史料寫政治部。2. 郡方日記。3. 北佐久郡誌。4. 5. 山中植込願之事、造林功勞者事蹟（舊藩時代）。6. 巨摩郡雨畑村差出し明細帳。7. 御林木數書上帳、川觸。8. 甲斐國志卷之二十。9. 10. 同卷之卅。11. 同卷之百廿三。12. 御嶽山神領地ニ杉檜苗木植付仕法書。13. 北都留郡誌。14. 慶應元年壬申四月杉火の木之覺帳寫。15. 靜岡縣史料第一輯。

淺田太次平
田畑伊三郎

水野市左衞門

山住大膳亮
戸中山
白倉山

門桁山

栗田某

湯ヶ島・市山・門野原三村の名主・組頭は連名の覺書を指出して居るのを見れば、當時既に同山では檜等は伐採を禁止されて居たと推察されるが、降つて安政五年からは淺田太次平[1]なる者、同國田方郡大見村民有地七十町歩へ檜・杉を植栽しはじめ、又駿河國志太郡藤川村（同上）の田畑伊三郎[2]は文久三年以後檜杉苗を適地に植付け何れも明治に及んだ。

遠　江（靜岡縣）

遠州磐田原は往昔不毛の荒野で猪・鹿の害も多く、旅人・里人の惱も多かつたので、水野市左衞門[3]なる者、その地の開拓・殖林に畢生の力を傾倒しようと決意し、元和初年以來努力を重ねて檜・杉等播種によつて苗木を仕立て獨自の工夫をしてそれらの植栽を行ひ、その生育も良好であつた。爾來一層努力を續けたが元和八年に至つて取り立てた御林二百十二町歩餘、自林栽植百六十町歩餘、植栽數檜・松・杉五十萬本に達した。

又周智郡では山住大膳亮[4]の如き、元祿九年熊野參詣の歸途、檜杉苗三萬本を求め歸つて植栽したのを初めとして、その後も度々伊勢から苗木を求めて植付を行つた。一面同郡戸中・白倉兩山御林[5]からは元祿十一年より同十四年迄に檜・椹の樽・榑木百五十萬挺伐り出し、その後も「御本丸炭薪御引替御伐木」・「山住宮修覆料」・「山住宮鳥井等料」・「領家・地頭方兩村川除御普請材」等[6]の名目でこの兩山御林及び門桁山から度々伐採された。寛保元年の調べによれば檜は少くなつて居り門桁山御林では全木數の約六分、白倉山では同じく約八分に過ぎなかつた。又寛政六年門桁山御林伐出當時は檜・椹・椴・栂・栗・鹽地・唐松・黑松（？）等凡一萬五千本餘を見受けた旨[8]書上げねばならぬ程であつた。

尙ほ同郡領家村の栗田某[9]は天明年間藪山を購入し雜木を伐採して薪炭とし、その伐採跡地には

1. 2. 3. 4. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。5. 6. 元祿年中より文化年中迄數度御伐出木數書ヶ寫。7. 御林ニ道法附。8. 年恐御等ニ付以書附奉申上候。9. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。

青山善右衞門

鈴木七郎左衞門

古橋暉兒

金田瀨七郎

必ず檜・杉を植付け、又文政年間には檜・杉の苗木を粗玉郡新原村・長上郡小林村等に仰いで植付を行ふ程であつた。その後元治・慶應の頃には浮説の爲め一時衆人の濫伐に遭ひ大いに衰頽した。その他豊田郡横山村（幕府領）の青山善右衞門[1]も天保年代より檜・杉・松の種實を蒔付け培養植栽して居た。

三　河（愛知縣）

八名郡細川村（幕府領）の鈴木七郎左衞門[2]は、元文初年より安永四年まで四十年間營々として七郷村山林百町歩へ檜・杉七萬本を植付けた外、細川村を中心として人工造林の發達に盡瘁し、北設樂郡稻橋村（同上）の古橋暉兒[3]は、村内の山林荒廢に赴くのを慨き天保五年より山林蕃殖を志して、村民を說き檜・杉・椹等を山地に植付けさせ、自らは天然生の檜杉苗を養成して二年目に山に出し、又は種實を採つて畑に蒔き三年にして山出しするを例として年々繰返す外、尾張國からも苗木を購入して植付けさせ、苦心經營する事二十年にして同村共有山林十五町歩へ檜・杉四萬本を植栽するに至つた。尙ほこの外、同郡長岡村の金田瀨七郎[4]は自ら種々實驗の結果「瀨七郎植方方法書」を作つて檜・杉の造林・保護・手入の方法を記し、村民を指導誘掖して共有山林の繁殖に盡力し大いに實績を擧げたが、又瀨七郎は前記古橋暉兒が稻橋村共有山林を仕立て上げたのに刺戟され、同村池場の共有山林殖林を志し、「治平舊池場村同植木方申合方法書」を規定してこの實行に努力した。

加賀・能登（石川縣）及び越中（富山縣）

金澤藩領たる加賀國河北郡二俣村[5]の邊山には檜が夥しく生立つて居た。その後慶長十五年藩は能登鹿島郡所口以外より輸入する檜物製の道具を賣ることなからしめたが、元和二年「能登國中

1. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部、造林功勞者事蹟（舊藩時代）。2. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。3. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部、造林功勞者事蹟（舊藩時代）。4. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。5. 石川縣河北郡誌。6. 加賀藩資料第二篇。

檜等賣買の爲めの伐採禁止

七木

檜材等使用禁止
七木他領出禁止

能州にて檜等植栽

山本源右衞門

入津口錢出津口錢の定

檜皮
檜批板
檜大笠
檜金割

檜等他國出禁止

加越能三州の七木

山々材木之事、杉・檜木・松・梅・栗・うるしの木・けや木等下々爲二賣買一伐採候事堅令二停止一候、當地用所におゐてハ印判次第こきらせ可レ申候事」[1]を令して檜等の保護に當つた。降つて寛文年代加賀では「松・杉・桐・槻・檜・樫・唐竹」を七木[2]と稱して容易に伐採するを許さなかつたが、元祿二年に至つては献上物臺等の諸器具製作に關する幕府の節約令を領内に布達して、それらの製作に檜杉材の使用を堅く禁じ[3]、翌三年には杉・檜・樫・槻・桐・松・栗の七木は他國・他領へ出さぬ事[4]とした。

中期に至つても檜は他領出禁止の産物の一[5]に加へられて保護されたが、天明の頃能州各郡に「檜（アテ）（本名羅漢柏）、扁柏（ヒノキ）、ヒバ（本名花柏（サハラ））、ネヅ（本名ネヅコ）」の類を他領から取寄せて漸次植ゑひろめさせた[6]。

尙ほ後期に入つても越中國射水郡掛開發村（金澤藩）の山本源右衞門の如き檜・松の實を蒔付けて苗木を養成し、五年目に山出しをする等して大いに檜等の造林に努めた者[7]もあつた。文政元年には藩は「松・杉・檜木へぎ」の入津口錢は二百枚一荷に付三分五厘、出津口錢はその五分の一と定め[8]、降つて文久三年の「別小物成百歩壹等御口錢取立候名目書上申帳」宮越町分には出口錢之品々中に檜皮、入口錢之口々中に檜皮・檜批板が擧げられて居り、その金澤町分には出口錢之品々中に檜木大笠があり、その魚津町分には入口錢之口々中に檜金割がある。これらによれば當時金澤藩領内では檜に關する諸製品等を他へも出し、又他からも買入れられた樣である。しかし元治元年[10]には領國中の産物の他國出制禁をするに至つた。その中小松分他國出不二相成一品及び礪波郡・射水郡兩御郡分他國出不二相成一品中に「松・杉・檜・桐・樫・槻・栗」を、高岡分他國出不二相成一品中には「松・杉・桐・檜・槻・樫・竹」を擧げて居り、慶應三年には加越能三州の

1. 加藤慶長以來定書。2. 石川縣山林誌。3. 改作所舊記。4. 小松舊記三。5. 憲令要略。6. 石川縣山林誌。7. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。8. 諸浦諸賣物出津入津口錢取立定帳。9. 御小物成方御改作所ゟ御陽屬被仰付候ニ付諸郡定散小物成等書上一件。10. 津方一件。

松平定信

市川金右衞門

吉田要右衞門

町田浦之助

七木は從來區々であつたのを、以來「松・杉・槻・樫・檜・栂・唐竹」[1]と定めるに至つた事等によれば、檜は當時加・越・能三州には何れにも生立つて居り、その數も決して少くはなかつたと推想し得る。

以上の外萬延の頃越前國今立郡（福井藩）内に檜その他の竹木改めのあつた記錄[2]があり、越後國頸城郡（高田藩）内でも安永年代に檜林上り木入札申付の記事[3]がある故、それら兩地方にも檜は生立つて居たと考へ得られる。

第六款　關東

西部及び北部の山地は本地方に於ける檜の産地であつて、これら方面の各地にはその人工植栽を見、又天然生のものも存した樣であるが就中武藏國秩父郡は有名であつた。

武藏（埼玉縣及び東京府）

秩父郡古大瀧村では寛政四年松平定信が[4]檜苗十萬本を植ゑて官用に供したが、これより先、入間郡阿諏訪村の市川金右衞門は、天明年代地所を買入れ檜・杉の植栽を始めてより、文政年代までに十萬本を植付け、粉骨碎身能く培養に力を盡して遂に欝々たる森林とした爲め、村民これに倣ひ追々各自山地を開拓し檜・杉等を植付けた。又秩父郡上名栗村の吉田要右衞門[6]は自己所有の雜木山の改良に眼を注ぎ、天明二年雜木を皆伐して檜・杉二千三百本を植栽したが、その後の手入等よろしくあつたので、年々用材を生産するまでに至り、又同村町田浦之助[7]は檜・杉五千七百本を植付け、その後文政年間同榮次郎は父祖の遺志をひろめんとして、檜・杉を增殖した爲め、

1. 御用鑑六。2. 山林四壁竹木御改帳。3. 安永四年未四月山方道方日記。4. 大日本農政類篇、福島縣林政紀要藩政篇、埼玉縣誌上卷、大日本山林會報第三百六十三號。現今秩父の美林はこの餘澤なりと稱せらる（福島縣林政紀要藩政篇）。5. 6. 山林共進會報告履歷之部。7. 山林共進會報告履歷之部。

平沼藤八

發地慶次郎

柏木代八

檜等植立の奬勵

名替諸木の無斷伐採禁止

近郷の人々も亦これに倣ふに至つた。尚ほ又同村平沼藤八[1]は寛政年間檜杉苗三千本を植栽したのにその成績宜しく、その後松次郎、榮左衛門相次いで檜・杉・椹二萬二千本を植付け、更に弘化年代には源左衛門なるもの又檜・杉を増植して繁茂に努めた。又高麗郡笠幡村（前橋藩）發地慶次郎[2]は天保年中一の保護法を發明して一町毎に境界を立て、樹間一間宛隔てて檜・杉・椹を植付けその栽培保護に努力した。その外同村柏木代八[3]は早くから苗圃を設けて諸樹を養成し、苗木植栽の方法を近隣に傳播させ、一面特別苗を仕立ててこれを栽培し、建築材の需用に供しようとして嘉永二年から文久三年までに檜・杉・椹一萬八千本餘を栽植して培養に盡力した。

上　野（群馬縣）

群馬・那波・勢多等諸郡の一部は前橋藩に屬した。同藩では寛文三年[4]「一、槻・杉・檜・栗隨分仕立可レ申候、出精次第御褒美可レ被二下置一候事」と令して領内に檜その他の植立を奬勵し、同時に

一、槻・檜・杉・朴・桐・栗・栢・栂・樫

右名替諸木之義は先達る郡代役所ゟ爲二申聞一候通り、村々居久根並年貢林ニ有レ之、伐取候ハヽ、役處ゟ相屆、差圖之上伐取可レ申候、右之名替之木御用之節ハ、御買取被レ成候事も可レ有レ之候、尤其節も相應之代錢可レ被二下置一候事

と達して名替諸木の無斷伐採を禁じた。

その後赤城山南麓の勢多郡中四十三ヶ町村[5]では水源を増し、且つ野火を防ぐ目的をもつて安政四年より文久三年まで七ヶ年間に檜・松・杉・唐松等の苗木五十二萬八千八百九十本を植付けたが、爾來度々各種の災害を蒙つたにも拘らず各村の異常な努力により遂に當初の目的を達する事

1. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。2. 同經驗之部。3. 同履歷之部。4. 御條目寫。5. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。

遠藤某

關根五右衛門

小山田傳右衛門

星野九平

福田利左衛門

檜等植立手傳

が出來たのであつた。

下　野（栃木縣）

安蘇郡秋山村（嚴原藩）の遠藤某[1]はその所有山林に祖先以來代々檜・杉を栽植して來た。又河内郡大室村（日光東照宮領）の關根五右衛門所有の山林[2]は檜・杉・松森立して居り、その子矢作は國家富殖の基は樹木を播植するに如かずとして、爾來益々山林に心を用ひ、文化十四年以後年々檜・松・杉等の苗木を土地に應じて栽植し一日としてその保護撫育を怠らなかつた爲め、明治年代に至つては鬱蒼たる林相を呈するに至つた。一面同人は嘉永三年より六年迄、並びに安政元年より五年間の兩度に亘つて日光山へ檜・杉・松の植栽をした。又同人は郡中各村を巡廻して苗木栽培の方法を敎へ或は植樹の鴻益あることを說いた爲め、植樹するもの九十五ヶ村その木數二百十餘萬本に達した。

又那須郡堀の内村（黑羽藩）小山田傳右衛門[3]は同藩山林掛であつたが、天保四年植樹の方法を實施して以後藩林は勿論その他民林にも度々植付を行つて、植樹し始めてから四十有九年にして植栽する處の檜・杉大約二十餘萬本、苗木も亦略同數作つたと云ふ。

その他上都賀郡小來川村（日光東照宮領）の星野九平、草久村（同上）の福田利左衛門等[4]は、文政以來各その所有の山林に地味に應じて檜・杉を植付け、或は輪伐法を設けて恒續の方法を考へ、或は村民を說いて共有山林へ檜・杉の增殖を圖る等した。

尚ほ黑羽藩では元治元年[5]軒別一年一人づつ三年間御林に檜・杉等の植立手傳を命じ、又山奉行等へ「杉・檜植付可レ成丈精々須賀川邊こゝる地所相撰、當春壹萬本も植付候樣被レ成度」と沙汰に及び、慶應元年に[6]は「杉・檜類・櫻・椴・樫・栢・桐・桑、此外迚も名木・大木之儀者相當之代

1. 2. 山林共進會報告經驗之部、同履歷之部。3. 4. 山林共進會報告履歷之部。5. 黑羽藩勸農方阿見氏日記。6. 黑羽藩家老益子氏日記。

料御取立之事」を令する等して檜等の增殖・保護に努めた。その爲めもあつてか當時領内には前記の外所々に檜及び檜林があつた。

松平信明

檜等巨木良材の伐採禁止

小室藤治衞門

水書宗太郎

これより先、享和元年三河吉田城主松平信明[1]は檜・槻・赤松等の苗木十五萬四千八百株を同國河内郡鹽野室村秣野の内に植栽して東照宮に献じ、降つて嘉永年代[2]に東照宮境内諸處で檜・杉・椴の枝打等をした記錄があるのに據れば、同處にも亦檜は生育して居た樣である。尤も同國では當時既に並木に檜・松・杉が用ひられて居た[4]。

常　陸（茨城縣）

久慈・茨城・那珂・多賀等諸郡は水戸藩の領有であつた。寛政九年同藩では「諸木植旬及土地見分之事」[5]を達して檜・杉・栗・樫等の植栽時期及び場所を示し、植付の方法等も教へ、又國家必需の檜・欅・樫等巨木良材に限り猥りに伐採するのを禁じ、野火・盜伐等も取締つたので、その後御立山はじめ領内諸處に檜が林立して居た[7]。

しかし當時民間でも那珂郡檜澤村の小室藤治衞門[8]の如きは文化初年檜・杉の天然生苗を採つて來て苗圃で養成し、二・三年を經た後これを林地に植付け、又播種法を案じてこれを實行し、その後手入等も怠らなかつた爲め良好な成績を修め、後に檜澤の檜材として市場に名聲を博し、その植付面積も百町歩に達した。

又眞壁郡八丁村の水書宗太郎[9]は夙に殖林に心を寄せ、結城郡江川村大字新宿の地約百町歩を購入して、安政五年以後萬延元年迄に檜杉苗百十五萬本を植付け、保護・手入を怠らず、枯損の分は補植を行ひ專ら用材の生產に努めた。

その他茨城郡片庭村の佛之山[10]には檜・杉・松の大木繁茂し、那珂郡の西北、下野との境にある

1. 鄉境御渡山青木直積帳、青木直積帳、山林取調帳。 2. 大河内豐盛家譜。 3. 御宮向奥院向其外共檜杉椴立枯伐取枝打共仕樣書。 4. 日本山林史保護林篇上。 5. 6. 帝國林制史。 7. 天保七年湊大山守御用留、嘉永七年寅閏七月拔付御立山町歩控帳、安政六年未正月御立山諸御用留、支配村々諸御用留帳、多賀郡諏訪村大久保村八町御立山記事。 8. 9. 造林功勞者事蹟（舊藩時代）。 10. 新編常陸國誌上卷。

鷲子山[1]は檜・杉の良材森立し、多賀郡の北部、常陸・磐城の兩國境にある言兩山[2]は古松老檜天を蔽つて居たと傳へられて居る。

第七款　東北

東北地方では檜の天然生のものは磐城國に僅か存した位で、その他のものは盡く人工植栽によるものであつた樣である。それとても極めて少く、磐城・岩代兩國で比較的多く造林せられたかと見られる外は陸前・陸中・陸奥等では試植の程度に植ゑられたものがあつたに過ぎなかつたと考へられる。因に東北では「椹」を「檜」と稱したが、ここにはその内、眞の檜卽ち東北で上方檜、上檜又は木曾檜等と稱したもの及びそれと見做し得るものに就いてのみ記述する事にする。

檜等伐採禁止

松平定信

磐　城（福島縣）

石城郡の一部を占めて居た平藩[3]で内藤備後守の治世中達せられた「鄉村山林取扱ノ事」の一節によれば

杉・松・桐・樫・樅・槻・檜・桑・漆、總テ樹木ノ分堅ク伐取不レ申樣申付候

とあつて檜等の伐採禁止を含し保護を加へた。その後井上氏、安藤氏と領主の變遷はあつたけれども、その制度には差異がなかつたのであるから、それらの樹木は引續いて保護せられたものと思はれる。

降つて寶永・享保[4]の頃西白河郡内（白河藩）には檜の存在して居た記錄がある。その後同藩主松平定信は封内に檜・杉・松等の樹苗を增殖して民用に充て[6]、相當殖林に盡力した。卽ち「公道には並木を植へ橋梁修覆し、山林には杉・欅・栗・松・檜・唐松・胡桃・桐等の類を毎歲植へ付

1. 2. 新編常陸國誌上卷。 3. 福島縣林政紀要夢政篇。 4. 寶永七年寅閏八月小田倉村御林刈敷山地付居久根竹木御改帳。 5. 享保三歲戊閏十月小田倉村御林刈敷山地付居久根竹木御改帳。 6. 大日本農政類篇。

檜等植立

今村秀興

制木

檜等無斷伐採禁止

しむるもの寛政十一年まで總て十二萬三千四百七十三本に及べり云々」[2]とあるのに徴してもそれがわかる。

寛政元年双葉郡久ノ濱町へ幕府が達した申渡書[3]には

一　港最寄河岸場近處ニテ運送多分不二相掛一、津出シ差支無レ之御林有レ之村方、土地相應シ候ハ、檜・梅(杉カ)・椹・槻之類、御用木ニ相成候木品吟味ノ上、苗木植立可レ申事

とあつて檜等の植立を行はしめて居る。

降つて文政六年、相馬郡（中村藩）では藩臣今村秀興、種樹書[4]一篇を上つて檜・杉等植栽の必要を論じその利を説いた甲斐あつて、同十年以來嘉永五年迄に、城下最寄の天明山といふ高峯深谷の間に植立てた檜・杉・松・櫻合せて六十二萬四千本[5]餘に達した。一面手入撫育にも注意し、天保十年の達によれば「杉・檜拔伐時節後レ」なき樣「役人相廻リ嚴重ニ申付爲二伐拔一」事[6]とした。同藩では既に「杉・樅・松・桐・槻・弱檜(ヒバ)・槐・檜・樫・桂・漆」の十一木を制木[7]と定め、又

一　御年貢山に立候諸木、差紙なしに爲二伐取一可レ申事、但し杉・樅・檜・樫・槻・漆・椹・椨・桂差紙にて爲レ伐可レ申事[8]

或は

一　居藪三間之内ハ手形無シニ伐候テモ不レ苦、杉・樅・樫・桐・槻・ひば・松・楠・漆・ゐんしゆ・椽・かつら・さわら・姫松・檜手形ナクシテ伐爲レ取申間敷事、何ゾ家ノ障リカ田畑之障リニ成候ハヾ見合手形ナシニ拔ヲロサセ可レ申事、尤枝葉ハ其主ニ被レ下候事[9]

等と達して檜等の伐採に制限を加へ、又弘化三年には「野火防方被二仰付一候趣」[10]として、當時郷々に植立てあつた檜・杉數萬本の防火に注意する等して保護にも努めた。

1. 一本には八十二萬三千四百七十三本也とある（日本山林史保護林編上）。2. 福島縣林政紀要藩政篇。3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 福島縣林政紀要藩政篇。尙ほ中村藩制史には 9. に對し「居藪三間の内は無手形にて伐候而も不苦杉椹櫻桐槻檜松漆栢椨桂栂檜(サハラ)姫松手形なくして爲伐取間敷事但家屋田畑の障りになり候はゞ見合枝おろさせ枝葉は其主に可被下候事」とある。

福島藩の六木

杉檜役

第七木

檜等八品留物

制木

檜漆等山野に植立

盜伐取締

七木伐採禁止

岩　代（福島縣）

伊達・信夫兩郡（福島藩）では正保元年に「杉・檜・栢・楠・松・櫟」の六木[1]は斷りなく伐るべからざる旨を達せられて保護を受けた。

河沼・大沼・會津・耶麻等諸郡を占めた會津藩には、寛永の頃、杉檜役[2]なる小物成があつたが、保科正之入國後正保元年領内に明檜役[3]を始め、慶安二年に至つては「漆木・桑・明檜・杉・槻・松・黐木(モチノキ)」を第七木[4]として無斷伐採を禁じた。これらに據れば寛永度の檜と後二者の明檜との別は不明であるが、兎に角、正之治世中は「封内ノ松・扁柏・樅・櫟等ノ諸木悉ク之ヲ藩主ノ用木ト爲シ、百姓ノ屋敷内ニ在ルモノト雖ドモ之ヲ伐ラントスルトキハ出願シテ、其ノ價ヲ上納セシメ、而シテ後ニ之ヲ許シ、其ノ私カニ伐木スル者アレバ之ヲ罪ニ問フ」[5]て檜等の保護に專念した。

寶永年代に至つて檜等の山木の伐採量は保科氏就封當時の三・四倍にもなつた爲め、家作を質素にし、毎村の家數を定め、近山は林奉行をして處理させ、袖入を藩の直營とし、又城下邊並びに近山の空所には檜・杉・栗・槻等を植栽させる事にする等專ら檜材等の節約・生産に努めたが、その後諸木拂底となり、元文年代には越國出材の内「杉・姫松・二葉松・桐・桂・檜・朴・槻」の八品を留物[7]するまでに至り、次いで寛保二年には杉・松・檜・姫松・桂・厚朴・槻・桐の八種を制木と定め[8]て保護を加へねばならなくなつた。

降つて文化年代に至つても漆及び杉・桐・樟・檜の材等國益になるものは何でも山野の空地に植立させ、弘化二年には猪苗代御境山の檜類盜伐取締のため山守を增員[10]する等してそれらの保護・增殖に努めたが、文久三年には「杉・松・槻・檜・合歡木・漆・山漆木」の七木は決して伐ら

1. 福島縣林政紀要藩政篇。2. 會津古代草高發貢納之式全。3. 4. 會津事始。5. 大日本農政類篇。6. 家世實記九十二。7. 家世實記百四十一。8. 福島縣林政紀要藩政篇。9. 寛政二年ヨリ文化十一年迄萬被仰渡覺書。10. 萬覺書。

檜杉桐植栽奬勵

尾州産檜種子苗

木曾檜

御留木

木曾檜

ざる樣達して一層それらに保護を加へた。

又天保年代安積郡大槻村（二本松藩）では御用木の内檜・杉・桐が不足となつたので藩當局は特にそれらの樹種を植栽させる樣にし、[2] 弘化三年には十ヶ年計畫をもつて所在の村々に「植樹仕法ノ事」を達し、近年別して拂底の故をもつて檜・杉・桐の植栽を命じ、[3] 安政年代には郡代丹羽和左衛門は城北細野御林に尾州産の檜種子及び苗木を植付け[4] その增殖を圖るに至つた。

羽　前（山形縣）

田川郡京田通坂野邊新田村（庄内藩）植附役太郎右衛門[5]は自費で秋田能代杉・吉野杉や木曾檜の種を求めて畑へ蒔付・植付したところ、追年成長して明和の頃には林をなすに至つた。

陸前（宮城縣）・陸中（岩手縣）及び陸奥（青森縣）

陸前及び陸中の一部（仙臺藩）では伊達氏移封の後、上國から檜・杉の苗木を購求して人民に下渡し、民地に培養させ、官簿に記して伐採の時は半價額を以て拂下げ、或は無代價で下渡したが、[6] 寶永四年には「檜・樫・朴・桂・槐・榴・梓・槻」を御留木[7]として伐採を禁じた。これに據ればその頃領内では檜は既に一層少くなつて居つたかと想像される。しかし降つて天保十四年には領内陸中國戸河内村の馬場二反田山御林に木曾檜五千六百本を山守共が植立て差上げた。[8] その後弘化三年、嘉永六年の書上にも同樣に記載されて居るが、安政四年に至つて三百八十五本に減少したのは種々の事情の結果であらう。[9]

尙ほ陸中國西磐井郡黑澤村（一ノ關藩）越河林及び同村樋ノ口新林にそれぞれ木曾檜千本宛存在して居た樣である。

又寶曆三年盛岡藩八戸某座鋪普請材の上閉伊郡遠野（盛岡藩）より川通極印屆[10]によれば、

1. 2. 福島縣林政紀要藩政篇。3. 4. 福島縣林政紀要藩政篇。5. 京田通濱山植付並坂野邊新田開發之次第覺書、口上之覺。
6. 7. 帝國林制史。8. 9. 西磐井戸河内邑御林毛上書上。10. 八戸家傳記後篇十。

一　檜・むむ・杉板　九百壹枚
但長八尺以上六尺三寸迄、幅壹尺以上八寸迄

一　檜・樫鹿料　拾　挺
但長六尺三寸、幅貳尺以上壹尺貳寸迄

一　檜・むむ挽割物　四百五拾貳本
但長壹丈八尺九寸以下六尺三寸迄

一　檜　丸　太　四拾六本
但長壹丈八尺以下壹丈貳寸迄、末口壹尺四寸以下壹尺貳寸迄

〇下　略

として「檜」と「ひば」とを區別して書上げて居るのに據れば、當時該地方には所謂上方檜も生立つて居たかと考へられる。

尙ほ又慶應二年同藩の三浦某が試植した木曾檜苗六拾本は、明治二年に至つて一丈餘に伸長し、田名部檜の三倍餘にも達したと云はれ、その頃七戸藩三本木町の太素塚境内に植付けられたと傳へられる木曾檜もあつた。

津輕郡（弘前藩）では貞享三年松・樫の種子と共に上檜種（カミヒノキ）五斗を江戸に求めて郡内に下し、[2] 又元祿五年には「ゑの木・くぬ木・かし・むくの木・ゑいの木」の種苗と共に「上檜木」のそれも江戸から取寄せて下させた。[3]

上方檜

上檜種

上檜木苗

上檜木挿木

その後寶永四年には上方檜の種實を取らせ少々植ゑさせて見たが伏せ方が惡かつたが失敗に終つた。しかし挿木は殊の外よく活着したから、明屋敷に植ゑて置いた上檜木の枝を伐つて挿穗と

1. 山林共進會報告經驗之部。2. 貞享三年日記。3. 元祿五年日記。

上檜挿穂

吉野檜苗

した外に、家中・寺々・在々にある分からも挿穂を採つて挿木とし[1]た。降つて享保十五年上方から買下した諸種苗の中に上檜の差穂二百五十本が擧げられて居り[2]、享和元年に至つても「ひの木其外色々木苗[3]」を買下し、同三年には領内に吉野檜苗[4]も養成されて居た。

1. 寶永四年日記。 2. 享保十五年日記。 3. 享和元年日記。 4. 享和三年日記。

幕末檜分布概觀圖

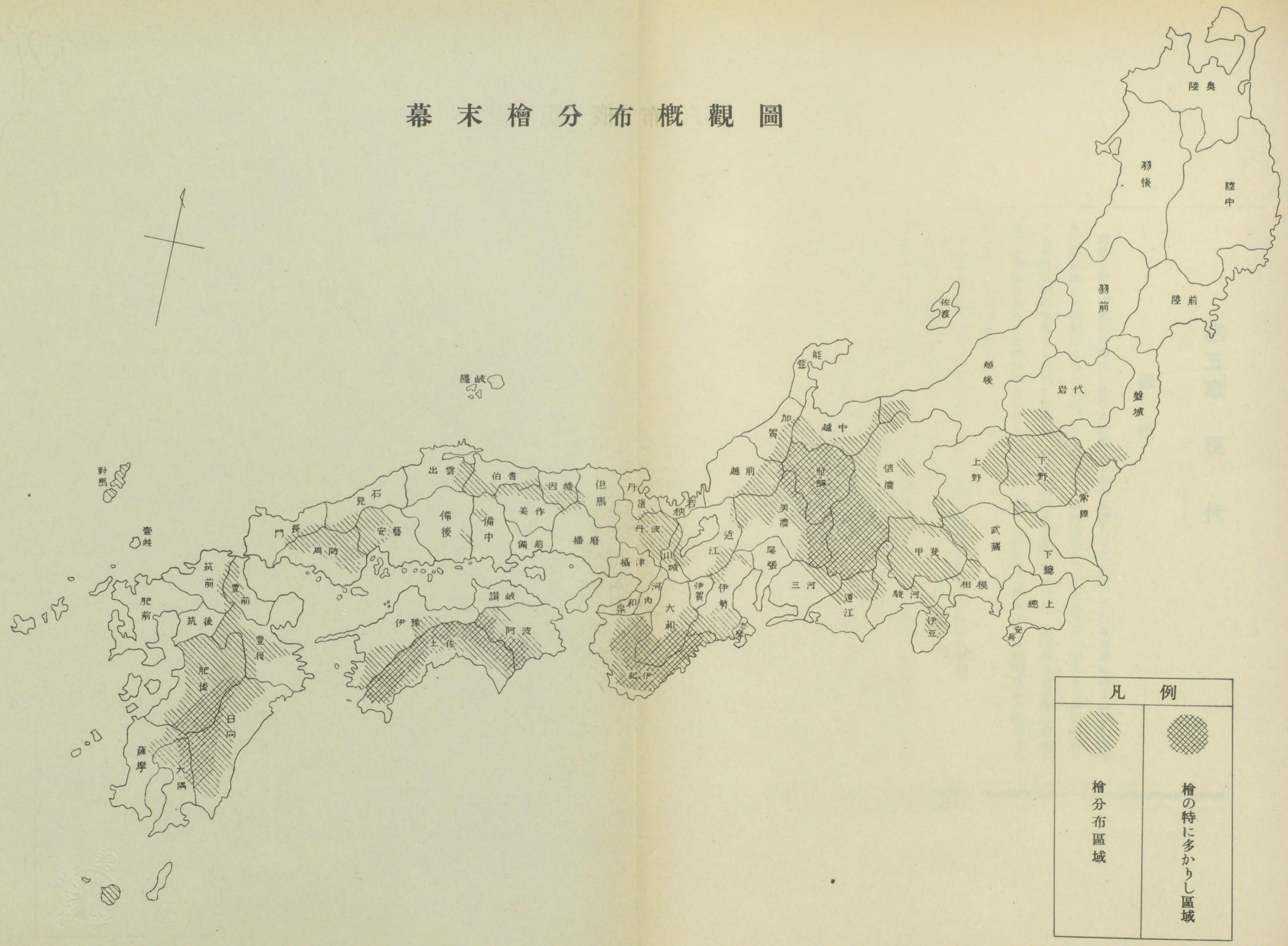

1. 寶永四年日記。2

第五章　現　代

概　說

前章に於て我國江戸時代に於ける檜樹の分布を大觀して見たが、これを本章に於て以下記述する天然生林と比較對照するときは、其の間に著しき相違あることを見出すであらう。單に現在ヒノキ天然生林の生育する地域に關聯し、附近の林況を比較對照すれば、猶廣汎なる範圍に繁殖し得べき可能性を有する地域尠からざるに拘らず、現今に於ける天然生林分布範圍は甚だ縮少せられて居ることを知るのである。

其の理由に就ては第一に明治初年に於ける林制上の變革を擧げなければならぬ。以下簡單に此間の事情を述べることゝする。

明治初年に於ける森林荒廢の原因

明治維新の後百般の政務は其の緒に就き、制度は革新せられ、所謂開明の域に進んだけれども、此の時期に於て我が森林の受けた損害は極めて大きく、其の衰頽荒廢したもの全國各地に現はれざるはなきに至つた。[1] 何故[2]なれば明治四年廢藩置縣の令出づるや、士は舊慣を改め、民は新奇を競ひ、從つて舊來の林制は弛み、其の結果は堰を切られた水の如き勢で、盜伐、濫採瀕々と起り、從來雜木の使用しか許されなかつた者までが檜[×]を用ふる樣になつて、遂に停止する所を知らぬ有樣であつた。殊に還祿者に森林を拂下げた如き、從來國家に保護せられた森林が地租改正の爲め一朝にして民有となつたものあるが如き、地押調査の爲め官林地を侵蝕した如き、其盜犯若しく

1. 2. 山林沿革史、第一次勸業會山林部日誌、帝國林制史。×檜は街藩時代停止木の一つであつたが明治維新の折その禁を解かれた、しかしその保護林は多くは元の儘存續した樣である。

は火災犯の處罰寛裕となつた如き、諸藩邸の建築神佛分離の結果による神社の修築の如き、其の他造船等各種工業の勃興とそれに伴ふ材價の騰貴の如き、金融の緩漫になつた事の如き、直接間接に森林の荒廢減少を來した原因であつたのである。從つて當時檜繩・檜皮・檜笠・檜杓子・檜籠・檜曲物等の檜製品及び檜丸太・檜板等を產出して居た福岡・鹿兒島・高知・鳥取・兵庫・京都・和歌山・長野・山梨・靜岡・神奈川等[1]の府縣の檜林の如き、當然其の影響を蒙らなければならなかつた。

是れ林制史上最も記憶すべき事であるが、爾來當局はこれの整理に汲々とし、其の學術も亦漸次進歩し、其の事業亦益々發達して我國現在の森林、就中これより記す檜林の分布を見るに至つたのである。

以下本章には各地方毎に天然生林、蓄積、斫伐及造林、ヒノキ老大樹の現況を逐次記述することとする、但し天然生林は比較的廣汎なる各地方に亘り分布する關係上到底悉くを盡すことを得ず主として三好東一技師の調査に係る當局林業試驗報告等二卷第一號中の本邦內地に於けるヒノキ天然生林の分布現況に據りたるものである。乍然右は特にヒノキ天然生林を古き時代より森林として存續し、面積約一ha以上を有し、主林木中には樹齡約百年生以上のヒノキを混淆する森林を前提としてあるが、本章に於てはヒノキ天然生所在地として特に顯著なるものはこれを附加した。

第一款　九州地方

1. 天然生林

九州地方に於けるヒノキ天然生林は次表に示す樣に[2]僅に國有林に於ける石塚、雛守、金峯山、

1. 山林沿革史、第一次勸業會山林部日誌。
2. 帝室林野局林業試驗報告第二卷第一號。

現代檜分布概觀圖

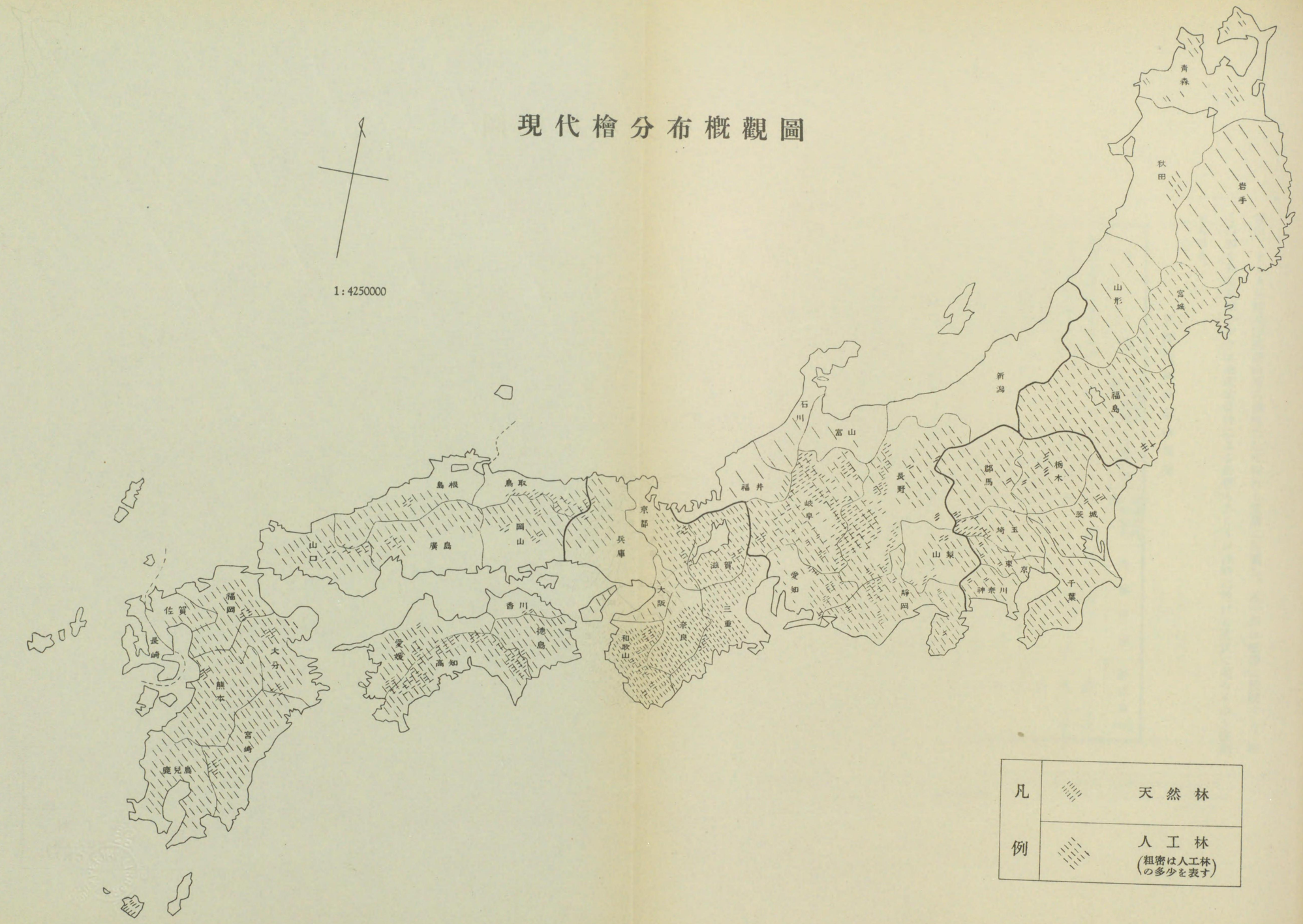

第一款　九州地方

1. 天然生林

九州地方に於けるヒノキ天然生林は次表に示す様に僅に國有林に於ける石塚、雛守、金峯山、

1. 山林沿革史、第一
2. 帝室林野局林業

傾山、オシカ長尾及び英彦山等六個所にして何れも溫帶に所属し、其一部は暖帶に接續する。斯くの如く分布區域の少きは地理的條件による影響もあらうが往時に於ける濫伐に因るものと推測せられる。

天然生林分布の現況

位置	所属局名又ハ所属関係	事業區別	林地名又ハ所属名稱	混淆樹種	海拔高(m)
鹿兒島縣熊毛郡上屋久村	熊本	尾久島	石塚	ヒノキ、スギ、モミ、ツガ、マツ、カシ類	七〇〇—一、三〇〇
宮崎縣西諸方郡小林町	〃	高原	雛守[1]	ヒノキ、マツ、モミ、ツガ、カシ類	八五〇—一、一〇〇
熊本縣飽詫郡芳野村	〃	金峰山	金峰山	ヒノキ、スギ、マツ類	三〇〇
大分縣大野郡大野市村	〃	—	傾山	ヒノキ、モミ、ツガ類	一、二〇〇
同縣玖珠郡八幡村	〃	—	オシカ長尾	ヒノキ、スギ、マツ、モミ、ツガ類	四五〇
福岡縣田川郡產山村	〃	飯塚	英彦山	ヒノキ、スギ、マツ、モミ、ツガ類	八〇〇

右の内英彦山[2]、傾山、雛守(霧島山に屬す)、屋久島は何れも保護林に編入せられてゐる。

備考 [3]右表に示す以外に該地方の隣接地乃至近接地である霧島群山中夷守岳 海拔一、六〇〇米天然生林内、宮崎縣西臼杵郡水無平國有林、更に大分縣北海部郡、下毛郡等に於て海拔六、七百乃至五百米位の國有林内にも點在してゐる。

尙屋久島宮ノ浦岳(海拔一、八〇〇米)附近に僅か一、二本宛點在せるものがヒノキ天然生分布の最南端である。

2. 蓄積

九州地方に於ける現在調査濟ヒノキ總蓄積は六四〇萬m^3に及び本邦ヒノキ總蓄積の九%を占め

1. 霧島山の中腹
2. 管内概要、熊本營林局、昭和十一年。3. 熊本營林局調査。

る。即ち四國地方の其れと略等しい。分布狀況は次表に示す通り國有林に就て之を見れば一事業區で五萬m³以上を有するもの六七事業區中僅に六事業區にして一〇萬m³以上を有するもの皆無である。縣別に見れば二〇〇萬m³未滿一〇〇萬m³以上に達するもの熊本、福岡、鹿兒島の三縣である。

九州地方に於けるヒノキ蓄積表[1]

縣別	所屬營林署又ハ所屬關係	事業區名又ハ山林名稱	總蓄積 (m³)	ヒノキ蓄積 (m³)	總蓄積に對するヒノキ蓄積の割合
福岡	熊×、直方	飯塚	四四四、五一六	四一、三一四	九
〃	〃	折尾	五一〇、四二五	四四、七五一	八
〃	福岡		九六、八四四	一、五一八	二
〃	〃		六〇八、六二一	一八、〇一二	三
國有林計				**一〇五、五九五**	
九大演習林	福岡	粕屋演習林	二六三	二六三	
官有林計					
縣市町村有			三〇五、七六〇	三〇五、七六〇	
部落有其他公有			一二四、〇六一	一二四、〇六一	
社寺有			三二、九九七	三二、九九七	
私有			八二〇、八一一	八二〇、八一一	
民有林計				**一、二八三、六二九**	
計				**一、三八九、四八七**	
佐賀	熊、佐賀	佐賀	四一六、七六四	七〇、一九一	一七
〃	〃	唐津	二一七、八七四	五〇、九三二	二三
〃	〃	大村	二四四、六六三	七、六四二	三
〃	〃	武雄	二九五、四四〇	二三、九一四	八
〃	〃	伊萬里	一六五、四五五	三、五六九	二
〃	〃	鹿島			
〃	〃	平戸			
國有林計				**一五六、二四八**	
縣市町村有			二二二、四一〇	二二、四一〇	
部落有其他公有			一一、四九〇	一、四九〇	
社寺有			五、〇一〇	五、〇一〇	
私有			一五二、七七六	一五二、七七六	
民有林計				**三九一、六八六**	
計				**五四七、九三四**	
長崎	熊、長崎	大村	三三九、一九六	三、〇七五	一
〃	〃	島原	六五四、〇二三	三一、一三六	五
〃	〃	對馬	五一二、九二九	三、五五八	七
國有林計				**三七、七六九**	
縣市町村有			四三、九〇〇	四三、九〇〇	
部落有其他公有			二、九〇五	二、九〇五	
社寺有			九五七	九五七	
私有			四〇、三一一	四〇、三一一	
民有林計				**八八、〇七三**	
計				**一二五、八四二**	
熊本	熊、熊本	金峰山	二九二、六四一	四五、七四六	一六
〃	〃	大津	二六九、七八三	六一、五三九	二三

1. 昭和九年度熊本營林局統計書。九州帝國大學農學部演習林調査（昭和十二年）。昭和九年度末各府縣調査。宮崎高等農林學校調査(昭和十二年)。鹿兒島高等農林學校調査(昭和十二年)。2. 19.96ha 遺林地。
× 熊本營林局。

熊本	熊、濱町	內大臣	二、二八三、五四五	七七、一九八	三
〃	〃 菊池	菊池	八七六、一三六	九八、三三八	一一
〃	〃 八代	八代	四九三、五八九	二〇、四七一	四
〃	〃 多良木	多良木	二七、八四九	五、〇五七	一八
〃	〃 水俣	水俣	七五七、九二八	二八、八六二	四
〃	〃 人吉	人吉	六三〇、一九二	四二、九〇九	七
〃	〃 吉	吉	一、一一八、一九九	一一、二四二	一
國有林計				**三九一、三六二**	
縣市町村有				三〇八、三一五	
部落有其他公有				六五、六三六	
社寺有				三、五三四	
私有				一、一八二、四五八	
民有林計				**一、五五九、九四三**	
				一、九五一、三〇五	
大分	熊、佐伯	佐伯	四九九、九二五	三八、七〇五	八
〃	〃 大分	大分	八二、四二五	一五、一七六	一八
〃	〃 竹田	竹田	四三九、五五一	三二、五三八	七
〃	〃 竹田	竹田	一、三六四、七七〇	二八、六〇四	二
〃	〃 森	森	二九一、四六〇	一五、七三二	五
〃	〃 日田	日田	四〇一、二五九	三六、五四一	九
〃	〃 甘木	甘木	二七八、一九五	七、八一七	三
〃	〃 矢部	矢部	三六六、五〇九	二三、五七八	六
〃	中津	中津			

〃	〃 行橋	行橋	三三一、九九五		
國有林計					
縣市町村有					
部落有其他公有					
社寺有					
私有					
民有林計					
宮崎	熊、延岡	宇目	一、二五一、八三九	六八、五〇一	二
〃	〃 高千穗	高千穗	三、二一八、四〇三	二三、四七九	一
〃	〃 美々津	東郷	二二〇、四〇六	五六四	一
〃	〃 尾鈴	尾鈴	八一二、三四八	二一、三三七	三
〃	〃 高鍋	石河內	一、五二二、一六五	五、八五七	一
〃	〃 妻	吹山	八七〇、三八四	一二、七五五	二
〃	〃 宮崎	宮崎	一、二五一、二五七	三、八五九	一
〃	〃 高岡	高岡	八四九、八一六	二、一七六	一
〃	〃 內山	內山	六五八、三七五	二四、九〇一	四
〃	〃 妻	茶臼岳	二八五、四〇二	六、五二九	二
〃	〃 綾	綾	四八五、三〇六	一一、五〇六	二
〃	〃 須木	須木	三、〇七九、九〇三	三二、〇二一	一
〃	〃 小林	高原	一、二四〇、二六一	三九、〇七三	三
〃	〃 小林	小林	一、三四三、九六八	四九、五六四	四

宮崎	熊、加久藤	矢岳	九六〇、六四二	一、八一五	一
〃	〃 白鳥		六九四、一七二	一四、一五〇	二
〃	高崎	霧島	一、〇三六、六九九	五、〇六八	一
〃	都城	高城	一、一二〇、三〇九	九〇四	一
〃	都城	都城	一、〇一三、九八八	一、九、〇〇六	二
〃	飯肥	飯肥	二、九八六、八二二	一、一八八	一
〃	福島	福島	八九〇、〇四八	八六三	一
〃		志布志	六五九、〇五三	三、八八七	六
國有林計				**二八六、八四二**	
宮崎高農演習林				五、八九一	
官有林計				**五、八九一**	
縣市町村有				一三七、五五二	
部落有其他公有				一一、七四三	
私有				一七〇、七三二	
民有林計				**三二〇、〇二七**	
計				**六一二、七六〇**	
鹿兒島	熊、内之浦	内之浦	一、七六一、一四二	一五、一〇〇	一
〃	大根占	大根占	二、二九六、五九〇	一〇、三五八	一
〃	鹿屋	鹿屋	一、三七一、六四六	七、〇九六	一
〃	高隈	高隈	一、三八四、一二八	五、二九四	一
〃	加治木	加治木	四七八、三九九	一二、五七五	三
〃		西霧島	五八四、一一三	一、七六五	一

1. 宮崎縣宮崎郡田野村。

〃	山野	大口	五二、八四九	二、一四七	四
〃	出水	出水	一、二四五、三四三	一八、七〇二	二
〃	川内	川内	八五九、六四六	四〇、五四八	五
〃	鹿兒島	鹿兒島	八七五、三二三	二七、五〇九	三
〃	上屋久	屋久島北	五四六、〇二三	一二、八三五	二
〃	下屋久	屋久島南	三、一四二、四一三	一一、八二六	一
〃	上屋久	屋久島東	三、〇九三、二七五	一三、六七五	一
〃	下屋久	屋久島東	三一六、三四九	四八	一
國有林計			二、七八五、八六九	一五、五三四	一
鹿兒島高等農林學校演習林		高隈演習林	七八、五九四	**一九五、〇一二**	
官有林計				六、五六九	八
縣市町村有				一九三、〇三二	
部落有其他公有				四三、五四八	
社寺有				一、三〇八	
私有				六六六、四七五	
民有林計				**九〇四、三六三**	
計				**一、一〇五、九四四**	
沖繩	縣市町村有			八三	
民有林計				**八三**	
計				**八三**	
合計				**六、四〇七、三二一**	

九州地方縣別所有別蓄積表

縣別	御料林	國有林	民有林	官有林（學校演習林）	計	全國ヒノキ總蓄積に對する歩合	順位	全縣に國府路線を擴張する位
福岡	—	一〇五、五九五	一、二八三、六二九	二六三	一、三八九、四八七	二・〇	2	⑮
佐賀	—	一五六、二四八	三九一、六八六	—	五四七、九三四	〇・八	6	㉚
長崎	—	三七、七六九	八八、〇七三	—	一二五、八四二	〇・二	7	㉙
熊本	—	三九一、二六二	一、五五九、九四三	—	一、九五一、二〇五	二・七	1	⑪
大分	—	二六七、一九二	四〇六、七七四	五、八九一	六七三、九六六	一・〇	4	㉘
宮崎	—	二八六、八四二	三三〇、〇二七	—	六二、七六〇	〇・九	5	㉙
鹿兒島	—	一九五、〇一二	九〇四、三六三	六、五六九	一、〇五、九四四	一・六	3	⑲
沖繩	—	—	八三	—	八三	〇・〇	8	㊻
計	—	一、四〇〇、〇一〇	四、九四〇、五六八	三、七三三	六、四〇七、三一一	九		

3. 斫伐及造林

[1]國有林に於ては明治初年以來造林地面積を增加し殊に明治三二年特別經營事業開始以來著しく增加した。スギ、ヒノキは既往に於ける本地方の重要造林樹種であつた。

著名林業地は

[2]福岡縣朝倉、八女兩郡地方・大分縣下毛郡・[3]熊本縣阿蘇郡小國鄉（ヲグニ）、同縣葦北郡水俣町（ミナマタ）地方の杉、檜林業である。

但し暖帶南部はヒノキの生育に不適當であるとの說が有力である。

最近三ヶ年間平均植伐關係は次[4]表の通である。

最近三ヶ年間に於けるヒノキ植伐關係

縣別	國有林 植栽面積(ha)	國有林 植栽本數	國有林 一ha當植栽本數	國有林 伐採量(m³)	國有林 全蓄積に對する伐採歩合(%)	公私有林 植栽面積(ha)	公私有林 植栽本數	公私有林 一ha當植栽本數	公私有林 伐採量(m³)	公私有林 全蓄積に對する伐採歩合(%)	官行造林 植栽面積(ha)	官行造林 植栽本數	官行造林 一ha當植栽本數	計 植栽面積(ha)	計 植栽本數	計 一ha當植栽本數	計 伐採量(m³)	計 全蓄積に對する伐採歩合(%)
福岡	四六	一四四、八〇〇	(三、一〇〇)	三四一、九	(三・二)	五六、九	二〇七、六八三	(三、六〇〇)	一七、七九一	(一・四)	四一	一三一、九六七	(三、二〇〇)	六五六	二、三五〇、四五〇	(三、六〇〇)	二一、二一〇	(一・五)
佐賀	二八	七〇、一〇〇	(二、四〇〇)	二五一、六	(一・六)	九、七	三二、八四八	(三、四〇〇)	一、八二一	(〇・五)	七、九	二七四、八六七	(三、四〇〇)	二〇四	六六六、八一五	(三、四〇〇)	四、三二、七	(〇・八)
長崎	三五	一七一、六五〇	(三、九〇〇)	一、一八九	(二・一)	一、六八	四九七、四五五	(三、〇〇〇)	四、一八六	(四・八)	一〇、七	三〇五、二六七	(三、九〇〇)	三七、七九	九〇一、七一九、一八六七	(三、九〇〇)	五、三七五	(四・三)
熊本	三九	一一九、七五〇	(三、一〇〇)	二八三	(一・五)	六二三	一、三三、三〇二	(三、一〇〇)	一、八三、八四一	(一・三)	一〇五	三六四、二三三	(三、四〇〇)	七八七	一、八六七、八九四、一三六	(三、四〇〇)	二、九、六九七	(一・五)
大分	七四	二一四、〇一七	(三、一〇〇)	四、一四三	(一・一)	二六二	七七〇、二四六	(三、九〇〇)	一一、七七八	(一・四)	一六〇	五二三、七三三	(三、七〇〇)	四七六	一、一四五、八三三、一三六八、一四四	(三、九〇〇)	一、六六五	(一・五)
鹿兒島	六一	一七一、八五〇	(三、一〇〇)	二、九〇八	(一・五)	二三七	六四〇、三九四	(三、七〇〇)	一一、七七八	(〇・五)	八一	二三八、七〇〇	(三、九〇〇)	三八〇	一、一四五、八三三	(三、九〇〇)	七、四六	(〇・七)
沖繩	—	—	—	—	—	二	五、七四七	(三、九〇〇)	—	—	—	—	—	二	五、七四七	(三、九〇〇)	—	—
計	三四〇	九九、一、四一	(三、九〇〇)	二、九八六、八一	(一・九)	二、一九三	六、三八六、六九七	(三、一〇〇)	七四、一八〇	(一・五)	七一一	二、三九六、〇〇〇	(三、一〇〇)	三、二四四	九、六七三、八三八	(三、〇〇〇)	一〇、〇四一	(一・六)

1. 管內概要　熊本營林局昭和十一年四月。 2. 日本の林業。 3. 本邦代表的優良林業第一輯。 4. 昭和八、九、十年度農林統計。

右表に示す如く伐採量二萬m³以上のもの熊本・福岡兩縣一萬m³以上のものは大分・宮崎の兩縣である。

4. ヒノキ老大樹

九州地方に於てヒノキ老大樹として記載されたるものを蒐集すれば次の通である。

一、熊本縣

1. 猫[1]寺の檜

所在地　熊本縣球磨郡水上村大字里防猫寺境内

樹幹の大さ　本樹は三株相密接して生じたるを以て、下部は分離して測ることを得ず

根廻り（三株合せて）　二〇米

根葦の境（三株合せて）　一二・五米

三株各基部の幹圍

東北株地上一・五米の幹圍　四・五米

西北株地上二米の幹圍（但し東北株の分幹癒着せり）四・七米

南株地上二米の幹圍　五・三米

樹高　東北株　三一・〇米　枝下　七・九米

西北株　三三・〇米　〃　七・〇米

南株　三三・五米　〃　五・二米

樹令　不詳

昭和二・七・二三調査

1. 大日本老樹名木誌。熊本縣老樹名木誌略　昭和七年熊本縣。

2. 小原[1]ひのき（お墓の木）

所在地　熊本縣阿蘇郡南小國村大字滿願寺字小原（コバル）共同墓地内

樹幹の大さ　本樹は小原村北方丘上共同墓地内にありて六・五米を隔てゝ二株南北に並び立てり。

株の大さ　根廻り　一一・五米

根葦の境（東側にて地上〇・二米）　七・〇米

地上一・五米の幹圍（東側にて）　七・一米

樹高　三三・五米

南株の大さ　根廻り　八・五米

根葦の境（北側にて地上〇・五米）　四・九米

地上二・〇米の幹圍（北側にて）　四・九米

樹高　三二・五米

樹令　三〇〇年以上と稱す

墓地に在るを以て世人はお墓の木と稱する。兩株は一體となり高丘の突角にあるを以て遠く數里の外より見ることを得、此地方旅行者の重要なる目標である。

昭和三・九・二調査

1. 熊本縣老樹名木誌略、熊本縣、昭和七年。

3. 熊本營林局調査に係る檜老大樹は次の如くである。

營林署別	區別	所在ヶ所	面積	平均樹高	胸高直徑範圍	本數	推定樹齢	備考
濱町營林署	國有林	上益城郡名連川村大字御所大矢國有林11と	0.01 ha	三 m	八〇 cm	一 本	一五〇 年	地上二mノ所ヨリ枝多數發達ス
〃	〃	同郡御岳村大字男成神社境内（國有林不要存置）	0.02	二四	一二〇	一	三〇〇	地上高五mノ所ヨリ枝四方ニ發達ス
菊池營林署	〃	鹿本郡岩野村字長生國有林51る	0.01	二六	八二	一	一〇五	雜木林内ニアリ一見孤立狀態ナル地上四mヨリ迄ハ融着狀ナルモ其上部ハ二本ニ分レ居リ樹幹稍通直（岐ヲレシ）
水俣營林署	〃	芦北郡久木野村字木折平25ほ内	0.08	三一	八〇	一	一一〇	
〃	〃	同郡大野村字國見53へ内	0.93	二六八—八六	八四	五	二一〇	
多良木營林署	〃	球磨郡水上村市房國有林29へ	0.01	四〇	八四	一	四〇〇	小曲
〃	〃	〃	0.01	三〇	九〇	一	四〇〇	
〃	〃	〃	0.01	三〇	二一〇	一	五〇〇	根元空洞アリ太枝多シ。
〃	〃	〃	0.01	三五	一一〇	一	四〇〇	梢ヨリ五mノ所二叉ス。
〃	〃	〃	0.01	四〇	一一五	一	四〇〇	〃
〃	〃	〃	0.01	三〇	八〇	一	一四〇	
熊本營林署	〃	熊本市花園町北本妙寺山國有林24ほ	0.92	二六八—八二	一四		一五〇	樹形普通ナルモ扁平ナルモアリ。
〃	〃	飽託郡西里村大字貢小秋國有林21よ	0.71	二五	八〇	二	一五〇	
〃	〃	同郡芳野村野出金峰山國有林37は	0.01	二五八—九一	二		一五〇	同一根部ヨリナル。
〃	〃	同郡同村仁川國有林34り		二五	八三	一	一〇〇	

〃	〃	菊池郡北合志村櫻ケ水國有林7る	1.83	二五八—一〇〇	六	二〇〇		非常ニ枝多シ。
〃	社寺有林	上益城郡七滝村七滝神社	0.0035	三〇 八〇	一	一八〇		
〃	〃	菊池郡北合志村大字麓字湯舟天護宮	0.05	三〇 一〇〇—一二五	四	二五〇		最大ナルモノ枝下二〇mアリ。
〃	〃	阿蘇郡長陽村大字河陽如來樣境内	0.008	一八 一一三	一	一七〇		枝約八本ニ分レ落雷木ニシテ北側腐朽。
〃	〃	同郡同村大字河陽卯添神社	0.01	三三 一二九	一	二三〇		地上四mヨリ七枝ニ分岐ス。
〃	〃	同郡同村大字河陽永野神社	0.03	三三 一〇八—一一四	二	二一〇		枝下六m。
〃	〃	同郡同村大字河陽西ノ宮神社	0.04	三三 九七—一一三	四	二一〇		枝下約一〇m。
〃	〃	同郡同村大字河陽久木野神社	0.03	二九八五—九二	三	一七〇		
〃	〃	同郡白水村八坂神社	0.015	三四 九六—一〇七	二	二〇〇		
〃	〃	同郡久木野村大字河陽足手荒神塚	0.01	二〇 九七	一	一七〇		枝下一二m。地上四・五mノ所ニテ八本ニ分岐ス。
〃	〃	同郡同村河陰	0.04	二九 九一—一一五	四	二〇〇		
〃	〃	同郡同村大字河陽字見瀨	0.01	一五 九五	一	一七〇		地上一・五mノ所ニテ枝分岐ス。
〃	〃	同郡同村大字久石御靈神社	0.015	二三 八三	一	一七〇		傘狀ヲ呈シ枝下一四mアリ。
森營林署	〃	阿蘇郡小國町宮原	四.00	三〇 八〇—一五〇	七八	二五〇		
濱町營林署	〃	上益城郡白絲村大字管熊野神社	0.01	三四 一三四	一	三〇〇		
〃	〃	〃	0.10	二五 九〇—九二	二	一八〇		地上高六mノ所ヨリ東西ノ方向ニ強大ナル枝伸長シ西北ノ方向擴張少シ。
〃	〃	〃	0.10	二八 一〇〇	一	二〇〇		
〃	〃	阿蘇郡馬見原町大字方野管原神社	0.05	二五 一二八—一三六	二	三〇〇		枝下一〇m枝四方ニ擴張ス。

濱町營林署	社寺有林	同郡同町大字大野幣立神社	〇・二五	〇・二五	三〇	八〇—一四八	一	六	三〇〇—四〇〇
菊池營林署	〃	鹿本郡岳間村大字多久	〇・一〇	〇・一〇	二八	八〇—一〇六	六		一〇〇
人吉營林署	〃	球磨郡藍田村大字間村社百山神社	〇・〇三三	〇・〇三三—一六八二	二	九四	二		一八〇
濱町營林署	國有地	上益城郡朝日村大字井無田六地藏（大藏省所管）	〇・〇三二	〇・〇三二—一三八〇	二	八三	二		二〇〇
多良木營林署	〃	球磨郡湯前町字中川三）九三番地	〇・〇三八	〇・〇三八—三〇	八六—一三六		二		三〇〇
〃	公有林	同郡上村公有林6 13林班	〇・一〇	〇・一〇	一六	八〇	五		一一〇
〃	〃	〃	〇・一〇	〇・一〇	一六	八四	五		一一〇
〃	〃	同郡同村上縣道並木	〇・〇一	〇・〇一	二〇	八〇	一		一一〇
〃	〃	同郡上村球磨農學校內	〇・〇一	〇・〇一	二四	八〇	一		一一〇
〃	〃	同郡湯前町字潮	〇・〇五	〇・〇五	二五	八〇	一		一五〇
人吉營林署	〃	同郡人吉町城內グラウンド	〇・〇一	〇・〇一	一九	八八	一		二五〇
熊本營林署	〃	阿蘇郡久木野村大字河陽	〇・〇〇八	〇・〇〇八	二五	八〇	一		一〇〇
〃	〃	菊池郡大津町大字大津	〇・〇一	〇・〇一	二七	九〇—一〇〇	三		三〇〇

樹形ハ普通樹冠ヲ呈シ成育今尚旺ナリ。

一般的ニ生長ヲ質美麗ニシテ自然ニ立ツモノト他ノ木ハ接觸シテ一成ノ立方ニ成ルモノヲ蕾生ノ樹枝ハ總テ又幹ノ綠枝ニ偏ジシ中ニアルモノヲ邊ノ一部ニ集ルモノヲ多シ。弓狀ニ曲居ス

三本ヲ以テ一本ノ形ヲ各一本何カ分ヲ休セラレタル形ナリ。

濱町營林署	民有林	阿蘇郡小峯村大字小峯	〇・〇三	〇・〇三	一九	三八	一		三〇〇
人吉營林署	〃	球磨郡藍田村大字間	〇・〇一	〇・〇一	二六	一〇〇	一		二〇〇
熊本營林署	〃	阿蘇郡久木野村大字久石	〇・〇〇八	〇・〇〇八	一七	二六	一		二〇〇
〃	〃	上益城郡河原町	〇・〇五	〇・〇五	二七	八五—一一五	五、		一五〇
人吉營林署	墓地敷	球磨郡一武村字別府	〇・〇三	〇・〇三	二二	八二—八六	二		二〇〇
〃	〃	同郡藍田村大字七地	〇・〇三	〇・〇三	二三	一二—一三八	二		二七〇
		熊本縣計	二・〇〇五						二二

樹勢本來弱リ梢頭部ハ枯死ス

三吉㎝ノ接ノ孤立シ現ハ代ハ

地上七㎝ノ三分ノ二本ノ所ニ分ニテ八〇。四五㎝ノ岐ス。

地上五㎝ノ所ニテ五〇㎝ノ岐ス。

生育不良ニ三。ヨリ分岐ス

地上育不良ニ五。ヨリ分岐ス

天然生ノ狀ニ枝ニ多ク生セリ。六・八m

枝條多シ、所有者河原村寛。五m

枝ノ野ニ一部ノ腐ノ朽元ノ

舊蕃時代庇ノ樹ナリ枝下一六m

舊蕃時代庇ノ樹ナリ枝下一六m

止ノ狀ニ大態下高ク。六・八m

止ノ狀ニ大態下高ク。六・八m

樹冠ノ弱ノ少ノ生長ノ休止ノ狀態m

樹冠ノ弱ノ少ノ生長ノ休止ノ狀態m

栽セル樹ノ冠ノ弱ノ少ノ根元ノ部腐ノ朽セ

栽セル樹ノ冠ノ弱ノ少ノ根元ノ部腐ノ朽セ

擇伐後ノ雜樹ノ生長セルモノト認メラレ尾筋ニ孤立シ枝擴張ス。

片方ニ地上二m復枝アル他ハ最優ナリ地上八m三方ヨリ分岐ス。

地上約三・五m側枝ヨリ一生ジ倚ス主ノ枝ヨリ上五m部分ヲ生ジ四更ニ四五主ノ枝ヲ地上ニ枝ヲ生ジ枝ノ部分ヲ

發達ニ地上高下ノ枝ニ四方ニ三一〇m狀態m主ノ枝ヲ生ジ五m根元ノ部ヲ生ジ岐ス。

材育停止ノ狀態m主ノ枝ヲ生ジ高下ノ枝ニ四方ニ三一〇m狀態m主ノ枝ヲ生ジ五m根元ノ部ヲ生ジ岐ス。

稍部ヨリ三m脊枯レ生ジ腐朽ノ能不ノ生ノ元ノ枝ヲ生ジ高下ノ枝ニ四方ニ三一〇m狀態m主ノ枝ヲ生ジ五m根元ノ部ヲ生ジ岐ス。

一般的ニ生長ヲ質美麗ニシテ自然ニ立ツモノト他ノ木ハ接觸シテ一成ノ立方ニ成ルモノヲ蕾生ノ樹枝ハ總テ又幹ノ綠枝ニ偏ジシ中ニアルモノヲ邊ノ一部ニ集ルモノヲ多シ。弓狀ニ曲居ス

三本ヲ以テ一本ノ形ヲ各一本何カ分ヲ休セラレタル形ナリ。

二、福岡縣（熊本營林局調査）

直方營林署	社寺有林	嘉穗郡內野村彌山老松神社境內	〇・〇五	〇・〇五	二三	九〇—一〇八	三		三〇〇
〃	〃	同郡大分村大字砂利藏日吉神社境內	〇・〇三	〇・〇三	三	九四	一		三五〇
〃	〃	同郡同村大字內住大山祇神社境內	〇・〇三	〇・〇三	二一	八二	一		三〇〇
福岡營林署	〃	早良郡脇山村大字脇山比丘尼碑境內	—	—	二四	九二	一		四〇〇
中津營林署	〃	同郡同村大字橫山神社境內	—	—	二〇	八〇	一		三〇
〃	〃	築城郡岩屋村七社神社境內	〇・〇五	〇・〇五	二八	八七	一		二〇〇
〃	〃	同郡同村求菩提鄕社國玉神社境內	〇・三〇	〇・三〇	三二	八〇—一〇八	七		三〇〇

樹幹ハ發達良好地上八m位ヨリ枝張リ通直ナリ。

樹幹ノ發達所ヨリ枝ヲ枯上ニ地ヨリ四m餘小枝ヲ張リ樹幹ノ發達良好ナリ。

中津營林署		同郡山田村大字四郎丸縣社大富神社境内	〇・一〇	三〇	八二—九〇	三	三〇〇	樹冠ハ上部ニノミ四枝アリテ下部ハ通直ニシテ枝下長シ今尚旺ナリ。					
	社寺有林	福岡縣計	〇・六四			一八							
三、大分縣（熊本營林局調査）													
中津營林署	社寺有林	下毛郡津民村檜原山正平寺前	〇・〇一	二〇	一三〇	一	五〇〇	所有者ノ瀕死ニシテ一本ノ枝ハ東川登村直入郡下毛郡大字永野ニ亙リ約九m位ノ大材ナリシモ良德ニシテ利益ヲ生ス。					
〃	〃	同郡槻木村字辻田	〇・〇五	二三	一三〇	一	九〇						
大分營林署	〃	速見郡由布院村字下依	〇・〇一	三三	一三〇	一	一五〇						
〃	〃	同郡同村字岳本	〇・〇一	二八	八六	一	一二〇						
大分縣計			〇・八			四							
四、佐賀縣（熊本營林局調査）													
武雄營林署	民有林	杵島郡西川登村大字神六	〇・〇〇三	二五	八二	一	一五〇	基部類似形態ヲナス。病枝ハ二m位膨大シテ腐ルモノ					
		佐賀縣計	〇・〇〇三										
五、鹿兒島縣（熊本營林局調査）													
山野營林署	國有林	伊佐郡大口村間根ケ平國有林22林班わ小班	〇・〇一	二五	一四四	一	一五〇	地上一・二mマデ片側腐リ稍頭部ニ入リ枯損樹勢衰弱ノ狀ヲ認ム。					
加治木營林署	〃	姶良郡東襲山村霧島山國有林63わ内	〇・〇一	三三	九〇	一	二五〇						

山野營林署	社寺有林	伊佐郡菱刈村大字田平	〇・〇二	二四	九〇	二	五〇〇	枝太形。					
〃	〃	同郡同村大字前目	〇・〇二	三八〇—八八	二	三〇〇	枝細形。南方神社境内ニスキ一本ノ孤立ノ狀態ニ雜木ト共ニ生立スル地四m上ノ圓錐ヲ生ズ。						
〃	〃	同郡本城村大字南浦三、五一、六番地	〇・〇一	一七	九〇	一	三〇〇						
加治木營林署	〃	姶良郡東襲山村霧島神宮境内	一・五〇	三五	八〇—一、五三	二五	二五〇	狀ニ枝ヲ張リ稍下ク生殺シ長ク混レ杉ノ大木ト混生枝張リ多シ					
〃	〃	同郡吉松村川西南方神社境内	〇・〇一	二八	一六	一	二五〇	杉大木ト混生枝張リ多シ					
鹿兒島縣計			一・五六										
六、宮崎縣（熊本營林局調査）													
小林營林署	國有林	西諸縣郡小林町細野高原事業乙七わ林小班	〇・〇三（〇・〇〇）	三五	一一〇—一二	二	二〇〇	本地域ハ自然生山火ニシテ爆發ノ當時殘存木ヲ母樹トシテ成林シタル概形ヲナス。					
〃	〃	十一に林小班	〇・〇一（〇・〇〇）	二七	八〇	一	三〇〇						
〃	〃	十一は林小班	〇・一九	三三	八〇—九二	一九	二〇〇	上ノ推殺ヲ二・三m大枝ヲ擴ヲ定ノ狀態ナシ地概形ヲ樹ルモノ或ハ又ハ複雜ナ。					
綾營林署	〃	東諸縣郡八代村茶臼岳4た	〇・四五	二〇	九二	一八〇—九〇	分枝數本用材ノ見込ナシ						
賀藤營林署	社寺有林	西諸縣郡飯野村大字未永縣社白鳥神社	〇・〇五	三八五	一三八	一	二八〇	地上五mヨリ三五度ノ角ヲ有スル內外側ノ枝一二m間ハ密生シ小曲シ樹形概シテ正ナリ。					
小林營林署	〃	西諸縣郡高原町拔川神社境内	〇・〇一	三六	一三	一	二五〇	樹形ハ低ク垂レ鍾形ヲナシ下枝老ノ衰微ヲ認メズ繁茂若ク枯殺シ如シ。					
延岡營林署	民有林	延岡市大字川島道側	〇・〇一三	二〇	八〇	一	九〇						
宮崎縣計			〇・六七			二六							

七、長崎縣（熊本營林局調査）

長崎營林署	國有林	東彼杵郡萱瀬村鑑瀬山	8れ	0・01	二八九〇—九六	二	一四五	品質中庸枝ハ概シテ直材
〃	〃	〃	8へ	0・01	三三	八三	一	一三〇	品質良好枝下一六m枝多直材
〃	〃	〃	17へ	0・01	三三	八〇	一	二一〇	〃
〃	〃	〃	18は	0・01	二七	八〇	一	二一〇	品質中庸枝下一〇m枝多シ。
〃	〃	〃	5と	0・二〇	三六	八四—一〇二	九	一六〇	大村藩主ノ植栽セルモノ
〃	〃	〃	4ぬ	0・一〇	三五	八〇—九二	四	一三五	〃
長崎縣計				0・二四			一八		

第二款　四國地方

1. 天然生林

四國地方に於けるヒノキ天然生林は次表に示す樣に國有林に於ては高知營林局管内、高松、西條、久萬、宇和島、宿毛、中村、川崎、大正、窪川、須崎、小川、本山、大栃、安藝、馬路、魚梁瀬、野根の各營林署部内に分布し、民有林に於ては愛媛、高知兩縣下にある[4]住友別子山林の外徳島縣の山林に點々分布する。[5]

田中波慈女氏によれば本地方ヒノキ天然生林は愛媛縣溫泉郡と上浮穴郡との郡界を爲す山脈より石槌山、別子山に沿ひて東に走り、徳島、香川の縣界山脈を走る年降水量一、五〇〇粍配分線以南に分布し、年降水量三、〇〇〇粍配分線内には集團的に發生し、年平均氣溫は攝氏一七。以上、海拔高六〇〇m以上の地帶に成育する。即ち一般に中央脊嶺地方竝に其南部斜面地帶に多き現況である。土壤は凝灰岩の適度に分解せるもの、又火山灰の分解せるものには極めてよく發生し、峰通り、急斜面には集團せる林分を形成する場合が多い。

1. 帝室林野局林業試驗報告第二卷、第一號。 2. 高知營林局管内要覽（昭和十年十月）高知營林局 P.105。 3. 宮崎柳、四國西部に於ける含地式土壤（火山灰質土壤）と二三針葉樹の天然分布に就て、林學會雜誌、第15卷、第4號、昭和8年。 4. 住友別子鑛山株式會社農林課、猿谷嘉吉氏調査。 5. 德島縣林務課調査。

天然生林分布の現況

位置	所管局名又ハ所屬關係	事業區名	林地名又ハ所屬名稱	混淆樹種	海拔高(m)
愛媛縣北宇和郡北宇和島町	高知營林局	宇和島	滑床山	ヒノキ、スギ、カヤ、モミ、ツガ、カシ類、マツ	六〇〇—一、〇〇〇
〃 〃 〃	〃	〃	鬼ケ城山	ヒノキ、カウヤマキ	九〇〇—九五〇
〃 〃 〃 明治村	〃	〃	目黑山	ヒノキ	七〇〇—一、〇〇〇
〃 南宇和郡一本松村	〃	〃	篠山	ヒノキ、カウヤマキ	一、〇〇〇—一、〇六四
〃 上浮穴郡參川村	〃	久萬	小田深山	ヒノキ、カウヤマキ、スギ、ブナ類、モミ、ツガ、カシ	九〇〇—一、一〇〇
〃 〃 面河村	〃	〃	面河山	ヒノキ、カウヤマキ、スギ、カヤ、ツ、モミ、ツガ、カシ類	九〇〇—一、二〇〇
〃 〃 弘形村	〃	〃	狼ケ越山	ヒノキ	一、〇〇〇—一、二〇〇
〃 新居郡大保木村	〃	西條	西ノ川山	ヒノキ	一、〇〇〇—一、二〇〇
〃 〃 加茂村	〃	〃	笹ケ峰山	ヒノキ、ネズコ、ツガ、コメツガ、ヒメコマツ類	一、四〇〇—一、五〇〇
〃 宇摩郡關川村五良津山	住友別子鑛山株式會社	〃	住友別子山林	ツガ、モミ及び小數ノヒノキヲ含ム	
〃 〃 別子山村中七番	〃	〃	〃	ヒノキ、スギ、カヤ、モミ、ツガ、カシ類、マツ	八〇〇—一、〇〇〇
香川縣香川郡安原上西村	高知營林局	高松	龍王山	ヒノキ、スギ、マツ、モミ、ツガ、カシ類	六〇〇—八〇〇
高知縣幡多郡津大村	〃	黑尊	黑尊山	ヒノキ、スギ、カウヤマキ、カヤ、カシ、モミ、ツガ類	八〇〇
〃 〃 〃	〃	黑尊	堂ケ森		

1 一—七二年生
面積一〇八町九二
2 林令約二二〇年
面積一三八町三四
最大胸高直徑三尺七寸五分